

# 第3編 個別災害対策

## 第1章 風水害対策

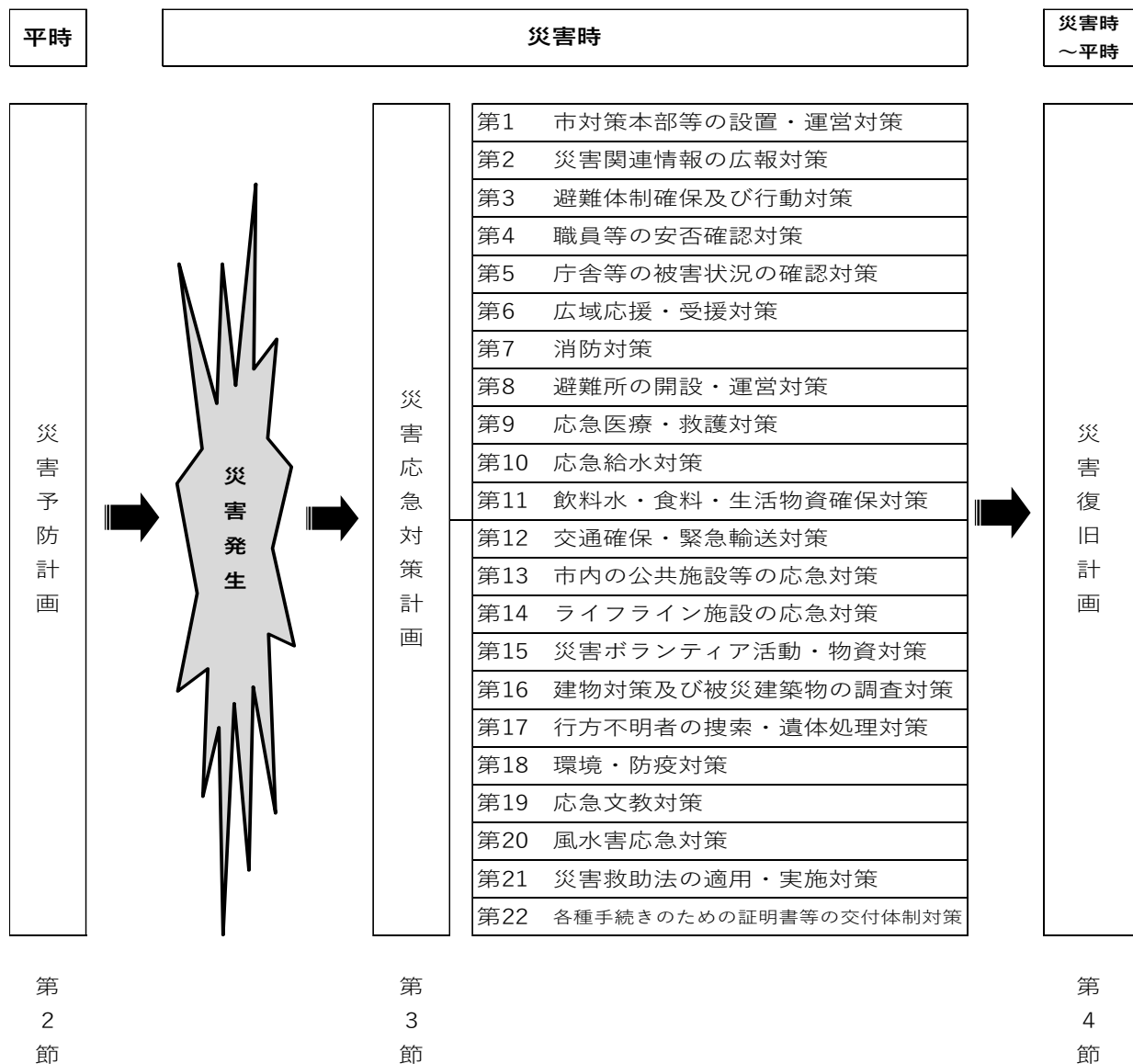
### 第1節 対策の概括

#### 第1 対策の流れ

本章は、豪雨の影響による河川の氾濫・道路の冠水や強風による倒木・家屋の損傷などの風水害全般の災害に対する警戒及び防御、これらによる被害の軽減を図るため、予防・応急対策について定めたものである。

本章では、台風や前線の接近に伴う気象注意報、警報や河川情報等を基に、事前に警戒体制を整備するものである。

なお、豪雨等の影響による土砂災害対策は、第2章の記載のとおりである。



## 第2 想定の被災

本計画の「第1編 総則」で想定した風水害による被災は次のとおりである。

- 日最大1時間雨量及び日降雨量 80mm/1時間、170mm/1日
- 日最大瞬間風速 50m/1秒

- 1 人的被害 重傷・軽症者数 20人
- 2 住家被害 床下・床上浸水 100件
- 3 道路・河川・急傾斜崩壊被害
  - (1) 側溝等の溢水 200件
  - (2) 急傾斜地崩壊 10件
- 4 ライフライン被害
  - (1) 上下水道 断水 200戸 下水道の溢水 40か所
  - (2) 停電 4,000戸
  - (3) ガス漏洩 3件 900戸
- 5 避難所開設 30か所

※ なお、上記の被害は、令和4年度小樽市総合防災訓練の想定や令和5年9月12日に発生した豪雨災害の被害概況等を基に、過去の本市における最大値を参考とした上で、更に豪雨が継続した場合を想定して上増しをした設定値であり、今後、最新の知見等が発表になった場合、その想定を採用するものとする。

## 第3 災害予防計画の概要

本項では、風水害時でも迅速・的確に対応ができるよう、平時から風水害に備えることが重要と考えるため、詳細は第2節に記載している。

## 第4 災害応急計画の概要

本項では、被災後の市民生活の早期回復と地域経済の復興支援のために必要な措置について取りまとめており、詳細は第2編第3節に記載している。

### 第2節 災害予防計画

#### 第1 市・防災関係機関・市民等の心構え

風水害対策に当たっては、台風や前線の接近に伴う気象注意報及び警報の発表などが事前にあるものの、近年は突発的な集中豪雨等が度々発生するようになったため、雨風等による人的・住家等被害を最小限にとどめるには、市や防災関係機関を始め、市民一人ひとりの心構えを平時からしっかりと確立しておくことが重要である。

なお、それぞれが平時から取り組むべき主な事項は、第2編第2節「災害予防計画」と基本的に同様である。

## 第2 風水害等に関する防災知識の啓発・普及

平時から取り組むべき主な事項は、基本的に第2編第2節の災害予防計画と基本的に同様であるが、これまで雨風等の被害を受けた箇所では改善が進んでいない箇所は、災害時に被災のリスクがある旨、周知しておくことが重要である。

## 第3 風水害等に強いまちづくりの推進

### 1 河川及び道路側溝等の整備・維持管理

(1) 後志総合振興局小樽建設管理部は、市内の二級河川において必要に応じて整備・改修を行うとともに、継続的な維持管理に努めるものとする。

(2) 市（建設対策部及び産業対策部）は、内水氾濫の懸念がある箇所や浸水履歴がある区域、市街地での低地帯など浸水しやすい区域において、必要に応じて整備・改修、継続的な維持管理に努めるものとする。

### 2 道路及び公園等の樹木の維持管理

各道路管理者及び公園管理者は、既存の樹木の状態を定期的に点検し、風等の影響を受け倒木しやすい樹木は、必要に応じて剪定、又はあらかじめ撤去するなどの事前対処に努めるものとする。

## 第4 災害関連情報の伝達手段の多重化

後志総合振興局小樽建設管理部及び市（総括部）は、洪水時の円滑な警戒避難が行われるために必要な情報の伝達手段について、平時から多重化に努めるものとする。

なお、現行の災害関連情報の伝達手段は、第2編 大規模災害対策（地震・津浪）の第2節 災害予防計画と同様である。

## 第5 物資・防災資機材等の整備・確保の推進

市（建設対策部及び消防部）は、平時から水防資機材を整備し、水防施設の点検・管理を行うとともに、各種水防訓練の実施に努める。

## 第6 避難警戒体制の啓発・普及

水防法の規定に基づき、北海道が管理する二級河川で洪水により、相当な損害を生ずるおそれがあるとして、北海道知事により指定を受けた水位指定及び周知河川に対し、当該河川が氾濫した場合の浸水想定区域は、水位情報の収集及び伝達をはじめ、避難、救助、その他洪水による被害を未然に防止するために必要な避難警戒体制の整備に努める。

## 第7 避難行動要支援者等の要配慮者への対策

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法の規定に基づき、当該利用施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画を作成するとともに、定期的な訓練の実施に努めるものとする。また、当該利用施設の所有者又は管理者は、計画を作成した際には、速やかに市（総務部災害対策室）に報告するものとする。

**第3節 災害応急対策計画****第1 市対策本部の設置・運営対策**

本応急対策計画において、市対策本部の設置が必要な時期は、長期に大雨警報等が継続し、道路冠水が多数発生して、一定規模の住民避難が必要となったときであり、本市の係長職員以上を持って対応に当たる第2非常配備を想定したもので、設置及び指示伝達系統は第2編と同様（係長職員以上として参照。）である。

運営に当たっては、市対策本部の設置（市消防庁舎6階講堂）後、市及び防災関係機関は、災害応急体制をとり、迅速に応急対策活動を行うものとする。

運営期間は、本計画の規模として最大でも3日程度を想定しているが、それ以上長期にわたる場合は、本部長の判断の下、全職員を持って対応に当たる第3非常配備に移行するものとする。

なお、当該災害のおそれがしばらくはなくなったものと判断した場合は、長期にわたる復旧対策は平時の原部の対応に移行し、本部長の判断の下、同本部を解散するものとする。

**第2 災害関連情報の広報対策**

本項目は、第2編と基本的に同様である。

**第3 避難体制確保及び行動対策****1 避難体制**

避難が必要となる風水害が発生した際は、まず、自助としての市民等の自主的な避難行動によるものとするが、各地域の要配慮者の避難を支援するため、警察や自主防災組織等の協力の下、状況に応じて指定緊急避難場所などへの避難を実施する。

なお、自身が居住する建物が風水害の影響を受けておらず、仮にライフラインが止まってしまったときでも自身に十分な備蓄がある場合には、できるだけ居住地にとどまることが望ましい。

また、市（市対策本部）は、本編第3節第7「避難所の開設・運営対策」に基づき、状況に応じて開設を決定した避難所の安全を確認した上で、これを開設し、避難者を受入れるものとする。さらに、風水害の発生時に市本庁舎等の各職場に来訪者がいる場合で、避難が必要な場合は、市職員の執務時間内においては、各職場の職員が所定の緊急避難場所などに一時的な誘導を行うものとする。

**2 避難の順位**

避難させる場合には、要介護などの高齢者、身体障がい者、傷病者及び幼児など、要配慮者を優先的に避難させるよう努めるものとする。

**3 必要な備品及び給食施設等**

避難所を開設した場合に必要な備品及び給食施設等は、その施設の物を借り上げて利用するものとし、消耗資材については、購入するものとする。

#### 第4 職員等の安否確認対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を風水害と読み替えて適用する。

#### 第5 庁舎等の被害状況の確認対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、豪雨による庁舎内の雨漏りや強風による建築物や設備の破損等を想定して適用する。

#### 第6 広域応援・受援対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を風水害と読み替えて適用する。

#### 第7 消防対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を風水害と読み替えて適用する。

#### 第8 避難所の開設・運営対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、局所的な災害が発生した場合、一時的な屋内避難場所として協力が得られた町内会館等を活用するものとする。

#### 第9 応急医療・救護対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

#### 第10 応急給水対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

#### 第11 飲料水・食糧・生活物資確保対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

#### 第12 交通確保・緊急輸送対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

#### 第13 市内の公共施設等の応急対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を風水害と読み替えて適用する。

#### 第14 ライフラインの応急対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を風水害と読み替えて適用する。

#### 第15 災害ボランティア活動・物資対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

#### 第16 建物対策及び被災建築物の調査対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を風水害と読み替えて適用する。

## 第17 行方不明者の捜索・遺体処理対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第18 環境・防疫対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第19 応急文教対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第20 風水害応急対策

異常降水等による河川の溢水を防ぎよし、水による被害を最小限度にとどめるための計画は、次に定めるところとするものである。

### 1 水防組織

水防組織は、市（建設対策部、消防部）及び消防団をもって充てることとし、地域の分担は、市（消防部）にあつては消防署、各支署、各出張所及び支所、消防団にあつては各分団がそれぞれの管轄区域を分担する。

### 2 指定河川洪水予報及び水位到達情報

#### (1) 指定河川洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりとする。

<洪水予報河川>

管理者	河川名	基準地点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
北海道	新川	天狗橋	5.29m	6.27m	7.32m	7.32m

#### (2) 水位周知河川における水位到達情報

国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

水位周知河川

管理者	河川名	基準地点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
北海道	星置川	星置川	6.29m	6.46m	6.75m	7.17m

(3) タイムラインの策定

新川、星置川のタイムラインを補足資料「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）」の資料5、6に定める。

※タイムライン：災害時に発生する状況をあらかじめ想定した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理したもの。

3 水防信号 水防信号は、次のとおりとする。

区 分	警鐘信号	サイレン信号	摘 要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒15秒 5秒15秒 5秒15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	氾濫注意水位に達したとき及び気象台から気象の通報を受けたとき発する信号
出動第1信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号
出動第2信号	○-○-○-○ ○-○- ○-○ ○-○-○-○	10秒5秒 10秒5秒 10秒5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 避難 立退き	乱 打	1分5秒 1分5秒 ○-休止 ○-休止	必要を認める地域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号
(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。			

なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発することとする。

4 応急対策

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、市（建設対策部、消防部及び消防団）は、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮し可能な限り最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

## 水防資材調達計画

会社名 代表者 職・氏名	所在地 電話・FAX	資材集積場所 資材名
(有)熊谷テント製作所	祝津2-379 電話 25-3232 FAX 25-3234	祝津2-379 同社倉庫 大型土のう袋、PE

## 5 浸水想定区域における要配慮者利用施設

浸水想定区域における要配慮者利用施設：下表のとおり

番号	所在地	要配慮者利用施設
1	銭函3丁目298番地	医療法人ひまわり会札幌病院
2	銭函2丁目36番113号	リハビリ特化型通所介護らく楽リハビリー
3	銭函3丁目186番21号	LIFE REHABILITATION 希望のつぼみ銭函
4	銭函3丁目524番8号	だるまちゃん保育園
5	真栄1丁目6番1号	脳神経外科おたる港南クリニック
6	築港10番1号	北海道済生会小樽病院
7	築港10番1号	北海道済生会小樽病院重症心身障がい児(者)施設みどりの里
8	築港10番2号	北海道済生会小樽病院なでしこキッズクラブ
9	天神2丁目8番2号	北海道宏栄社
10	天神2丁目18番3号	指定相談支援事業所あおば
11	奥沢1丁目25番11号	ニチイケアセンター小樽奥沢
12	奥沢2丁目10番18号	グループホーム自由の風
13	若松2丁目1番14号	アイケアわかまつ
14	若松2丁目1番18号	グループホームアイケアおたる
15	若松2丁目8番20号	デイサービスセンターラポールなんたる
16	若松2丁目8番20号	特別養護老人ホームラポールなんたる
17	若松2丁目8番20号	特別養護老人ホームリバーサイドなんたる
18	新光1丁目2番20号	ふれあいの里グループホーム小樽・朝里
19	新光1丁目38番2号	多機能型こことむKIDS
20	朝里川温泉1丁目219番地1	デイサービスゆらぎの家
21	朝里川温泉2丁目692番地109	ショートステイ朝里温泉
22	朝里川温泉2丁目693番地6	特別養護老人ホームラポールゆらぎの里
23	朝里川温泉2丁目694番地13	グループホームつつじ
24	朝里川温泉2丁目694番地3	NPO法人グループホーム生きがい

25	朝里川温泉 2 丁目 694 番地 4	グループホームつつじⅡ
26	朝里川温泉 2 丁目 694 番地 63	デイサービス朝里山荘
27	朝里川温泉 2 丁目 708 番地 1	特別養護老人ホーム朝里温泉
28	銭函 3 丁目 519 番地 4	NPO 法人音幸舎
29	蘭島 1 丁目 3 番 27 号	蘭島保育園
30	蘭島 1 丁目 4 番 14 号	蘭島小規模多機能ホームさくら

## 第21 災害救助法の適用・実施対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第22 各種手続きのための証明書等の交付体制対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

### 第4節 災害復旧計画

本節は、第2編と基本的に同様である。

### 第5節 補足資料

別表1 重要水防区域（小樽市水防計画による）

令和4年10月1日現在

番号	水系名	河川名	河川種類	河川管理者	重要水防区域		
					左右の別	延長(m)	地区名
1	蘭島川	蘭島川	二級	北海道	左右	200	(市)曙橋～0.2km下流
2	〃	チノナイ沢川	普通	小樽市	左右	1,100	忍路2丁目～蘭島2丁目
3	〃	種吉沢川	普通	小樽市	左右	2,500	忍路2丁目～忍路1丁目
4	桃内川	桃内川	普通	小樽市	左右	2,700	桃内1丁目～桃内2丁目
5	〃	伍助沢川	普通	小樽市	左右	2,800	塩谷3丁目
6	浜中川	浜中川	普通	小樽市	左右	2,300	塩谷1丁目
7	〃	稲穂沢川	普通	小樽市	左右	1,700	塩谷1丁目～塩谷3丁目
8	〃	新道沢川	普通	小樽市	左右	1,700	塩谷2丁目～柳沢3丁目
9	色内川	色内川	普通	小樽市	左右	4,100	色内2丁目～柳沢1丁目
10	〃	長橋川	普通	小樽市	左右	3,900	長橋3丁目～長橋1丁目
11	〃	二ツ目川	普通	小樽市	左右	1,200	長橋4丁目～幸1丁目
12	〃	三ツ目川	普通	小樽市	左右	100	長橋4丁目～幸4丁目
13	〃	柳沢川	普通	小樽市	左右	1,600	柳沢1丁目
14	祝津川	祝津川	普通	小樽市	左右	1,300	祝津2丁目
15	豊井川	豊井川	普通	小樽市	左右	1,500	祝津1丁目
16	牛川	牛川	普通	小樽市	左右	400	高島1丁目～赤岩2丁目

17	手宮川	手宮川	普通	小樽市	左右	2,300	色内3丁目～赤岩2丁目
18	〃	赤岩川	普通	小樽市	左右	2,600	赤岩1丁目
19	手宮仲川	手宮仲川	普通	小樽市	左右	400	色内3丁目～清水町
20	於古発川	於古発川	準用	小樽市	左右	4,000	色内1丁目～最上2丁目
21	〃	於古発川支流	普通	小樽市	左右	1,400	緑1丁目～緑3丁目
22	〃	於古発沢川	普通	小樽市	左右	1,300	最上1丁目～最上2丁目
23	〃	緑奥塩谷川	普通	小樽市	左右	1,000	最上2丁目～緑5丁目
24	入船川	入船川	普通	小樽市	左右	3,700	港町～松ヶ枝2丁目
25	〃	松ヶ枝川	普通	小樽市	左右	1,100	松ヶ枝1丁目～松ヶ枝2丁目
26	勝納川	潮見台川	普通	小樽市	左右	1,100	新富町～潮見台2丁目
27	〃	真栄川	準用	小樽市	左右	1,200	潮見台1丁目～真栄2丁目
28	〃	下奥沢川	普通	小樽市	左右	1,900	奥沢1丁目～天神1丁目
29	〃	芹ノ沢川	普通	小樽市	左右	500	奥沢4丁目～天神1丁目
30	〃	奥沢川	普通	小樽市	左右	900	奥沢4丁目～天神2丁目
31	勝納川	恩根内川	普通	小樽市	左右	500	天神3丁目
32	〃	工藤ノ沢川	普通	小樽市	左右	400	天神3丁目
33	若竹川	若竹川	普通	小樽市	左右	1,000	築港～若竹町
34	勝納川	勝納川	二級	北海道	左	400	奥沢～天神
35	勝納川	勝納川	二級	北海道	左	400	若松～奥沢
36	張碓仲川	張碓仲川	普通	小樽市	左右	900	張碓町
37	春香川	春香川	普通	小樽市	左右	500	張碓町～春香町
38	和宇尻川	和宇尻川	普通	小樽市	左右	800	張碓町～春香町
39	桂岡川	桂岡川	普通	小樽市	左右	800	銭函1丁目～桂岡町
40	銭函川	銭函川	普通	小樽市	左右	2,500	銭函1丁目～見晴町
41	谷地川	谷地沢川	普通	小樽市	左右	800	銭函2丁目
42	〃	谷地沢川支流	普通	小樽市	左右	400	銭函2丁目～見晴町
43	〃	銭函山ノ上川	普通	小樽市	左右	500	銭函3丁目～星野町
44	〃	銭函石山沢川	普通	小樽市	左右	600	見晴町
45	〃	コソ川	普通	小樽市	左右	500	銭函3丁目～星野町
46	ホソ川	ホソ川	普通	小樽市	左右	2,600	銭函3丁目～銭函2丁目
47	榎里川	榎里川	普通	小樽市	左右	600	朝里1丁目～新光3丁目
48	新光沢川	新光沢川	普通	小樽市	左右	430	朝里4丁目～新光町

## 第1 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）

### 1 避難情報の発令対象とする洪水等

<対象（立退き避難が必要な災害の事象）>

- (1) 河川が氾濫した際に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸浸食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合  
※ 具体的な区域や河岸浸食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が家屋倒壊等氾濫想定区域を設定している場合がある。
- (2) 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合  
※ 住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下へ立ち入り等にも留意が必要
- (3) ゼロメートル地帯のように、浸水が長期間継続するおそれがある場合

<避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件>

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

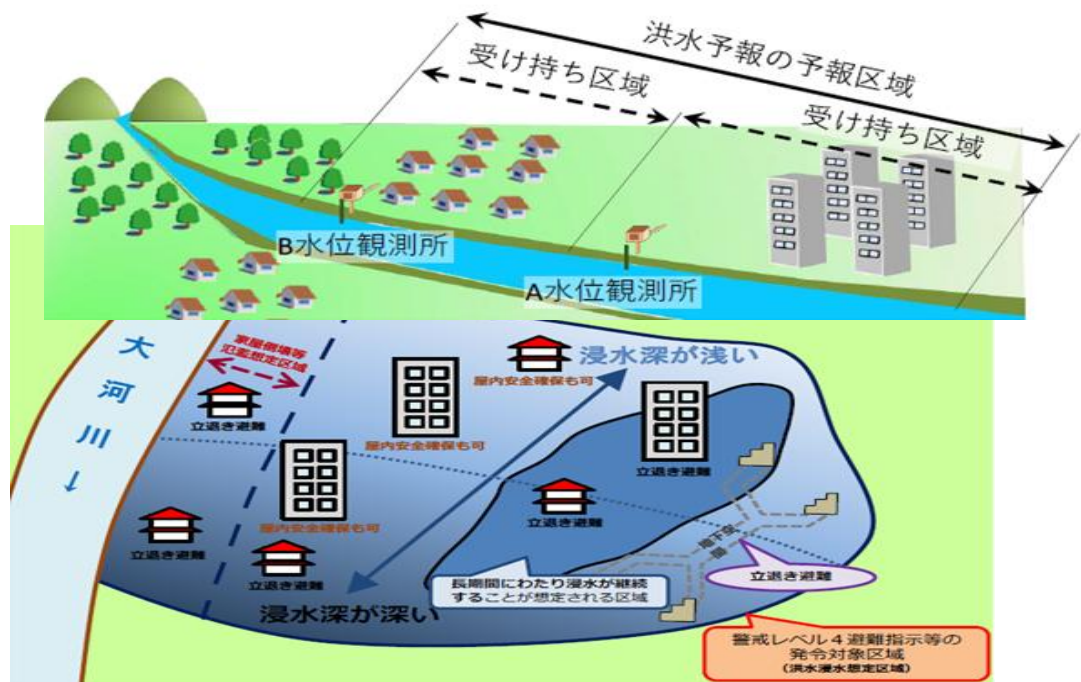
### 2 避難情報の発令対象区域

《洪水予報河川・水位周知河川》

洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。ただし、当該河川の予報区域等の洪水浸水想定区域に対して避難情報を一律に発令する必要はなく、河川が氾濫するおそれが高まっている受け持ち区域において、氾濫が発生した際の洪水浸水想定区域に対して避難情報を発令するものである。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市町村は、洪水規模別（計画規模、想定最大規模）、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ河川事務所等から入手し把握しておくことが必要である。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて【警戒レベル4】避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。



(受け持ち区域内の1つの氾濫ブロックにおける発令対象区域のイメージ)

#### 《水位周知下水道》

水位周知下水道では、水防法に基づき公表されている雨水出水（内水）浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

#### 《その他河川等》

その他河川等からの氾濫についても、国・北海道からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することも考えられる。

なお、設定に当たっては、地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第2版）（平成30年12月）を活用することも考えられる。

その他河川のうちダム下流域では、これらに加え、今後、順次作成が進められる浸水想定図を参考に区域を設定することも考えられる。

また、防災重点農業用ため池については、浸水想定区域図を参考に区域を設定することが考えられる。

## 3 避難情報の発令等を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。	
大雨警報	気象庁	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。	≪北海道防災情報システム≫ <a href="https://www.bousai-hokkaido.jp/">https://www.bousai-hokkaido.jp/</a> ≪気象庁ホームページ≫ <a href="https://www.jma.go.jp/jma/">https://www.jma.go.jp/jma/</a>
大雨特別警報	気象庁	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。	
洪水注意報	気象庁	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられます。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
洪水警報	気象庁	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
指定河川洪水予報	国土交通省 北海道 気象庁	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について、「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもの	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪川の防災情報≫ <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> ≪市町村向け川の防災情報≫ <a href="http://city.river.go.jp/title_city.html">http://city.river.go.jp/title_city.html</a> (ID・パスワード必要) ≪緊急速報メール≫ (国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報)
水位到達情報(河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される。	≪川の防災情報≫ ≪市町村向け川の防災情報≫
国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)	国土交通省	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔(200mごと)での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン) ≪一般向け≫ <a href="https://frl.river.go.jp/">https://frl.river.go.jp/</a> ≪市町村向け≫ <a href="https://frlg.river.go.jp/">https://frlg.river.go.jp/</a>

水位到達情報（下水道）	北海道市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	《北海道防災情報システム》
流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川ごとに、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令の判断に活用できる。	《気象庁ホームページ》
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布	気象庁	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。	《気象庁ホームページ》
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布	気象庁	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、雨が強まってきたときや大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているのかを把握することができます。	《気象庁ホームページ》
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	気象庁	大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したものです。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができます。	《気象庁ホームページ》
降水短時間予報	気象庁	6時間先までと7時間から15時間先までとで発表間隔や予測手法が異なります。6時間先までは10分間隔で発表され、各1時間降水量を1km四方の細かさで予報します。7時間先から15時間先までは1時間間隔で発表され、各1時間降水量を5km四方の細かさで予報します。	
記録的短時間大雨情報	気象庁	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに発表します。この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表するもので、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記しています。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。	《気象庁ホームページ》

4 河川の水位と発表される洪水予報等

【洪水予報河川の場合】

水位危険度レベル	水位	指定河川洪水予報	
レベル5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])	
レベル4 (危険)			
レベル3 (警戒)			〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)			〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])
レベル1			〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
	水防団待機水位		

※ 同じ河川で複数の水位観測所がある場合、洪水予報文では、観測所ごとの危険度の状況を主文に記載しているため、どこの観測所が当該市町村・区域に対応するか確認する必要がある。

○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位 【レベル2水位】 水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位。
- ②避難判断水位 【レベル3水位】 警戒レベル3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位。
- ③氾濫危険水位 【レベル4水位】 警戒レベル4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位。

■洪水予報の発表

- ①氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]）
  - ・氾濫が発生又は継続しているとき。
- ②氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報 [洪水]）
  - ・氾濫危険水位に到達又は超える状態が継続しているとき。
- ③氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報 [洪水]）
  - ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
  - ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき。（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）
  - ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき。（避難判断水位を下回った場合を除く。）
- ④氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報 [洪水]）
  - ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
  - ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。
  - ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。

【水位周知河川の場合】

水位危険度レベル	水位	水位到達情報
レベル5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])
レベル4 (危険)		
レベル3 (警戒)	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])
レベル1	氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
	水防団待機水位	

※ それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル2水位）、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位 【レベル2水位】 水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位
- ②避難判断水位 【レベル3水位】 警戒レベル3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位
- ③氾濫危険水位 【レベル4水位】 警戒レベル4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

■水位到達情報の発表

- ①氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]）
  - ・ 氾濫が発生したとき。
- ②氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報 [洪水]）
  - ・ 氾濫危険水位に到達したとき。
- ③氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報 [洪水]）
  - ・ 避難判断水位に到達したとき。
- ④氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報 [洪水]）
  - ・ 氾濫注意水位に到達したとき。

## 5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p><b>災害対策基本法第56条第2項</b> 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備、その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p><b>危険な場所から高齢者等は避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<p><b>災害対策基本法第60条第1項</b> 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、（削除）避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p><b>危険な場所から全員避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p><b>災害対策基本法第60条第3項</b> 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p><b>命の危険、直ちに安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することが、かえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>

6 避難情報の発令基準

各河川及び水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

(避難情報の発令基準)

≪洪水予報河川≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 指定河川洪水予報により、新川の天狗橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である6.27mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <p>2 指定河川洪水予報の水位予測により、新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>新川の浸水想定区域 (銭函3～5丁目)</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 指定河川洪水予報により、新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である7.32mに到達したと発表された場合</p> <p>2 新川の天狗橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）である7.32mに到達していないものの、新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である8.51mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）</p> <p>3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位」の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1から5に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である8.51mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報（【警戒レベル5】相当情報〔洪水〕、水防団からの報告等により把握できた場合）</p>	

## 《水位周知河川》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 星置川の星置川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である6.46mに到達した場合 2 星置川の星置川水位観測所の水位が一定の水位（6.29m）を超えた状態で、次により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・星置川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の2を参考に目安となる基準を設定し、発令することが考えられる。	
【警戒レベル4】 避難指示	1 星置川の星置川水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である6.75mに到達した場合 2 星置川の星置川水位観測所の水位が一定の水位（6.46m）を超えた状態で、次により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・星置川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	星置川の浸水想定区域 （銭函2～3丁目、星野町）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 星置川の星置川水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である7.53mに到達した場合（計算上、個別に定める危険における水位が堤防天満高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防組織からの報告により把握できた場合）	

**その他の河川**

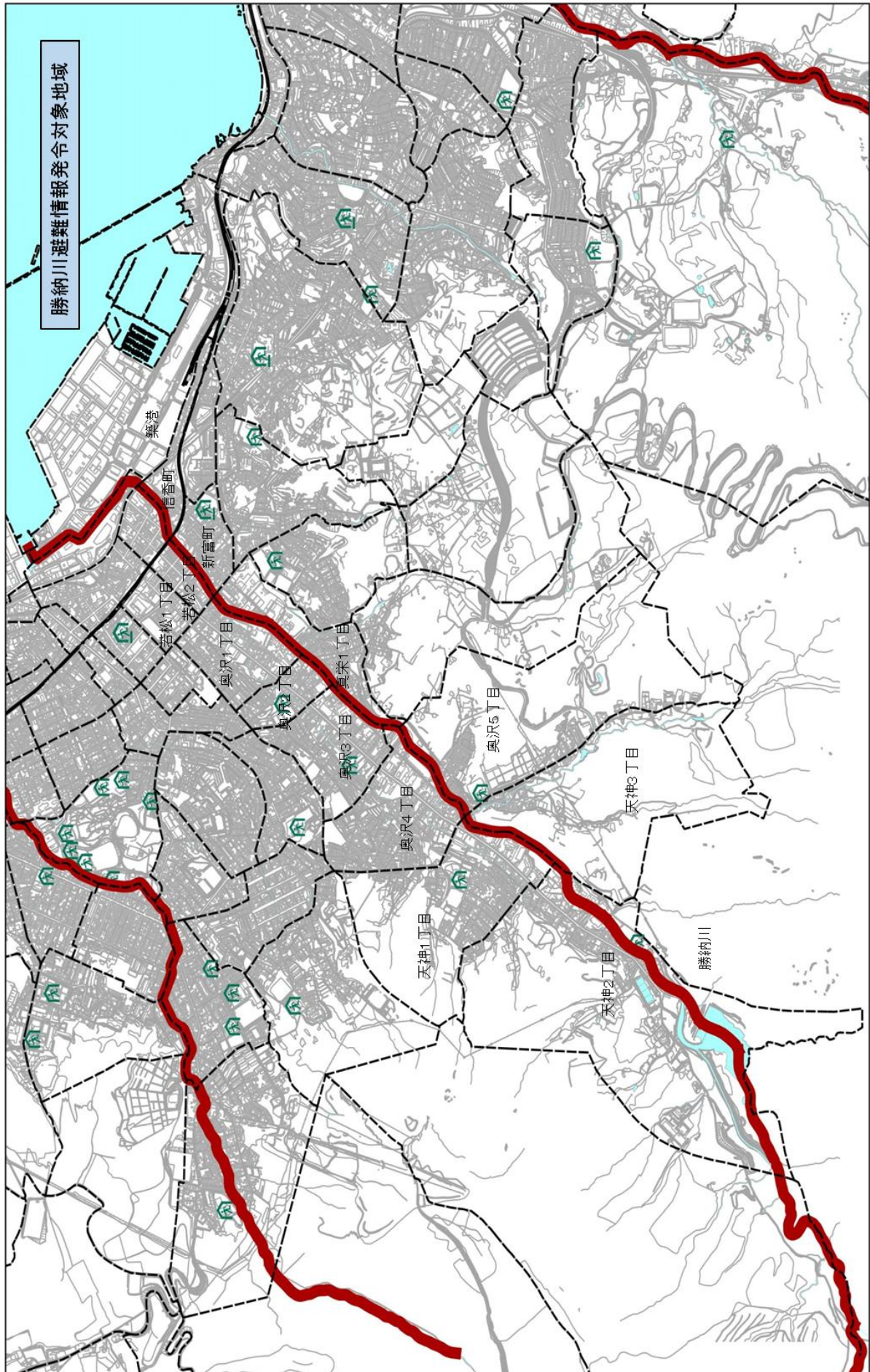
≪勝納川・塩谷川・蘭島川≫

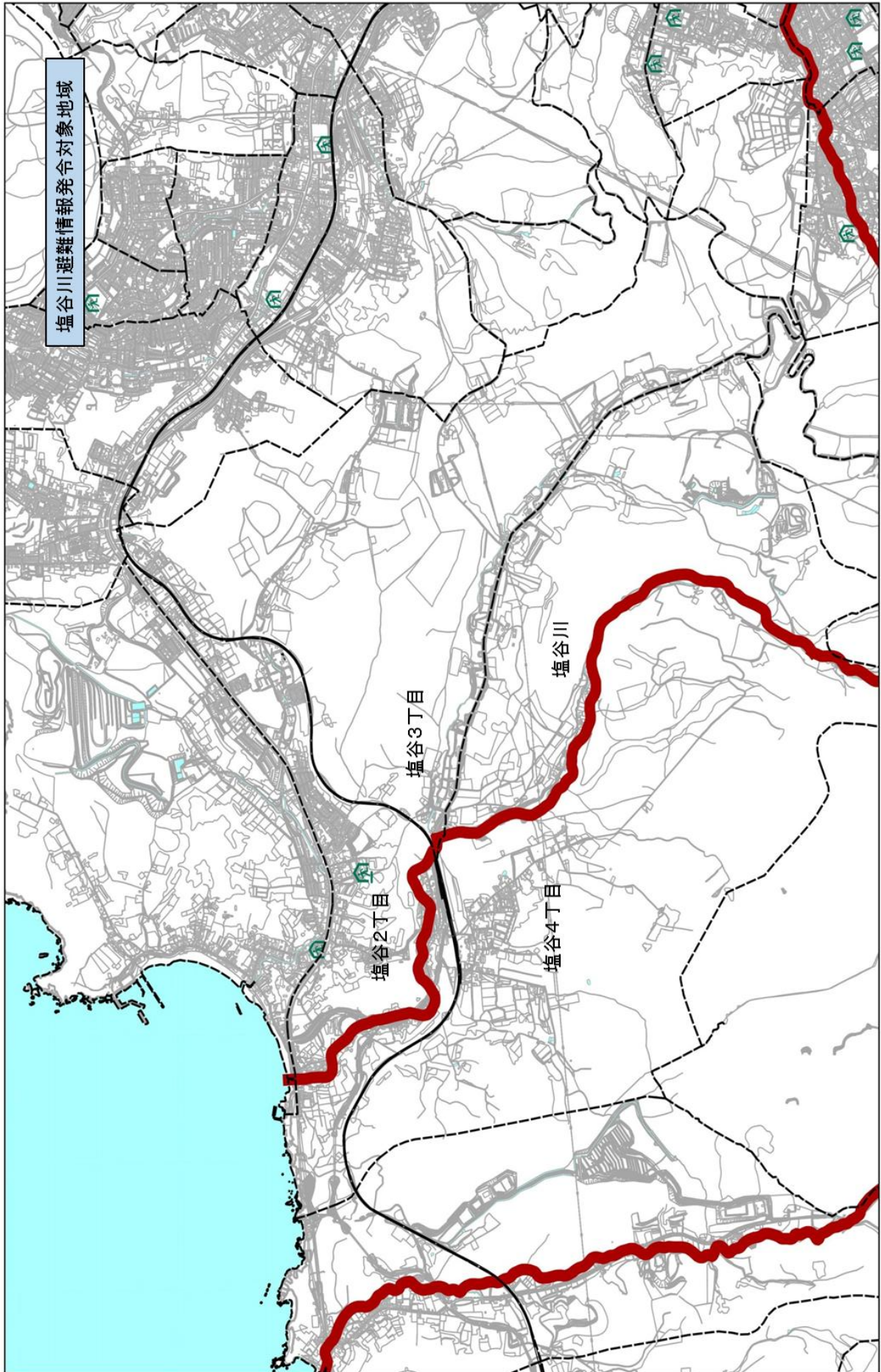
区分	基準（次のいずれかに該当した場合に発令する）
<b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難	1 各河川の水位観測所の水位が水防団待機水位（下表①）に到達し、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（下表②）に到達する場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 <b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示	1 各河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位（下表③）に到達し、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（下表②）を大きく超過する場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 4 <b>【警戒レベル4】</b> 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 <b>【警戒レベル4】</b> 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）
<b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保	（災害が切迫） 1 各河川の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）（下表④）に到達した場合 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 桶門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、 <b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保の発令対象区域は、適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防組織からの報告により把握できた場合）

河川名	勝納川	塩谷川	蘭島川
①水防団待機水位（m）	16.31	36.92	1.91
②流域雨量指数の洪水警報基準値	10.1	8.2	5.8
③氾濫注意水位（m）	16.89	37.33	2.59
④堤防天端高又は背後地盤高（m）	17.55	37.81	3.35
発令対象地域	築港 若松1～2丁目 信香町 新富町 真栄1丁目 奥沢1～5丁目 天神1～3丁目	塩谷2～4丁目	蘭島1～2丁目 忍路2丁目

※ 避難情報を発令した後に、ほかの発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。







7 避難情報の解除基準

≪洪水予報河川・水位周知河川≫

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大が見られず河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

≪その他河川等≫

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として、解除するものとする。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台気象防災部予報課 【電話番号011-611-0170】	・気象の警報等に関すること。
空知総合振興局札幌 建設管理部事業室治水課 【電話番号011-561-0452】	・北海道管理河川施設に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局 小樽建設管理部事業室治水課 【電話番号0134-25-2198】	・北海道管理河川施設に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局 地域創生部危機対策室 【電話番号0136-23-1345】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
災害対策室	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	F Mおたるラジオ放送	聴取者	
	電話・F A X・電子メール	後志総合振興局 小樽開発建設部防災課 札幌管区気象台気象防災部予報課 小樽警察署	
	登録制メール	登録者	
広報広聴課	ホームページ・Facebook・X・ 小樽市公式LINE	P Cユーザー等	
消防本部	消防車	住民等（巡回ルート）	
	電話・F A X・電子メール	消防団	
福祉総合相談室	電話・F A X・電子メール	福祉保険部が所管する要配慮者利用施設 <sup>※</sup>	

介護保険課	電話・FAX・電子メール	所管する要配慮者利用施設*
生活安全課	電話・FAX・電子メール	町内会、自主防災組織、避難支援関係者
	広報車	住民等（巡回ルート）
教育委員会	電話・FAX・電子メール	学校等

※要配慮者利用施設に対して【警戒レベル3】高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

## 10 避難情報の伝達文

### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル3】！【警戒レベル3】！）
- こちらは、小樽市です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、【警戒レベル3】「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、〇〇地区※2）にいる（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※4、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

### (2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル4】！【警戒レベル4】！）
- こちらは、小樽市です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、【警戒レベル4】「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、〇〇地区※2）にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水にくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※5

### (3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

- （河川氾濫が切迫している状況）
- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル5】！【警戒レベル5】！）
  - こちらは、小樽市です。
  - 〇〇川が増水し、既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、【警戒レベル5】「緊急安全確保」を発令しました。

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(河川氾濫を確認した状況)

■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）

■こちらは、小樽市です。

■〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。（注）

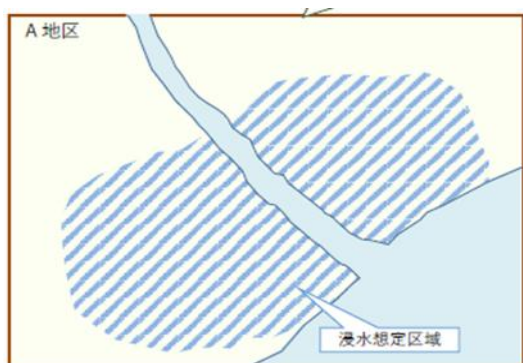
■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※1 浸水想定区域＜旧市町村界単位、浸水想定区域＜町丁目単位・学区単位程度の場合

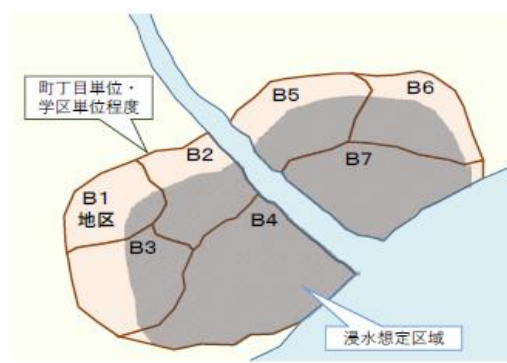
（洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川沿い等の居住者等に避難を促す場合には、河川沿いや低い土地にお住まいの方等を対象に避難を促すことが考えられるが、このような場所は公表されている明確な区域ではないため、「河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。）

《浸水想定区域＜旧市町村界単位》

《浸水想定区域＜町丁目単位・学区単位程度》



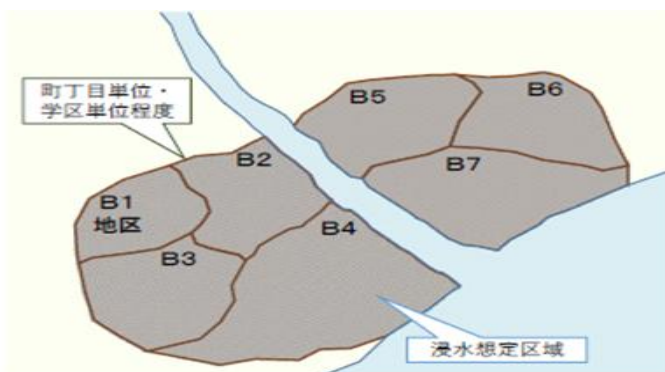
（発令対象：「A地区の浸水想定区域」）



（発令対象：「B1～B7地区の浸水想定区域」）

※2 浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度の場合。

《浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度》



（発令対象：「浸水が想定されるB1～B7地区」）

※3 この呼びかけ実施に当たっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。

② 自宅・施設等に浸水しない居室があること。

③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること。

※4 地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※5 【警戒レベル5】緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては、具体的な災害の状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

#### (4) 【緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）】

小樽市：【警戒レベル4】避難指示

00/00 00:00

地区：〇〇地区

避難場所：〇〇小学校

理由：××川氾濫のおそれ

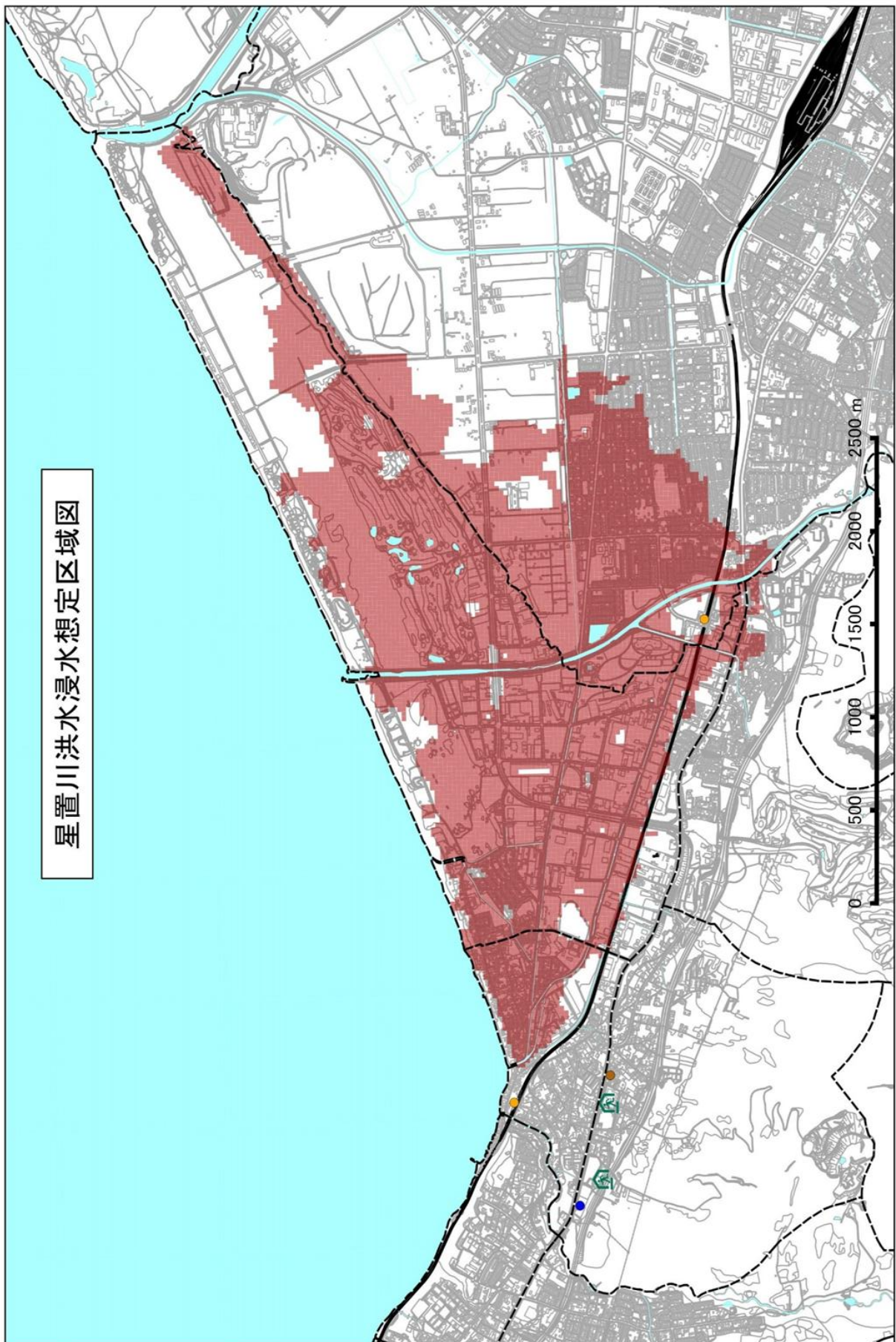
備考：〇〇地区の洪水浸水想定区域（浸水想定区域である〇〇地区）にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

資料1：新川洪水浸水想定区域図



資料2：星置川洪水浸水想定区域図



資料3：避難指示発令地域一覧（洪水災害）

		浸水想定地域			
	防災情報システム 入力住所				
避難指示等発令対象地域	綾函2丁目	綾函2丁目3 (星置川)	綾函2丁目32~54 (星置川)		
	綾函3丁目	全域(星置川) 綾函3丁目3-73(新川)			
	綾函4丁目	綾函4丁目157、161 (新川)			
	綾函5丁目	綾函5丁目50 (新川)			
	星野町	星野町17~20 (星置川)	星野町22 (星置川)	星野町23 (星置川)	星野町25~27 (星置川)
地域数	3				
開設する避難所	綾函小学校				
	綾函中学校				
箇所数	2				

## 資料4

## ○主要水位・雨量観測所一覧

## 【洪水予報河川】

水系	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	所管事業所
新川水系	新川	天狗橋	5.29m	6.27m	7.32m	7.32m	北海道建設管理部

## 【水位周知河川】

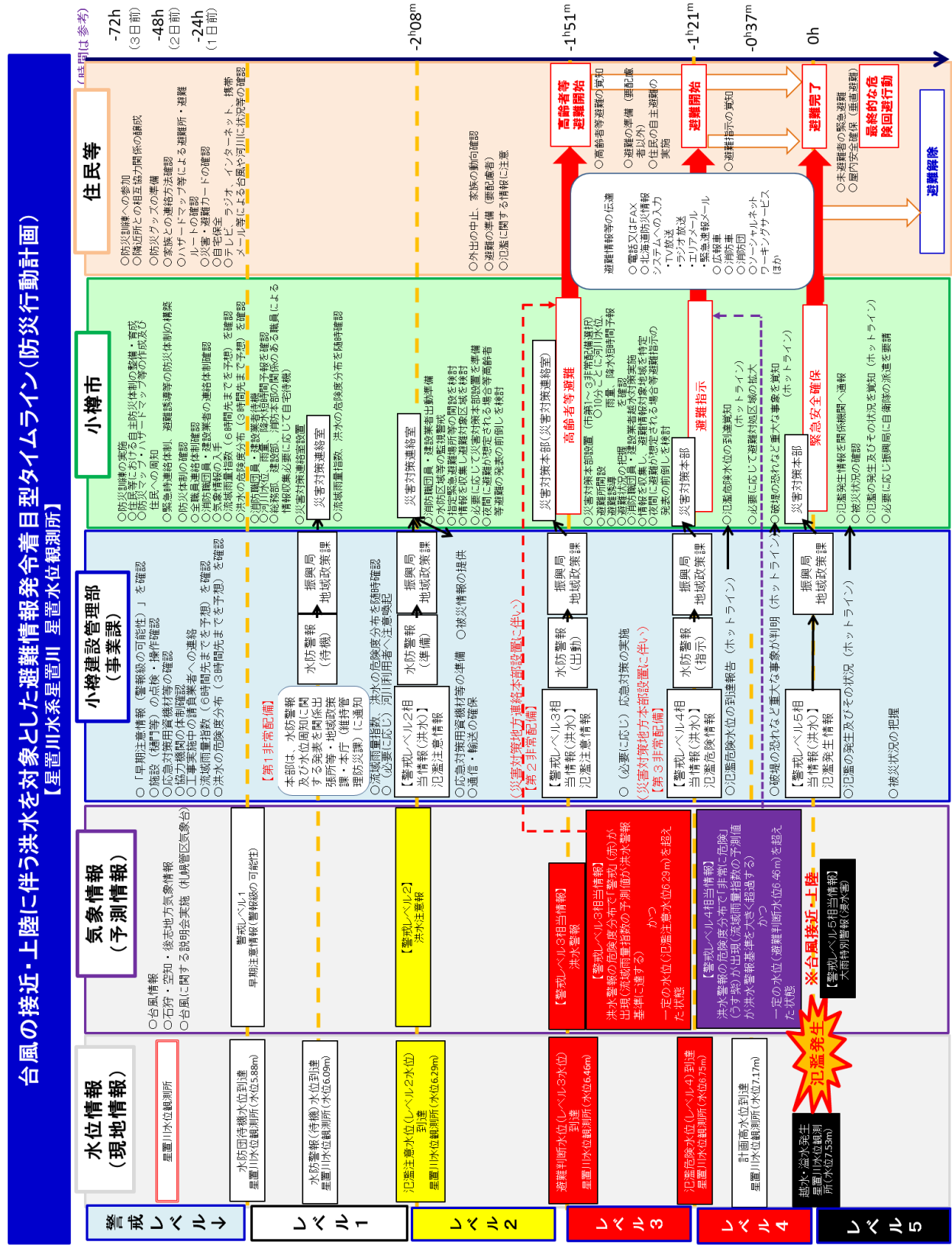
水系	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	所管事業所
星置川水系	星置川	星置川	6.29m	6.46m	6.75m	7.17m	北海道建設管理部

## ○平成22年～平成26年における水防警報発表状況

年月日	河川名	最高水位	時間	気象状況
H23.9.6	星置川	6.23m	06:20	台風第12号から変わった温帯低気圧



資料6 星置川タイムライン

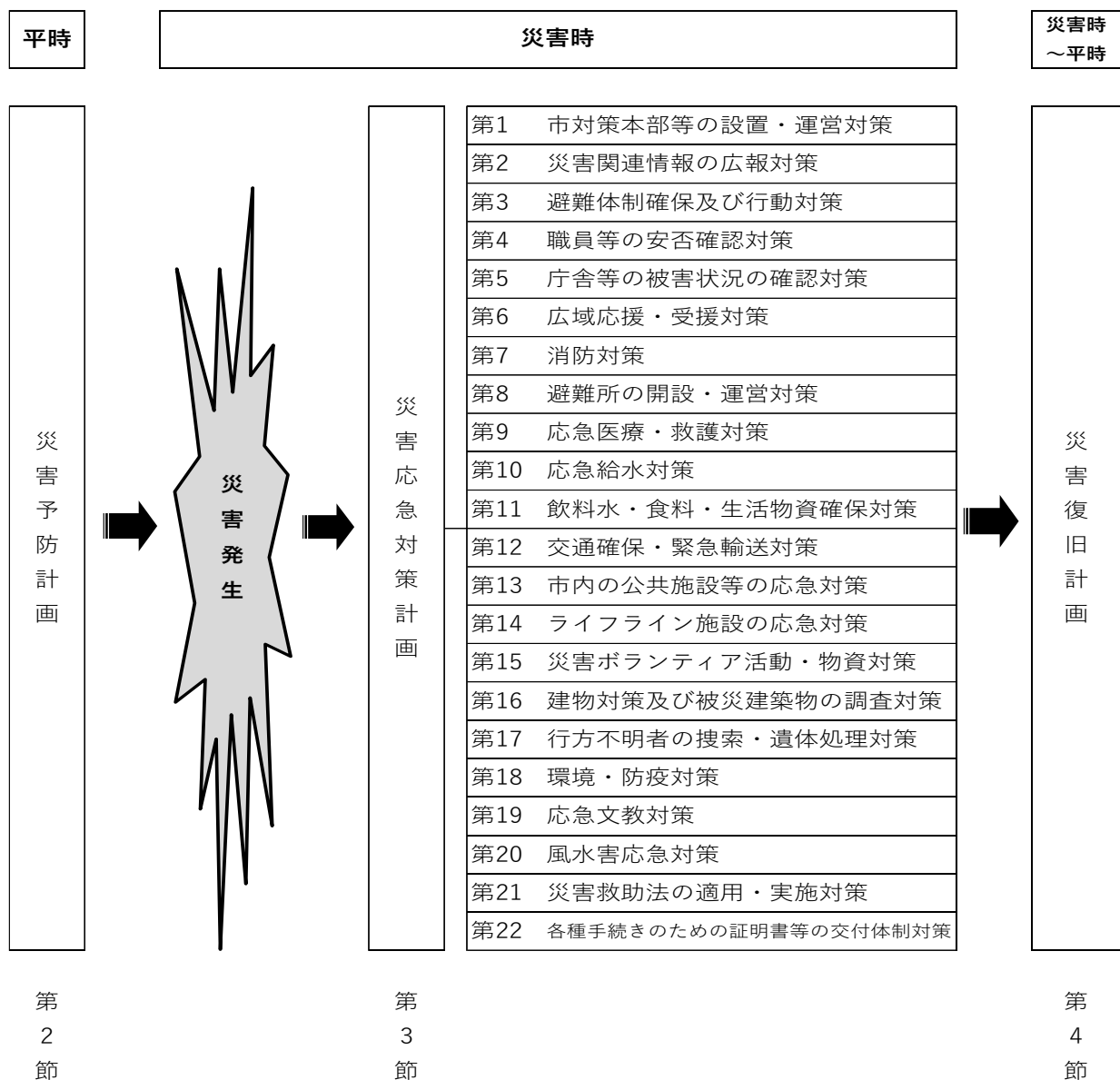


## 第2章 土砂災害対策

### 第1節 対策の概括

#### 第1 対策の流れ

本章は、豪雨等の影響によって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、土砂災害警戒区域等における市民等の生命や身体、財産を保護するため、予防・応急対策について定めたものである。



#### 第2 想定の被災

土砂災害は、豪雨に伴う被害が最も甚大と想定されるため、本計画の「第1章 風水害対策」で想定したものを採用する。

### 第3 災害予防計画の概要

本項では、災害時でも迅速・的確に対応ができるよう、平時から災害に備えることが重要と考えるため、以下の項目で災害予防計画を取りまとめており、詳細は第2節に記載している。

- 第1 市・防災関係機関・市民等の心構え
- 第2 土砂災害に関する防災知識の啓発・普及
- 第3 土砂災害に強いまちづくりの推進
- 第4 災害関連情報の伝達手段の多重化
- 第5 物資・防災資機材等の整備・確保の推進
- 第6 避難警戒体制の啓発・普及
- 第7 避難行動要支援者等の要配慮者への対策

### 第4 災害応急計画の概要

本項では、被災後の市民生活の早期回復と地域経済の復興支援のために必要な措置について取りまとめており、詳細は第2編第3節に記載している。

## 第2節 災害予防計画

### 第1 市・防災関係機関・市民等の心構え

土砂災害対策に当たっては、台風や前線の接近に伴う気象注意報及び警報の発表などが事前にあるため、雨風等による人的・住家等被害を最小限にとどめるには、市や防災関係機関を始め、市民一人ひとりの心構えを平時からしっかりと確立しておくことが重要である。

なお、それぞれが平時から取り組むべき主な事項は、第2編 第2節の「災害予防計画」と基本的に同様である。

### 第2 土砂災害等に関する防災知識の啓発・普及

平時から取り組むべき主な事項は、基本的に第2編 第2節の「災害予防計画」と基本的に同様であるが、これまで土砂崩れの被害を受けた箇所でも大幅な改善が進んでいない箇所は、災害時に被災のリスクがある旨、周知をしておくことが重要である。

### 第3 土砂災害等に強いまちづくりの推進

#### 1 急傾斜地の整備

後志総合振興局小樽建設管理部は、急傾斜地法に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域で条件に適合した箇所について防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

#### 2 土砂災害警戒区域等の指定及び注意喚起

後志総合振興局小樽建設管理部は、警戒が必要な箇所の調査を実施し、区域の指定を推進する。また、市（総括部）は、平時からこれらの地域の防災マップの作成を進め、継続的な住民周知に努めるものとする。

#### 第4 災害関連情報の伝達手段の多重化

後志総合振興局小樽建設管理部及び市は、土砂災害の発生時の円滑な警戒避難が行われるために必要な情報の伝達手段について、平時から多重化に努めるものとする。

なお、現行の災害関連情報の伝達手段は、第2編 大規模災害対策（地震・津浪）の第2節 災害予防計画と同様である。

#### 第5 物資・防災資機材等の整備・確保の推進

市（建設対策部及び消防部）は、平時から関係する資機材を整備し、土砂災害に関する防災訓練の実施に努める。また、市（建設対策部）は、土砂災害警戒区域等の点検を行う。

#### 第6 避難警戒体制の啓発・普及

市（総務部）及び防災関係機関は、市から避難に関する情報が発令されるなど、土砂災害が発生するおそれがある場合、住民等が状況に即した適切な判断が行えるよう、その区域の周知やハザードマップの配布、避難訓練の実施などにより、住民等の土砂災害に関する防災知識の普及啓発を図り、円滑な避難警戒体制の整備に努める。

#### 第7 避難行動要支援者等の要配慮者への対策

土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法の規定に基づき、当該利用施設の利用者の避難の確保及び土砂災害の防止のための措置に関する計画を作成するとともに、定期的な訓練の実施に努めるものとする。また、当該利用施設所有者又は管理者は、計画を作成した際には速やかに市（総務部災害対策室）に報告するものとする。

### 第3節 災害応急対策計画

#### 第1 市対策本部の設置・運営対策

本応急対策計画において、市対策本部の設置が必要な時期は、長期に大雨警報等が継続し、土砂災害による被害が多数発生して、一定規模の住民避難が必要となったときであり、本市の係長職員以上を持って対応に当たる第2非常配備を想定したもので、設置及び指示伝達系統は第2編と同様（係長職員以上として参照。）である。

運営に当たっては、市対策本部の設置（市消防庁舎6階講堂）後、市及び防災関係機関は、災害応急体制をとり、迅速に応急対策活動を行うものとする。

運営期間は、本計画の規模として最大でも3日程度を想定しているが、それ以上長期に

わたる場合は、本部長の判断の下、全職員を持って対応に当たる第3非常配備に移行するものとする。

なお、当該災害のおそれがしばらくはなくなったものと判断した場合は、長期にわたる復旧対策は平時の原部の対応に移行し、本部長の判断の下、同本部を解散するものとする。

## 第2 災害関連情報の収集・伝達等対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第3 避難体制確保及び行動対策

### 1 避難体制

避難が必要となる風水害が発生した際は、まず自助としての市民等の自主的な避難行動によるものとするが、各地域の要配慮者の避難を支援するため、自主防災組織等の協力の下、状況に応じて指定緊急避難場所などへの避難を実施する。

なお、自身が居住する建物が風水害の影響を受けておらず、仮にライフラインが止まってしまったときでも自身に十分な備蓄がある場合には、できるだけ居住地にとどまることが望ましい。

また、市（市対策本部）は、本編第3節第8「避難所の開設・運営対策」に基づき、状況に応じて開設を決定した避難所の安全を確認した上でこれを開設し、避難者を受入れるものとする。

さらに、風水害の発生時に市本庁舎等の各職場に来訪者がいる場合で、避難が必要な場合は、市職員の執務時間内においては、各職場の職員が所定の緊急避難場所などに一時的な誘導を行うものとする。

### 2 避難の順位

避難させる場合には、要介護などの高齢者、身体障がい者、傷病者及び幼児など、要配慮者を優先的に避難させるよう努めるものとする。

### 3 必要な備品及び給食施設等

避難所を開設した場合に必要な備品及び給食施設等は、その施設の物を借り上げて利用するものとし、消耗資材については、購入するものとする。

## 第4 職員等の安否確認対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を土砂災害と読み替えて適用する。

## 第5 庁舎等の被害状況の確認対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、庁舎内に何らかの土砂災害の影響があった場合を想定して適用する。

## 第6 広域応援・受援対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を土砂災害と読み替えて適用する。

## 第7 消防力の強化

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を土砂災害と読み替えて適用する。

## 第8 避難所の開設・運営対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、局所的な災害が発生した場合、一時的な屋内避難場所として協力が得られた町内会館等を活用するものとする。

## 第9 応急医療・救護対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第10 応急給水対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第11 飲料水・食糧・生活物資確保対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第12 交通確保・緊急輸送対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第13 市内の公共施設等の応急対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を土砂災害と読み替えて適用する。

## 第14 ライフラインの応急対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を土砂災害と読み替えて適用する。

## 第15 災害ボランティア活動・物資対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第16 建物対策及び被災建築物の調査対策

本項目は、第2編と基本的に同様であるが、地震を土砂災害と読み替えて適用する。

## 第17 行方不明者の捜索・遺体処理対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第18 環境・防疫対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第19 応急文教対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第20 土砂災害応急対策

### 1 急傾斜災害対策

市（建設対策部）及び北海道（後志総合振興局小樽建設管理部）は、崖くずれによる災害の防止について、小樽市の地形を十分に考慮し、関係機関による防災対策に努めるとともに、災害が発生した場合は、住民の生命、身体、財産に対する被害を最小限度にとどめるため、応急対策に万全を期すものとする。

#### (1) 警戒巡視

市（建設対策部）、北海道（後志総合振興局小樽建設管理部）及びがけ崩れ予想区域の地区情報責任者（消防団分団長）は、気象情報に留意し、必要に応じ危険と目される箇所を巡視し、異常と思われる現象を発見したときは、通信計画の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

巡視に当たって注意すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 表層、② 地表水、③ 湧水、④ 樹木等の傾斜

#### (2) 避難救助

① 市は、異常現象の報告を受け、又は情報を得た場合は、直ちに現地において必要な応急対策を行うとともに、その地区の町会に連絡し、住民に警告するものとする。

② 崩壊、流砂土の危険があると認めたときは、直ちに第2編第5節第3の住民を避難させる場合の判断基準に基づき住民を避難させるものとする。

③ 急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域（指定地区）、土砂災害警戒区域等については、第3編第2章第5節補足資料別表2の1、別表2の2及び別表2の3のとおりとする。

### 2 土砂災害対策計画

集中豪雨等による土砂災害が発生又は発生するおそれが生じた場合の対策計画は次のとおりである。

#### (1) 警戒体制

集中豪雨等による土砂災害が発生若しくは発生するおそれが生じた場合は、関係機関と連携し、住民の避難情報についての情報を迅速に伝達できる体制をとるものとする。

##### ① 警戒・避難に関する情報の収集

気象庁や北海道が提供の警戒・避難に情報（気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等）をテレビ、ラジオ、電話、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から予兆現象や災害発生 of 情報を収集する。

##### ② 避難情報の発令基準及び伝達

## ア 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に基づき判断し発令する。

〈避難情報の発令判断基準〉（避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）抜粋）

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合  2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合  3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域  事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域  左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>	<p>土砂災害危険度情報において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等</p> <p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等</p> <p>当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 （土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>2 土砂災害が発生した場合</p>	<p>土砂災害危険度情報において「極めて危険（濃い紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域</p> <p>家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>

※地すべりは除く

イ 避難情報の伝達

避難情報の伝達方法は、本章 第4節 避難救出計画を基本とする。

2 避難誘導體制

災害時における避難誘導については、本章第4節避難救出計画の定めるところによる。

3 土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設への情報伝達

- (1) 小樽市は、異常現象の報告を受け、又は情報を得た場合は、ただちに現地において必要な応急対策を行うとともに、その施設管理者等に連絡するものとする。

## (2) 土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設

下表のとおり

(令和7年8月1日現在)

番号	所在地	要配慮者利用施設
1	蘭島1丁目3番27号	蘭島保育園
2	勝納町16番13号	あおぞら保育園
3	潮見台1丁目5番29号	青い鳥保育園
4	潮見台1丁目5番3号	南小樽病院
5	潮見台1丁目5番3号	通所リハビリテーションすまいる
6	緑3丁目11番35号	デイサービスセンターきりん
7	長橋3丁目10番36号	やすらぎ
8	緑2丁目34番3号	大橋内科胃腸科クリニック
9	天神2丁目8番2号	北海道宏栄社
10	天神2丁目18番3号	指定相談支援事業所あおば
11	最上1丁目29番1号	小樽未来創造高等学校
12	塩谷2丁目18番1号	塩谷小学校
13	富岡2丁目26番1号	西陵中学校
14	花園5丁目4番2号	菁園中学校
15	忍路1丁目171番地	忍路中央小学校・中学校
16	桜1丁目16番1号	桜小学校
17	桜1丁目16番1号	桜小学校放課後児童クラブ
18	奥沢3丁目22番1号	奥沢保育所
19	奥沢2丁目5番1号	奥沢小学校
20	奥沢2丁目5番1号	奥沢小学校放課後児童クラブ
21	若竹町26番1号	泰安の郷 和華竹
22	最上1丁目14番17号	小樽明峰高等学校
23	手宮1丁目5番24号	ライフサポート・たかしま館
24	手宮1丁目5番24号	こまちハイツ1号館
25	手宮1丁目5番24号	こまちハイツ2号館
26	手宮1丁目5番26号	ワークセンター・やまびこ

27	手宮1丁目5番27号	かがやきハイツ
28	手宮1丁目5番28号	Yui・たかしま
29	手宮1丁目5番28号	相談支援事業所・結
30	手宮1丁目5番30号	ユイ・ドリーム館
31	手宮1丁目5番30号	みずほハイツ1号館
32	手宮1丁目5番30号	みずほハイツ2号館
33	手宮1丁目5番30号	ドリームハイツ
34	高島1丁目1番11号	ワークセンター・ひかり
35	高島1丁目1番12号	しおさいハイツ
36	高島2丁目1番2号	ワークセンター・ひかり別館
37	高島2丁目2番20号	野上屋ハイツ
38	高島2丁目8番1号	のぞみハイツ
39	高島2丁目8番7号	たかしまホーム
40	高島3丁目15番12号	しおみハイツ1号館
41	高島3丁目15番12号	しおみハイツ2号館
42	潮見台2丁目1番1号	小樽潮陵高等学校
43	長橋3丁目10番36号	つぐっと・ひまわり
44	手宮1丁目5番25号	Workshop・さくら
45	手宮1丁目5番27号	なすのハイツ
46	入船4丁目5番15号	デイサービスセンター・壽
47	松ヶ枝1丁目9番5号	認定子ども園小樽オリーブ幼稚園
48	最上1丁目31番1号	松ヶ枝中学校
49	花園2丁目11番5号	医療法人西病院
50	堺町2番9号	中央保育所
51	相生町5番19号	地域共生ホームみんなの家
52	富岡2丁目15番13号	グループホーム船見坂みのり
53	緑3丁目13番15号	なぎさデイサービス
54	長橋3丁目14番24号	合同会社レインボー相談支援事業所

55	長橋4丁目5番1号	長橋小学校
56	長橋4丁目5番1号	長橋小学校放課後児童クラブ
57	梅ヶ枝町11番12号	認定子ども園手宮幼稚園
58	梅ヶ枝町3番23号	手宮保育所
59	清水町20番6号	自立支援デイサービスつばさ
60	清水町20番9号	グループホーム幸
61	赤岩1丁目8番23号	ショートステイツナグ
62	赤岩2丁目21番12号	グループホームはる
63	新光1丁目2番20号	ふれあいの里グループホーム小樽・朝里
64	朝里川温泉2丁目692番地109	ショートステイ朝里温泉
65	朝里川温泉2丁目693番地6	特別養護老人ホームラポールゆらぎの里
66	朝里川温泉2丁目694番地13	グループホームつつじ
67	朝里川温泉2丁目694番地3	NPO法人グループホーム生きがい
68	朝里川温泉2丁目694番地4	グループホームつつじII
69	朝里川温泉2丁目694番地63	デイサービス朝里山荘
70	朝里川温泉2丁目708番地1	特別養護老人ホーム朝里温泉
71	桜2丁目25番15号	ツクイ小樽さくら
72	銭函3丁目297番地	多機能型事業所ひまわり「コパンの杜」
73	銭函3丁目298番地	医療法人ひまわり会札幌病院
74	銭函3丁目298番地	医療法人ひまわり保育所
75	見晴町20番2号	障害者支援施設松泉学院
76	見晴町20番2号	生活介護事業所デイ松泉
77	見晴町20番2号	一体型事業所すまいる
78	見晴町20番2号	札幌緑花会大倉山学院
79	見晴町20番2号	生活介護・児童発達支援一体型事業所紅
80	春香町360番地2	OrangeSTAR 銭函保育園
81	蘭島1丁目21番15号	エンパワメントステーションかむかむ

## 第21 災害救助法の適用・実施対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

## 第22 各種手続きのための証明書等の交付体制対策

本項目は、第2編と基本的に同様である。

### 第4節 災害復旧計画

本節は、第2編と基本的に同様である。

## 第5節 補足資料

別表2の1 急傾斜地崩壊危険区域（指定区域）

令和4年7月15日現在

番号	区 域	面積 (ha)	指 年 月 日 定
1	梅ヶ枝47地区	2.74	昭和47.1.31
2	花園地区	1.03	〃
3	東雲町地区	3.47	昭和46.3.31
4	入船4丁目地区	11.26	昭和48.2.20
5	奥沢3丁目地区	4.36	〃
6	東雲町堺小学校地区	0.55	〃
7	真栄1丁目その1地区	3.56	〃
8	富岡2丁目地区	1.67	〃
9	高島3丁目その2地区	2.88	〃
10	潮見台地区	7.74	〃
11	奥沢1丁目地区	1.52	〃
12	高島3丁目その1地区	4.04	〃
13	高島4丁目地区	2.34	〃
14	真栄1丁目その2地区	1.69	〃
15	梅ヶ枝48地区	3.62	〃
16	稲穂5丁目地区	3.48	昭和48.2.20
17	相生地区	4.76	〃
18	高島2丁目地区	3.16	〃
19	祝津地区	5.42	〃
20	奥沢2丁目地区	4.31	〃
21	石山地区	1.52	〃
22	潮見台2地区	1.3	昭和52.6.6
23	梅ヶ枝1地区	1.6	〃
24	高島2丁目1地区	2.4	〃
25	長橋2丁目地区	1.32	昭和53.5.25
26	石山1地区	2.48	〃
27	梅ヶ枝3地区	3.42	〃
28	錦町地区	1.83	〃
29	住吉町地区	1.31	〃
30	潮見台3地区	1.55	〃
31	船浜町地区	1.00	昭和53.5.25
32	花園2丁目地区	0.80	昭和54.5.12
33	富岡2丁目2地区	2.20	〃
34	梅ヶ枝2地区	2.20	〃
35	長橋4丁目地区	1.06	昭和55.3.10
36	高島1丁目地区	0.96	〃
37	緑3丁目2地区	1.36	〃

番号	区 域	面積 (ha)	指 年 月 日 定
38	住吉町その2地区	0.22	〃
39	奥沢1丁目その2地区	0.26	〃
40	豊川町地区	0.39	昭和56.6.8
41	奥沢5丁目2地区	0.82	昭和58.9.8
42	真栄1丁目その2(2)地区	0.26	昭和58.7.4
43	稲穂5丁目2地区	0.14	昭和60.3.4
44	松ヶ枝地区	4.27	昭和48.2.20
45	入船5丁目3地区	0.81	昭和61.2.13
46	高島2丁目1その2地区	0.94	昭和61.7.3
47	入船3丁目1地区	0.59	昭和63.7.11
48	朝里1丁目地区	4.07	平成1.12.25
49	高島5丁目地区	0.41	平成2.10.4
50	天神1丁目地区	0.73	平成2.12.27
51	赤岩2丁目地区	1.33	平成3.3.18
52	朝里3丁目地区	0.62	平成3.4.9
53	入船4丁目27地区	0.36	平成3.9.6
54	銭函1丁目地区	0.62	平成10.12.1
55	新光1丁目地区	1.40	平成11.1.12
56	緑2丁目地区	1.53	平成13.7.3
57	高島2丁目1その3地区	0.29	平成14.6.4
58	朝里4丁目1地区	0.91	平成15.8.8
59	朝里1丁目その2地区	0.63	平成12.7.4
60	塩谷2丁目1地区	0.71	平成19.11.30
61	天神3丁目4地区	0.91	平成20.1.8
62	富岡2丁目2(その2)地区	0.63	平成20.6.17
63	蘭島1丁目3地区	1.97	平成22.7.30
64	奥沢1丁目(その3)地区	0.03	平成24.6.8
65	銭函2丁目2地区	1.17	平成24.9.21
66	天神3丁目3地区	1.28	平成26.4.1
67	梅ヶ枝2(その2)地区	0.27	平成28.3.29
68	梅ヶ枝2(その3)地区	0.65	平成28.3.29
69	真栄1丁目その3地区	0.43	平成29.6.16
70	若竹5地区	0.28	令和2.10.13
71	高島1丁目・2丁目1地区	0.59	令和4.6.21
72	勝納地区	0.59	令和4.7.12
73	蘭島1丁目4地区	0.91	令和4.7.15

別表2の2 地すべり防止区域（指定区域）

昭和51年7月5日現在

番号	区 域	面積 (ha)	指 定 年 月 日
1	若 竹 地 区	6.01	昭和48.9.5
2	松 ケ 枝 地 区	6.51	昭和51.7.5

別表2の3（土砂災害警戒区域等）

令和4年7月26日現在

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域（特別警戒区域）
1	急傾斜	小樽忍路1丁目1	平成19年3月20日	0.17(0.07)
2	急傾斜	小樽忍路1丁目2	平成27年4月14日	0.78(0.41)
3	急傾斜	小樽忍路1丁目3	平成19年3月20日	0.42(0.21)
4	急傾斜	小樽忍路1丁目4	平成19年3月20日	0.37(0.14)
5	急傾斜	小樽蘭島1丁目1	平成19年3月20日	0.47(0.19)
6	急傾斜	小樽忍路1丁目5	平成19年3月20日	0.16(0.05)
7	急傾斜	小樽蘭島1丁目2	平成30年7月27日	1.01(0.21)
8	急傾斜	小樽蘭島1丁目3	平成31年2月19日	1.68(-)
9	急傾斜	小樽蘭島1丁目4	平成31年2月19日	2.08(0.94)
10	急傾斜	小樽蘭島1丁目5	平成19年3月20日	1.32(0.56)
11	急傾斜	小樽蘭島2丁目1	平成19年3月20日	0.71(0.29)
12	急傾斜	小樽蘭島2丁目2	平成19年3月20日	0.96(0.40)
13	急傾斜	小樽塩谷1丁目1	平成19年4月13日	1.01(0.42)
14	急傾斜	小樽塩谷1丁目2	平成25年1月22日	0.32(0.08)
15	急傾斜	小樽塩谷2丁目1	令和3年10月19日	0.84(0.05)
16	急傾斜	小樽塩谷2丁目2	平成26年10月10日	0.34(0.12)
17	急傾斜	小樽塩谷2丁目3	平成26年10月10日	0.51(0.22)
18	急傾斜	小樽塩谷2丁目4	平成19年4月13日	1.19(0.71)
19	急傾斜	小樽塩谷2丁目5	平成19年4月13日	0.99(0.40)
20	急傾斜	小樽塩谷2丁目6	平成19年4月13日	0.13(0.05)
21	急傾斜	小樽塩谷2丁目7	平成26年11月7日	0.44(0.07)
22	急傾斜	小樽オタモイ4丁目	令和4年2月15日	0.65(0.50)
23	急傾斜	小樽オタモイ1丁目1	平成28年1月29日	0.70(0.26)
24	急傾斜	小樽オタモイ1丁目2	平成20年3月28日	0.26(0.09)
25	急傾斜	小樽オタモイ1丁目3	平成26年11月7日	0.06(0.02)
26	急傾斜	小樽オタモイ1丁目4	令和元年10月15日	0.45(-)
27	急傾斜	小樽幸3丁目	令和4年2月15日	0.23(0.05)
28	急傾斜	小樽長橋4丁目	平成20年3月28日	1.24(0.43)
29	急傾斜	小樽長橋5丁目1	平成24年6月8日	0.08(0.02)
30	急傾斜	小樽祝津4丁目	令和3年8月20日	1.98(1.65)
31	急傾斜	小樽祝津3丁目1	令和3年8月20日	1.21(0.98)
32	急傾斜	小樽祝津3丁目2	平成20年9月26日	1.08(0.50)
33	急傾斜	小樽祝津3丁目3	平成20年9月26日	0.07(0.03)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域（特別警戒区域）
34	急傾斜	小樽祝津	平成20年9月26日	1.99(0.97)
35	急傾斜	小樽祝津2丁目1	平成20年9月26日	1.84(0.79)
36	急傾斜	小樽祝津2丁目2	平成20年9月26日	0.35(0.12)
37	急傾斜	小樽祝津2丁目3	平成21年5月1日	3.4(1.74)
38	急傾斜	小樽祝津1丁目1	平成20年9月26日	0.82(0.35)
39	急傾斜	小樽祝津1丁目2	平成20年9月26日	0.96(0.27)
40	急傾斜	小樽赤岩2丁目	令和3年8月10日	1.10(0.20)
41	急傾斜	小樽赤岩1丁目1	平成21年5月1日	1.22(0.49)
42	急傾斜	小樽赤岩2丁目1	平成23年9月30日	0.02(0.01)
43	急傾斜	小樽赤岩1丁目2	平成21年5月1日	0.39(0.16)
44	急傾斜	小樽赤岩1丁目3	令和3年8月10日	0.29(0.11)
45	急傾斜	小樽梅ヶ枝2	平成21年5月1日	1.64(0.61)
46	急傾斜	小樽梅ヶ枝4	平成28年1月29日	0.47(0.20)
47	急傾斜	小樽梅ヶ枝1	令和4年2月15日	0.48(0.18)
48	急傾斜	小樽末広1	平成27年1月6日	0.16(0.04)
49	急傾斜	小樽高島4丁目(1)	令和3年8月10日	0.31(0.09)
50	急傾斜	小樽高島4丁目1-(1)	平成25年9月13日	0.09(0.03)
51	急傾斜	小樽高島4丁目1-(2)	平成25年9月13日	0.04(0.01)
52	急傾斜	小樽高島4丁目1-(3)	平成21年2月13日	0.24(0.08)
53	急傾斜	小樽高島4丁目2	平成25年9月13日	0.20(0.05)
54	急傾斜	小樽高島5丁目	令和3年8月10日	0.59(0.07)
55	急傾斜	小樽高島4丁目3	令和3年8月10日	0.16(0.06)
56	急傾斜	小樽高島3丁目3	平成21年2月13日	0.18(0.07)
57	急傾斜	小樽高島3丁目4	平成24年11月2日	0.09(0.03)
58	急傾斜	小樽高島3丁目その2	平成25年10月25日	1.82(0.03)
59	急傾斜	小樽高島3丁目5	令和3年8月10日	0.29(0.08)
60	急傾斜	小樽高島3丁目6	平成24年8月24日	0.52(0.18)
61	急傾斜	小樽高島3丁目7	平成24年8月24日	0.24(0.09)
62	急傾斜	小樽高島3丁目その1	平成21年2月13日	0.73(0.26)
63	急傾斜	小樽高島2丁目	平成25年10月25日	0.92(0.04)
64	急傾斜	小樽高島2丁目2	平成21年2月13日	0.12(0.04)
65	急傾斜	小樽長橋3丁目1	平成20年3月28日	0.38(0.11)
66	急傾斜	小樽長橋3丁目2	平成20年3月28日	1.68(0.64)
67	急傾斜	小樽長橋3丁目3	平成20年3月28日	0.50(0.21)
68	急傾斜	小樽清水1	平成25年3月15日	0.52(0.18)
69	急傾斜	小樽清水2	平成25年3月15日	0.33(0.10)
70	急傾斜	小樽清水3	平成25年3月15日	0.13(0.04)
71	急傾斜	小樽豊川1	平成21年10月16日	0.16(0.05)
72	急傾斜	小樽梅ヶ枝5	令和4年2月15日	0.38(0.14)
73	急傾斜	小樽梅ヶ枝(1)	令和4年2月15日	0.69(0.07)
74	急傾斜	小樽梅ヶ枝3	令和4年2月15日	0.14(0.03)
75	急傾斜	小樽梅ヶ枝(2)	令和4年2月15日	0.31(0.03)
76	急傾斜	小樽梅ヶ枝(3)	令和4年2月15日	1.70(0.02)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域(特別警戒区域)
77	急傾斜	小樽梅ヶ枝(4)	令和4年2月15日	0.13(0.01)
78	急傾斜	小樽梅ヶ枝(5)	令和4年2月15日	0.63(0.09)
79	急傾斜	小樽梅ヶ枝(6)	令和4年2月15日	0.34(-)
80	急傾斜	小樽豊川・梅ヶ枝(7)	令和4年2月15日	1.13(0.01)
81	急傾斜	小樽末広2	平成21年10月16日	0.27(0.09)
82	急傾斜	小樽手宮1丁目1	平成20年9月26日	1.67(0.74)
83	急傾斜	小樽手宮1丁目2	平成20年9月26日	0.46(0.18)
84	急傾斜	小樽手宮3丁目1	平成24年6月8日	0.06(0.03)
85	急傾斜	小樽手宮3丁目2	平成21年9月4日	0.91(0.30)
86	急傾斜	小樽手宮1丁目3	令和3年10月19日 (変更)	1.21(0.30)
87	急傾斜	小樽高島1丁目・2丁目1	令和3年10月19日 (変更)	7.45(0.83)
88	急傾斜	小樽石山(2)	令和4年2月15日	0.36(0.12)
89	急傾斜	小樽石山(1)	令和4年2月15日	0.11(0.03)
90	急傾斜	小樽石山2	平成28年5月20日	0.35(0.11)
91	急傾斜	小樽石山1-(1)	令和4年2月15日	0.66(0.39)
92	急傾斜	小樽石山1-(2)	平成21年10月16日	1.03(0.46)
93	急傾斜	小樽長橋1丁目1	令和4年2月15日	0.36(0.15)
94	急傾斜	小樽長橋2丁目 稲穂5丁目(1)	令和4年2月15日	1.75(0.65)
95	急傾斜	小樽稲穂5丁目1	平成21年11月20日	4.83(2.10)
96	急傾斜	小樽稲穂5丁目3	平成21年11月20日	0.65(0.24)
97	急傾斜	小樽錦(1)	平成21年10月16日	0.49(0.16)
98	急傾斜	小樽稲穂5丁目4	令和4年2月15日	0.96(0.41)
99	急傾斜	小樽稲穂5丁目5	令和4年2月15日	1.03(0.39)
100	急傾斜	小樽稲穂5丁目2	平成21年10月16日	0.02(0.01)
101	急傾斜	小樽長橋2丁目1	平成21年11月20日	0.94(0.36)
102	急傾斜	小樽稲穂5丁目(2)	令和4年2月15日	0.72(-)
103	急傾斜	小樽長橋1丁目2	令和4年2月15日	2.81(1.36)
104	急傾斜	小樽緑4丁目1	令和4年3月18日	0.96(-)
105	急傾斜	小樽緑4丁目2	令和4年3月8日	0.36(0.13)
106	急傾斜	小樽緑4丁目3	令和4年3月8日	1.10(0.58)
107	急傾斜	小樽緑3丁目1	平成25年10月25日	1.60(0.10)
108	急傾斜	小樽富岡2丁目1	令和4年3月22日	2.69(1.01)
109	急傾斜	小樽富岡2丁目	令和4年5月24日	1.70(0.35)
110	急傾斜	小樽富岡2丁目2	令和4年3月22日	4.12(0.61)
111	急傾斜	小樽富岡2丁目3	平成19年4月13日	0.36(0.15)
112	急傾斜	小樽富岡1丁目1	平成19年4月13日	0.22(0.08)
113	急傾斜	小樽富岡1丁目2	令和4年3月18日	0.50(0.19)
114	急傾斜	小樽富岡1丁目3	平成24年6月8日	0.38(0.10)
115	急傾斜	小樽富岡1丁目4	平成23年1月14日	0.57(0.09)
116	急傾斜	小樽花園2丁目	令和4年3月18日	0.56(0.002)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域(特別警戒区域)
117	急傾斜	小樽花園5丁目1	令和4年3月18日	0.56(0.16)
118	急傾斜	小樽緑2丁目(1)	令和4年3月18日	1.03(0.23)
119	急傾斜	小樽緑2丁目(2)	平成22年6月1日	0.56(-)
120	急傾斜	小樽花園5丁目2	令和4年3月18日	0.37(0.13)
121	急傾斜	小樽東雲	令和4年3月18日	5.01(0.06)
122	急傾斜	小樽東雲旧堺小学校	平成26年5月16日	0.31(0.05)
123	急傾斜	小樽相生(1)	平成27年2月27日	0.26(0.07)
124	急傾斜	小樽相生(2)	平成26年4月22日	0.21(0.01)
125	急傾斜	小樽相生(3)	平成26年4月22日	0.29(-)
126	急傾斜	小樽住吉1	平成21年10月23日	0.45(0.17)
127	急傾斜	小樽住吉	未指定(基礎調査完了)	
128	急傾斜	小樽緑3丁目2	平成28年3月29日	0.28(0.09)
129	急傾斜	小樽最上1丁目1	令和3年8月20日	0.42(0.11)
130	急傾斜	小樽最上2丁目1	平成27年1月27日	0.43(0.18)
131	急傾斜	小樽最上2丁目2	平成22年1月26日	0.13(0.04)
132	急傾斜	小樽最上2丁目3	平成22年1月26日	0.09(0.03)
133	急傾斜	小樽最上1丁目2	平成22年1月26日	0.30(0.09)
134	急傾斜	小樽松ヶ枝2丁目1	平成22年1月26日	0.21(0.06)
135	急傾斜	小樽松ヶ枝1丁目1	平成27年1月27日	0.22(0.08)
136	急傾斜	小樽花園5丁目3	平成21年10月23日	0.29(0.13)
137	急傾斜	小樽花園	令和4年3月18日	1.01(0.07)
138	急傾斜	小樽花園5丁目4	平成24年2月3日	0.34(0.03)
139	急傾斜	小樽花園5丁目5	令和4年3月18日	0.48(0.17)
140	急傾斜	小樽入船5丁目3	令和4年3月18日	0.85(0.03)
141	急傾斜	小樽松ヶ枝(1)	平成22年1月26日	2.25(0.84)
142	急傾斜	小樽松ヶ枝(2)	令和4年3月18日	0.78(-)
143	急傾斜	小樽入船5丁目1	令和4年3月18日	0.59(0.17)
144	急傾斜	小樽入船5丁目2	令和4年3月18日	0.19(0.06)
145	急傾斜	小樽入船5丁目4	令和4年3月18日	0.17(0.06)
146	急傾斜	小樽入船4丁目27	令和4年3月18日	0.34(0.01)
147	急傾斜	小樽入船4丁目1	平成24年12月7日	0.31(0.10)
148	急傾斜	小樽入船4丁目2	平成24年12月7日	0.20(0.08)
149	急傾斜	小樽入船4丁目(1)	令和4年3月18日	0.26(0.03)
150	急傾斜	小樽入船4丁目(2)	令和4年3月18日	0.78(0.05)
151	急傾斜	小樽入船4丁目3	平成24年11月2日	0.11(0.04)
152	急傾斜	小樽入船4丁目(3)	令和4年3月18日	0.74(0.02)
153	急傾斜	小樽入船4丁目(4)	令和4年3月18日	1.53(0.08)
154	急傾斜	小樽入船3丁目	未指定(基礎調査完了)	
155	急傾斜	小樽入船2丁目	平成27年1月27日	0.04(0.02)
156	急傾斜	小樽松ヶ枝2丁目2	平成22年1月26日	0.24(0.09)
157	急傾斜	小樽入船3丁目1	平成24年9月28日	0.25(0.09)
158	急傾斜	小樽入船3丁目2	平成24年9月28日	1.00(0.38)
159	急傾斜	小樽入船3丁目3	平成25年1月22日	0.03(0.01)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域（特別警戒区域）
160	急傾斜	小樽入船3丁目4	平成26年8月1日	0.28(0.08)
161	急傾斜	小樽奥沢3丁目	令和4年3月8日	0.28(0.11)
162	急傾斜	小樽奥沢2丁目1	平成22年6月1日	0.29(0.10)
163	急傾斜	小樽奥沢2丁目(1)	平成22年6月1日	0.64(0.20)
164	急傾斜	小樽奥沢1丁目・2丁目 (2)	令和4年3月8日	2.30(0.18)
165	急傾斜	小樽奥沢1丁目1	平成26年9月5日	0.18(0.06)
166	急傾斜	小樽奥沢3丁目(1)	令和4年3月8日	1.71(0.05)
167	急傾斜	小樽奥沢3丁目(2)	平成23年1月14日	0.26(0.08)
168	急傾斜	小樽奥沢4丁目1	平成23年1月14日	0.30(0.09)
169	急傾斜	小樽奥沢4丁目2	平成23年1月14日	0.03(0.01)
170	急傾斜	小樽天神1丁目1	令和4年3月8日	0.84(-)
171	急傾斜	小樽奥沢4丁目3	平成23年1月14日	0.72(0.24)
172	急傾斜	小樽松ヶ枝2丁目3	平成24年6月8日	0.13(0.04)
173	急傾斜	小樽奥沢5丁目1	平成23年1月14日	0.45(0.03)
174	急傾斜	小樽奥沢5丁目2	令和4年3月8日	0.60(0.26)
175	急傾斜	小樽奥沢5丁目3	令和4年3月8日	0.52(0.18)
176	急傾斜	小樽天神3丁目1	平成23年2月4日	0.17(0.08)
177	急傾斜	小樽天神3丁目2	平成24年6月8日	0.15(0.06)
178	急傾斜	小樽天神3丁目3	令和3年10月19日 (変更)	1.19(0.06)
179	急傾斜	小樽天神1丁目	令和4年3月8日	0.53(0.17)
180	急傾斜	小樽天神2丁目1	平成24年6月8日	0.77(0.32)
181	急傾斜	小樽天神2丁目2	平成24年6月8日	1.06(0.46)
182	急傾斜	小樽天神3丁目4	平成27年3月27日	2.00(0.60)
183	急傾斜	小樽天神2丁目3	平成27年3月27日	0.62(-)
184	急傾斜	小樽天神2丁目4	令和4年3月8日	1.42(0.68)
185	急傾斜	小樽真栄1丁目その1	令和4年3月8日	2.43(0.41)
186	急傾斜	小樽真栄2丁目1	令和4年3月8日	1.07(0.42)
187	急傾斜	小樽真栄2丁目2	令和4年3月8日	0.53(0.15)
188	急傾斜	小樽潮見台2丁目	令和4年3月8日	0.94(0.38)
189	急傾斜	小樽真栄1丁目その2	平成27年4月14日	3.58(1.31)
190	急傾斜	小樽潮見台(1)	令和4年3月8日	3.58(0.86)
191	急傾斜	小樽潮見台(2)	平成22年2月16日	1.19(0.52)
192	急傾斜	小樽潮見台1丁目1	平成22年2月16日	1.40(0.57)
193	急傾斜	小樽潮見台3-(1)	令和4年3月8日	0.42(0.15)
194	急傾斜	小樽潮見台3-(2)	平成24年6月8日	0.45(0.11)
195	急傾斜	小樽潮見台3-(3)	平成22年2月16日	0.45(0.09)
196	急傾斜	小樽潮見台1丁目2	平成24年6月8日	0.42(0.17)
197	急傾斜	小樽潮見台1丁目3	平成24年6月8日	0.53(0.20)
198	急傾斜	小樽潮見台2	平成24年6月8日	0.60(0.19)
199	急傾斜	小樽勝納	平成23年5月6日	0.78(0.29)
200	急傾斜	小樽若竹1	平成25年10月25日	0.22(0.03)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域（特別警戒区域）
201	急傾斜	小樽若竹 2	平成 23 年 10 月 14 日 (修正)	1.14(-)
202	急傾斜	小樽桜 1 丁目 1	平成 22 年 11 月 19 日	0.38(0.13)
203	急傾斜	小樽若竹 3	平成 25 年 10 月 25 日	0.43(0.23)
204	急傾斜	小樽若竹 4	平成 25 年 10 月 25 日	1.15(0.49)
205	急傾斜	小樽若竹 5	平成 31 年 1 月 18 日	0.46(0.12)
206	急傾斜	小樽若竹 6	令和 4 年 3 月 8 日	0.94(0.25)
207	急傾斜	小樽若竹 7	平成 22 年 6 月 1 日	0.68(0.26)
208	急傾斜	小樽桜 1 丁目 2	平成 22 年 11 月 19 日	0.78(0.32)
209	急傾斜	小樽桜 1 丁目 3	令和 4 年 3 月 8 日	0.34(0.12)
210	急傾斜	小樽桜 1 丁目 4	平成 22 年 11 月 19 日	0.08(0.03)
211	急傾斜	小樽桜 5 丁目 1	平成 22 年 11 月 19 日	0.41(0.12)
212	急傾斜	小樽桜 5 丁目 2	令和 4 年 3 月 8 日	0.11(0.04)
213	急傾斜	小樽桜 5 丁目 3	令和 4 年 3 月 8 日	0.32(0.11)
214	急傾斜	小樽若竹 8	令和 4 年 3 月 8 日	1.53(0.90)
215	急傾斜	小樽船浜 1	平成 22 年 11 月 19 日	1.34(0.84)
216	急傾斜	小樽船浜 2	令和 4 年 3 月 8 日	0.36(0.14)
217	急傾斜	小樽桜 2 丁目	令和 4 年 3 月 8 日	0.59(0.21)
218	急傾斜	小樽船浜	令和 4 年 3 月 8 日	1.42(-)
219	急傾斜	小樽朝里 1 丁目(1)	令和 4 年 3 月 22 日	2.02(0.03)
220	急傾斜	小樽朝里 1 丁目(2)・3 丁目	令和 4 年 3 月 22 日	5.54(0.06)
221	急傾斜	小樽朝里 4 丁目 1	令和 4 年 3 月 22 日	0.88(0.01)
222	急傾斜	小樽新光 1 丁目	令和 4 年 3 月 22 日	1.57(0.03)
223	急傾斜	小樽新光 1 丁目 1	平成 24 年 6 月 8 日	0.77(0.28)
224	急傾斜	小樽新光 1 丁目 2	平成 22 年 11 月 19 日	0.61(0.22)
225	急傾斜	小樽望洋台 2 丁目 1	令和 4 年 3 月 8 日	0.42(0.18)
226	急傾斜	小樽新光 1 丁目 3	平成 22 年 11 月 19 日	0.17(0.04)
227	急傾斜	小樽新光 5 丁目 1	平成 22 年 11 月 19 日	0.07(0.02)
228	急傾斜	小樽新光 1	令和 4 年 3 月 22 日	0.77(-)
229	急傾斜	小樽新光 5 丁目 2	平成 22 年 11 月 19 日	0.28(0.12)
230	急傾斜	小樽新光 5 丁目 3	平成 22 年 11 月 19 日	1.26(-)
231	急傾斜	小樽新光 5 丁目 4	平成 22 年 11 月 19 日	1.88(0.75)
232	急傾斜	小樽新光 2	令和 4 年 7 月 26 日	1.32(0.69)
233	急傾斜	小樽朝里川温泉 1 丁目 1	令和 4 年 7 月 26 日	0.74(0.26)
234	急傾斜	小樽朝里川温泉 1 丁目 2	令和 4 年 7 月 26 日	0.58(0.20)
235	急傾斜	小樽朝里川温泉 1 丁目 3	平成 20 年 11 月 11 日	1.10(0.46)
236	急傾斜	小樽朝里川温泉 1 丁目 4	平成 20 年 11 月 11 日	0.03(0.01)
237	急傾斜	小樽朝里川温泉 2 丁目 1	令和 4 年 7 月 26 日	0.25(0.07)
238	急傾斜	小樽朝里川温泉 2 丁目 2	令和 4 年 7 月 26 日	0.09(0.03)
239	急傾斜	小樽朝里川温泉 2 丁目 3	平成 20 年 11 月 11 日	1.49(0.60)
240	急傾斜	小樽朝里川温泉 2 丁目 4	平成 20 年 11 月 11 日	1.13(0.49)
241	急傾斜	小樽朝里川温泉 2 丁目 5	令和 4 年 7 月 26 日	0.98(0.41)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域（特別警戒区域）
242	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目5	平成20年11月11日	0.16(0.05)
243	急傾斜	小樽張碓1	平成23年5月6日	0.84(0.48)
244	急傾斜	小樽張碓2	令和4年3月22日	0.30(0.15)
245	急傾斜	小樽張碓3	令和4年3月22日	0.87(0.60)
246	急傾斜	小樽張碓4	令和4年3月22日	0.87(0.34)
247	急傾斜	小樽張碓5	令和4年3月22日	0.51(0.26)
248	急傾斜	小樽銭函1丁目1	平成18年6月20日	2.70(1.22)
249	急傾斜	小樽銭函1丁目2	平成25年9月13日	0.89(0.42)
250	急傾斜	小樽銭函1丁目3	平成24年6月8日	0.72(0.42)
251	急傾斜	小樽銭函1丁目4	令和4年3月8日	0.45(0.26)
252	急傾斜	小樽銭函1丁目5	平成24年6月8日	1.51(0.87)
253	急傾斜	小樽銭函1丁目6	平成24年6月8日	1.17(0.44)
254	急傾斜	小樽銭函1丁目	令和4年3月8日	2.82(0.68)
255	急傾斜	小樽銭函2丁目1	平成24年6月8日	0.57(0.18)
256	急傾斜	小樽銭函2丁目2	平成24年6月8日	1.13(0.34)
257	急傾斜	小樽桂岡1	未指定（基礎調査完了）	
258	急傾斜	小樽桂岡2	未指定（基礎調査完了）	
259	急傾斜	小樽桂岡3	平成24年6月8日	1.01(0.45)
260	急傾斜	小樽桂岡4	平成24年9月14日	0.40(0.13)
261	急傾斜	小樽桂岡5	令和4年3月22日	0.86(0.29)
262	急傾斜	小樽桂岡6	令和4年3月22日	0.49(0.22)
263	急傾斜	小樽桂岡7	令和4年3月22日	3.38(1.95)
264	急傾斜	小樽桂岡8	令和4年3月22日	0.14(0.05)
265	急傾斜	小樽桂岡9	令和4年3月22日	0.07(0.02)
266	急傾斜	小樽見晴1丁目1	令和4年3月8日	2.02(0.70)
267	急傾斜	小樽星野1	令和4年3月8日	2.25(0.45)
268	急傾斜	小樽星野2	令和4年3月8日	2.10(1.43)
269	急傾斜	小樽星野3	平成24年4月17日	0.24(0.11)
270	急傾斜	小樽忍路1丁目6	平成19年3月20日	0.17(0.05)
271	急傾斜	小樽忍路1丁目7	平成26年7月22日	0.22(0.01)
272	急傾斜	小樽塩谷2丁目8	令和元年10月15日	0.26(0.05)
273	急傾斜	小樽塩谷2丁目9	平成26年7月22日	0.37(-)
274	急傾斜	小樽塩谷1丁目3	令和元年10月15日	1.49 (0.58)
275	急傾斜	小樽塩谷3丁目1	平成20年3月28日	0.33(0.10)
276	急傾斜	小樽オタモイ3丁目	令和元年10月15日	0.41 (0.12)
277	急傾斜	小樽オタモイ1丁目5	令和元年10月15日	0.55 (0.21)
278	急傾斜	小樽オタモイ1丁目6	平成29年1月20日	0.36 (0.16)
279	急傾斜	小樽幸4丁目	令和元年10月15日	0.21 (0.05)
280	急傾斜	小樽赤岩1丁目4	令和3年8月10日	0.20 (0.08)
281	急傾斜	小樽清水4	令和4年2月15日	0.04(0.01)
282	急傾斜	小樽長橋3丁目4	平成20年3月28日	0.43(0.12)
283	急傾斜	小樽長橋1丁目3	平成21年11月20日	0.05(0.01)
284	急傾斜	小樽長橋1丁目4	令和元年10月15日	0.56(0.22)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域（特別警戒区域）
285	急傾斜	小樽赤岩2丁目2	令和3年8月10日	0.48(0.16)
286	急傾斜	小樽祝津2丁目4	令和3年8月20日	0.57(0.22)
287	急傾斜	小樽祝津2丁目5	令和3年8月20日	0.39(0.09)
288	急傾斜	小樽高島3丁目8	令和3年8月10日	0.26(0.09)
289	急傾斜	小樽末広3	平成27年2月27日	0.14(0.01)
290	急傾斜	小樽長橋1丁目5	令和4年2月15日	0.18(0.04)
291	急傾斜	小樽長橋1丁目6	令和4年2月15日	0.42(0.18)
292	急傾斜	小樽緑3丁目3	令和4年3月18日	0.55(0.05)
293	急傾斜	小樽最上1丁目3	令和3年8月20日	0.57(0.00)
294	急傾斜	小樽松ヶ枝2丁目4	令和3年8月20日	0.13(0.00)
295	急傾斜	小樽松ヶ枝2丁目5	令和4年3月18日	1.34(0.58)
296	急傾斜	小樽奥沢2丁目2	令和4年3月8日	0.37(0.09)
297	急傾斜	小樽潮見台1丁目4	令和4年3月8日	0.49(0.17)
298	急傾斜	小樽桜3丁目1	令和4年3月8日	0.27(0.10)
299	急傾斜	小樽潮見台1丁目5	令和4年3月8日	0.69(0.24)
300	急傾斜	小樽桜5丁目4	令和4年3月8日	0.28(0.09)
301	急傾斜	小樽桜5丁目5	令和4年3月8日	0.07(0.02)
302	急傾斜	小樽望洋台2丁目2	令和4年3月8日	1.22(0.39)
303	急傾斜	小樽忍路1丁目8	平成30年7月27日	0.75(0.30)
304	急傾斜	小樽忍路1丁目9	平成19年3月20日	0.32(0.17)
305	急傾斜	小樽忍路1丁目10	平成28年1月5日	0.56(0.22)
306	急傾斜	小樽忍路1丁目11	平成30年7月27日	0.91(0.45)
307	急傾斜	小樽忍路1丁目12	(削除)	
308	急傾斜	小樽蘭島2丁目3	平成19年3月20日	0.11(0.04)
309	急傾斜	小樽塩谷2丁目10	平成19年8月17日	0.16(0.05)
310	急傾斜	小樽塩谷3丁目2	平成28年1月5日	0.12(0.04)
311	急傾斜	小樽長橋4丁目1	平成20年3月28日	0.32(0.14)
312	急傾斜	小樽長橋5丁目2	令和元年10月15日	0.04(0.01)
313	急傾斜	小樽祝津3丁目4	令和3年8月20日	0.59(0.23)
314	急傾斜	小樽祝津3丁目5	平成20年9月26日	0.66(0.28)
315	急傾斜	小樽祝津3丁目6	平成20年9月26日	0.57(0.19)
316	急傾斜	小樽祝津3丁目7	令和3年8月20日	0.22(0.06)
317	急傾斜	小樽赤岩2丁目3	平成24年6月8日	0.41(0.16)
318	急傾斜	小樽高島4丁目(2)	平成21年5月1日	0.14(0.05)
319	急傾斜	小樽高島5丁目1	令和3年8月10日	0.50(0.15)
320	急傾斜	小樽高島5丁目2	平成28年1月29日	0.12(0.04)
321	急傾斜	小樽清水5	平成27年2月27日	0.22(0.08)
322	急傾斜	小樽豊川2	令和4年2月15日	0.18(0.05)
323	急傾斜	小樽石山(4)	令和4年2月15日	0.09(0.03)
324	急傾斜	小樽石山1-(3)	令和4年2月15日	0.48(0.18)
325	急傾斜	小樽石山1-(4)	平成27年6月2日	1.23(0.59)
326	急傾斜	小樽錦(2)	令和4年2月15日	0.09(0.02)
327	急傾斜	小樽緑3丁目4	令和4年3月18日	0.37(0.12)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域（特別警戒区域）
328	急傾斜	小樽緑3丁目5	平成23年1月14日	0.62(0.27)
329	急傾斜	小樽緑2丁目1	令和4年3月18日	0.16(0.06)
330	急傾斜	小樽緑3丁目6	平成24年6月8日	0.49(0.19)
331	急傾斜	小樽相生(4)	令和4年3月18日	0.30(0.12)
332	急傾斜	小樽相生(5)	令和4年3月18日	0.16(0.02)
333	急傾斜	小樽最上2丁目4	令和3年8月20日	0.14(0.05)
334	急傾斜	小樽入船4丁目(5)	令和4年3月18日	0.27(-)
335	急傾斜	小樽入船4丁目(6)	令和4年3月18日	0.17(0.05)
336	急傾斜	小樽住ノ江2丁目	令和4年3月18日	0.14(0.04)
337	急傾斜	小樽入船3丁目5	平成24年9月28日	0.35(0.13)
338	急傾斜	小樽奥沢5丁目4	平成23年1月14日	0.43(0.21)
339	急傾斜	小樽天神1丁目2	平成23年2月4日	0.41(0.16)
340	急傾斜	小樽天神3丁目5	平成23年2月4日	0.12(0.08)
341	急傾斜	小樽天神3丁目6	令和4年3月8日	0.92(0.51)
342	急傾斜	小樽天神2丁目5	令和4年3月8日	0.07(0.02)
343	急傾斜	小樽天神2丁目6	平成24年6月8日	0.03(0.01)
344	急傾斜	小樽天神3丁目7	平成23年2月4日	0.05(0.02)
345	急傾斜	小樽天神2丁目7	平成23年2月4日	0.33(0.15)
346	急傾斜	小樽天神2丁目8	平成24年6月8日	0.16(0.06)
347	急傾斜	小樽天神4丁目1	平成23年2月4日	0.36(0.10)
348	急傾斜	小樽真栄2丁目3	令和4年3月8日	0.15(0.04)
349	急傾斜	小樽真栄2丁目4	令和4年3月8日	0.03(0.01)
350	急傾斜	小樽潮見台1丁目6	平成23年11月4日	0.04(0.02)
351	急傾斜	小樽潮見台1丁目7	令和4年3月8日	0.27(0.10)
352	急傾斜	小樽桜3丁目2	令和4年3月8日	0.38(0.19)
353	急傾斜	小樽新光1丁目4	令和4年3月22日	0.42(0.19)
354	急傾斜	小樽桜3丁目3	平成22年11月19日	0.58(0.22)
355	急傾斜	小樽新光5丁目5	令和4年7月26日	0.37(0.15)
356	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目6	令和4年7月26日	0.17(0.07)
357	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目7	令和4年7月26日	0.40(0.14)
358	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目8	令和4年7月26日	0.54(0.20)
359	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目9	令和4年7月26日	0.31(0.14)
360	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目6	令和4年7月26日	0.12(0.04)
361	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目7	令和4年7月26日	0.13(0.04)
362	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目10	令和4年7月26日	1.36(0.81)
363	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目11	令和4年7月26日	0.70(0.57)
364	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目8	令和4年7月26日	0.36(0.12)
365	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目12	令和4年7月26日	0.10(0.03)
366	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目13	令和4年7月26日	0.30(0.13)
367	急傾斜	小樽新光3丁目	平成23年5月6日	0.08(0.02)
368	急傾斜	小樽朝里4丁目2	平成23年5月6日	0.46(0.25)
369	急傾斜	小樽朝里4丁目3	平成23年5月6日	0.28(0.12)
370	急傾斜	小樽張碓6	令和4年3月22日	0.39(0.18)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域（特別警戒区域）
371	急傾斜	小樽張碓 7	平成 24 年 4 月 17 日	0.14(0.09)
372	急傾斜	小樽張碓 8	令和 4 年 3 月 22 日	0.11(0.04)
373	急傾斜	小樽張碓 9	平成 28 年 3 月 29 日	0.51(0.28)
374	急傾斜	小樽張碓 10	令和 4 年 3 月 22 日	0.07(0.03)
375	急傾斜	小樽張碓 11	令和 4 年 3 月 22 日	0.23(0.12)
376	急傾斜	小樽張碓 12	令和 4 年 3 月 22 日	1.01(0.44)
377	急傾斜	小樽張碓 13	令和 4 年 3 月 22 日	0.35(0.14)
378	急傾斜	小樽張碓 14	令和 4 年 3 月 22 日	1.04(0.54)
379	急傾斜	小樽張碓 15	令和 4 年 3 月 22 日	1.03(0.54)
380	急傾斜	小樽桂岡 10	平成 24 年 9 月 14 日	0.08(0.03)
381	急傾斜	小樽銭函 1 丁目 7	平成 24 年 6 月 8 日	0.80(0.36)
382	急傾斜	小樽桂岡 11	令和 4 年 3 月 22 日	0.54(0.24)
383	急傾斜	小樽桂岡 12	平成 24 年 9 月 14 日	0.18(0.13)
384	急傾斜	小樽桂岡 13	平成 24 年 9 月 14 日	0.38(0.15)
385	急傾斜	小樽桂岡 14	令和 4 年 3 月 22 日	1.07(0.49)
386	急傾斜	小樽見晴	令和 4 年 3 月 8 日	0.09(0.03)
387	急傾斜	小樽塩谷 1 丁目 4	令和元年 10 月 15 日	0.11(-)
388	急傾斜	小樽塩谷 1 丁目 5	令和元年 10 月 15 日	0.25(0.04)
389	急傾斜	小樽オタモイ 2 丁目 1	平成 26 年 11 月 7 日	0.07(0.02)
390	急傾斜	小樽オタモイ 2 丁目 2	令和元年 10 月 15 日	0.01(0.002)
391	急傾斜	小樽オタモイ 1 丁目 7	平成 28 年 9 月 30 日	0.16(0.04)
392	急傾斜	小樽清水 6	令和 4 年 2 月 15 日	0.14(0.05)
393	急傾斜	小樽長橋 5 丁目 3	令和元年 10 月 15 日	0.09(0.03)
394	急傾斜	小樽長橋 5 丁目 4	平成 26 年 11 月 7 日	0.07(0.03)
395	急傾斜	小樽長橋 5 丁目 5	令和元年 10 月 15 日	0.02(0.004)
396	急傾斜	小樽祝津 2 丁目 6	令和 3 年 8 月 20 日	0.50(0.16)
397	急傾斜	小樽祝津 2 丁目 7	令和 3 年 8 月 20 日	0.04(0.01)
398	急傾斜	小樽赤岩 2 丁目 4	平成 27 年 4 月 14 日	0.56(0.17)
399	急傾斜	小樽赤岩 1 丁目 5	平成 27 年 1 月 6 日	0.16(0.05)
400	急傾斜	小樽緑 3 丁目 7	令和 4 年 3 月 18 日	0.04(0.01)
401	急傾斜	小樽星野 4	令和 4 年 3 月 8 日	1.50(0.40)
402	急傾斜	小樽忍路 1 丁目 13	平成 30 年 7 月 27 日	0.75(-)
403	急傾斜	小樽蘭島 1 丁目 6	平成 30 年 7 月 27 日	0.64(0.26)
404	急傾斜	小樽蘭島 2 丁目 4	平成 30 年 7 月 27 日	1.53(0.55)
405	急傾斜	小樽赤岩 1 丁目 6	令和 3 年 8 月 10 日	0.45(0.14)
406	急傾斜	小樽手宮 1 丁目 4	令和 4 年 2 月 15 日	3.16(1.61)
407	急傾斜	小樽石山 5	令和 4 年 2 月 15 日	0.63(0.23)
408	急傾斜	小樽緑 5 丁目	令和 3 年 8 月 20 日	0.76(0.32)
409	急傾斜	小樽奥沢 5 丁目 5	令和 4 年 3 月 8 日	0.53(0.29)
410	急傾斜	小樽天神 3 丁目 8	令和 4 年 3 月 8 日	0.43(0.15)
411	急傾斜	小樽天神 4 丁目 2	令和 4 年 3 月 8 日	1.49(0.65)
412	急傾斜	小樽新光 3	令和 4 年 7 月 26 日	0.92(0.42)
413	急傾斜	小樽新光 4	令和 4 年 7 月 26 日	0.29(0.12)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域（特別警戒区域）
414	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目9	令和4年7月26日	2.59(2.24)
415	急傾斜	小樽朝里川温泉	令和4年7月26日	1.69(0.79)
416	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目10	令和4年7月26日	0.40(0.11)
417	急傾斜	小樽朝里4丁目4	令和4年3月22日	2.77(0.73)
418	急傾斜	小樽朝里4丁目5	令和4年3月22日	1.41(0.73)
419	急傾斜	小樽張碓16	令和4年3月22日	0.49(0.16)
420	急傾斜	小樽張碓17	令和4年3月22日	1.06(0.44)
421	急傾斜	小樽張碓18	令和4年3月22日	0.50(0.29)
422	急傾斜	小樽張碓19	令和4年3月22日	0.82(0.46)
423	急傾斜	小樽張碓20	令和4年3月22日	0.72(0.33)
424	急傾斜	小樽張碓21	令和4年3月22日	1.89(0.80)
425	急傾斜	小樽張碓22	令和4年3月22日	1.08(0.44)
426	急傾斜	小樽張碓23	令和4年3月22日	1.20(0.69)
427	急傾斜	小樽張碓24	令和4年3月22日	2.72(1.58)
428	急傾斜	小樽銭函1丁目8	令和4年3月8日	2.09(0.94)
429	急傾斜	小樽銭函1丁目9	令和4年3月8日	1.17(0.60)
430	急傾斜	小樽銭函1丁目10	令和4年3月8日	1.11(0.49)
431	急傾斜	小樽銭函2丁目3	令和4年3月8日	0.56(0.29)
432	急傾斜	小樽星野5	令和4年3月8日	0.83(0.33)
433	土石流	星置神社南沢川	令和4年3月8日	2.14(0.08)
434	土石流	キライチ川	令和4年3月8日	0.71(-)
435	土石流	ゴンシロ川	令和4年3月8日	1.23(0.28)
436	土石流	銭函山の上川	令和4年3月8日	6.04(0.02)
437	土石流	銭函石山沢川	令和4年3月8日	5.26(-)
438	土石流	銭函学校沢川	令和4年3月8日	3.92(0.62)
439	土石流	谷地沢右の沢川	令和4年3月8日	1.97(0.26)
440	土石流	銭函3号沢川	令和4年3月22日	1.93(-)
441	土石流	銭函沢川	令和4年3月22日	2.29(-)
442	土石流	銭函1号沢川	平成24年2月3日	1.04(0.12)
443	土石流	春香川	令和4年3月22日	10.32(0.10)
444	土石流	張碓川神社沢川	令和4年3月22日	3.08(0.02)
445	土石流	張碓学校沢川	令和4年3月22日	2.00(-)
446	土石流	張碓仲川	令和4年3月22日	2.14(-)
447	土石流	張碓右の沢川	令和4年3月22日	1.11(0.02)
448	土石流	張碓左の沢川	令和4年3月22日	1.95(0.002)
449	土石流	仏の沢川	令和4年3月22日	4.25(0.08)
450	土石流	カムイ川	令和4年3月22日	6.46(0.19)
451	土石流	石倉沢川	令和4年5月24日	4.83(0.01)
452	土石流	榎里川	令和4年5月24日	10.96(-)
453	土石流	しらかば川	令和4年3月22日	1.66(0.06)
454	土石流	矢別川	令和4年7月26日	1.60(-)
455	土石流	トヨクラ川	令和4年7月26日	1.49(-)
456	土石流	シカノ沢川	令和4年7月26日	2.54(-)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域（特別警戒区域）
457	土石流	朝里豊倉浄水場沢川	令和4年7月26日	2.01(0.46)
458	土石流	朝里温泉スキー場沢川	平成20年11月11日	9.73(0.13)
459	土石流	文治沢川	令和4年9月2日	2.35(1.24)
460	土石流	ワラビタイ川	令和4年7月26日	2.04(-)
461	土石流	熊碓川	令和4年3月8日	14.9(-)
462	土石流	五百羅漢右の沢川	令和4年3月8日	0.72(-)
463	土石流	潮見台川	令和4年3月8日	2.65(-)
464	土石流	真栄川	令和4年3月8日	3.55(-)
465	土石流	勝納奥沢右1の沢川	令和4年3月8日	0.85(0.04)
466	土石流	勝納奥沢右2の沢川	令和4年3月8日	2.80(-)
467	土石流	恩根内右1の沢川	令和4年3月8日	5.88(0.03)
468	土石流	恩根内川	令和4年3月8日	3.00(0.02)
469	土石流	工藤の沢川	令和4年3月8日	4.30(-)
470	土石流	天神沢川	平成27年3月27日	0.71(-)
471	土石流	天神浄水場沢川	令和4年3月8日	4.44(0.05)
472	土石流	勝納水源地沢川	令和4年3月8日	2.38(0.02)
473	土石流	メノコ沢川	令和4年3月8日	2.98(0.07)
474	土石流	勝納天神の川	令和4年3月8日	1.42(0.09)
475	土石流	テンジン川	令和4年3月8日	1.17(-)
476	土石流	テンジン川支川	令和4年3月8日	5.94(-)
477	土石流	下奥沢川	令和4年3月8日	0.81(-)
478	土石流	入舟川	令和4年3月18日	2.71(0.24)
479	土石流	松ヶ枝川	令和4年3月18日	2.76(0.03)
480	土石流	於古発右1の1号沢川	令和3年8月20日	3.65(0.00)
481	土石流	於古発沢川	令和3年8月20日	3.66(0.04)
482	土石流	天狗山の沢川	令和3年8月20日	1.67(0.002)
483	土石流	於古発右2の沢川	令和3年8月20日	5.77(0.30)
484	土石流	於古発川	令和3年8月20日	6.12(0.001)
485	土石流	於古発左の沢川	令和3年8月20日	1.71(0.001)
486	土石流	商大の沢川	令和4年3月18日	3.23(0.05)
487	土石流	西陵中学校の沢川	令和2年3月27日	4.36(-)
488	土石流	色内右1の沢川	令和4年2月15日	0.89(0.004)
489	土石流	長橋1丁目沢川	令和4年2月15日	0.69(0.02)
490	土石流	右股沢川	平成28年9月30日	5.61(-)
491	土石流	右股沢川東の沢	令和元年10月15日	1.51(-)
492	土石流	右股沢川西の沢	令和元年10月15日	1.95(0.02)
493	土石流	長橋川	平成28年9月30日	3.35(-)
494	土石流	二ツ目川	令和元年10月15日	0.98(0.02)
495	土石流	手宮仲川	令和4年2月15日	3.25(0.01)
496	土石流	赤岩沢川	令和3年8月10日	5.63(0.00)
497	土石流	南祝津川	令和3年8月20日	1.72(0.00)
498	土石流	祝津川	令和3年8月20日	6.94(0.05)
499	土石流	北祝津川左股沢川	令和3年8月20日	1.86(0.00)

番号	現象名	区域の名称	指定月日	面積(ha) 警戒区域（特別警戒区域）
500	土石流	酒屋沢川	令和元年10月15日	6.85(-)
501	土石流	伍助沢右1の沢川	令和4年3月18日	5.09(0.12)
502	土石流	桃内川	令和元年10月15日	4.26(0.01)
503	土石流	種吉沢左の沢川	平成30年7月27日	1.63(-)
504	土石流	栗の木沢川	平成30年7月27日	1.87(0.01)
505	土石流	餅屋沢右1の沢川	平成30年7月27日	1.60(0.02)
506	土石流	餅屋沢右2の沢川	平成30年7月27日	2.67(-)
507	地すべり	祝津小学校	令和4年2月15日	4.02(-)
508	地すべり	朝里川温泉1丁目	令和4年7月26日	133.00(-)
509	地すべり	長橋1丁目	令和4年2月15日	13.29(-)
510	地すべり	朝里川温泉	令和4年7月26日	62.00(-)
511	地すべり	張碓トソ	令和4年3月22日	0.45(-)
512	地すべり	張碓(1)	令和4年3月22日	42.38(-)
513	地すべり	張碓(2)	令和4年3月22日	0.86(-)
514	地すべり	張碓(3)	令和4年3月22日	4.21(-)
515	地すべり	張碓(4)	令和4年3月22日	1.55(-)
516	地すべり	若竹	令和4年3月8日	2.26(-)
517	地すべり	松ヶ枝	令和4年3月18日	1.62(-)
518	地すべり	祝津	令和4年2月15日	12.74(-)
519	地すべり	塩谷川	令和4年3月18日	4.45(-)

## 第2 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

### 1 避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対 象	急傾斜地の崩壊 (崖崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や北海道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山碎屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

### 2 避難情報の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域等を発令対象とする。

対象区域は、別添「土砂災害警戒区域等」のとおり

- (1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」 北海道知事の指定

**【土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）】**

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

**【参考】土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）**

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

**【参考】【未指定区域（基礎調査完了）】**

基礎調査の結果から判明した、土砂災害警戒区域等に相当する危険性が認められる区域

- (2) 被害想定区域の設定基準

**① 急傾斜地の崩壊**

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

**② 土石流**

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配2度以上で、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

なお、この区域より上流の溪流は「土石流危険溪流」と呼ぶ。

- (3) 地すべり

地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険区域

3 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）における危険度の高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ決めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

4 避難情報の発令を判断するための情報

○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム (<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

- ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示
- ② 土砂災害危険度情報 土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示  
土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示

【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分

- 黒(災害切迫) - 実況で大雨特別警報(土砂災害)  
【警戒レベル5相当情報(土砂災害)】基準超過
- 紫(危険) - 実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報  
【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】判断基準超過
- 赤(警戒) - 実況又は2時間後までの予想で大雨警報(土砂災害)  
【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】判断基準超過
- 黄(注意) - 実況又は2時間後までの予想で大雨注意報  
【警戒レベル2相当情報(土砂災害)】判断基準超過

- ③ 降雨情報 降雨の状況を1kmメッシュで表示
- ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示

○大雨警報(土砂災害)の危険度分布

気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

2時間さきまでの土砂災害の危険度を1kmメッシュで表示したもの

【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分

- 黒(災害切迫) - 実況で土砂災害警戒情報  
【警戒レベル5相当情報(土砂災害)】基準超過
- 紫(危険) - 実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報  
【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】判断基準超過
- 赤(警戒) - 実況又は2時間後までの予想で大雨警報(土砂災害)  
【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】判断基準超過
- 黄(注意) - 実況又は2時間後予想で大雨注意報  
【警戒レベル2相当情報(土砂災害)】判断基準超過

大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2	
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	北海道防災情報システム 北海道防災ポータル 気象庁ホームページ
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	気象庁	1km四方の領域(メッシュ)ごとに、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。	気象庁ホームページ

土砂災害 危険度情報	北海道	1 km及び5 kmメッシュごとの土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	北海道土砂災害警戒情報システム
土砂災害の危険度分布	気象庁及び北海道	気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と北海道が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報	気象庁ホームページ 北海道土砂災害警戒情報システム
土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに発表される。	北海道土砂災害警戒情報システム 北海道防災情報システム 北海道防災ポータル 気象庁ホームページ

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 1 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	<b>危険な場所から全員避難</b> ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	<b>命の危険、直ちに安全確保</b> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区等を基本とする。)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕)となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕)に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)	土砂災害危険度情報において「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕)となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等
【警戒レベル4】 避難指示	1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕)が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕)となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から翌日早朝に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令) 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	土砂災害危険度情報において「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕)となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域(土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕)が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル相当情報〔土砂災害〕)となった場合 (災害発生を確認) 3 土砂災害が発生した場合	土砂災害危険度情報において「災害切迫(黒)」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。)

- ・重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域

的な状況把握に努める。

- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
- ・立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）

※ 避難情報を発令した後に、ほかの発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

## 7 避難情報の解除基準

避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報を基に今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。

この際、市町村は国・北海道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

## 8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 気象防災部予報課 【電話番号(011)611-0170】	・気象、土砂災害等に関すること。
後志総合振興局 小樽建設管理部 事業室治水課 【電話番号(0134)25-2196】	・土砂災害警戒区域等に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
小樽開発建設部 工務課（河川担当） 【電話番号(0134)23-5195】	・直轄砂防施設に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局 地域創生部危機対策室 【電話番号(0136)23-1345】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
災害対策室	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	T V 放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	F M おたるラジオ放送		聴取者
	電話・F A X・電子メール		後志総合振興局 小樽開発建設部 札幌管区气象台 小樽警察署
	登録制メール		登録者
広報広聴課	ホームページ・X・Facebook・小樽市公式LINE		P C ユーザー等
消防本部	消防車		住民等(巡回ルート)
	電話・F A X・電子メール		消防団
福祉総合相談室	電話・F A X・電子メール		福祉保険部が所管する要配慮者利用施設*
介護保険課	電話・F A X・電子メール		所管する要配慮者利用施設*
生活安全課	電話・F A X・電子メール		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
	広報車		住民等(巡回ルート)
教育委員会	電話・F A X・電子メール		学校等

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3 高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】 高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、小樽市です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※2、崖の付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

## (2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、小樽市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※3

## (3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（土砂災害発生が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、小樽市です。
- 小樽市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、【警戒レベル5】「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

（土砂災害発生を確認した状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）
  - こちらは、小樽市です。
  - 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、【警戒レベル5】「緊急安全確保」を発令しました。
  - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
- （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※1 本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。

※2 この部分は、地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※3 【警戒レベル5】緊急安全確保発令時の行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に【警戒レベル4】避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

## 〈留意事項〉

- ・避難所へ避難する際は、ほかの土砂災害警戒区域等の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
- ・【警戒レベル3】高齢者等避難や【警戒レベル4】避難指示発令時においても、必要に応じて身

の安全確保について伝達することも考えられる。

(4) 【緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）】

小樽市：【警戒レベル4】避難指示

00/00 00:00

地区：●●丁目・○町

避難所：●●小学校、○○中学校

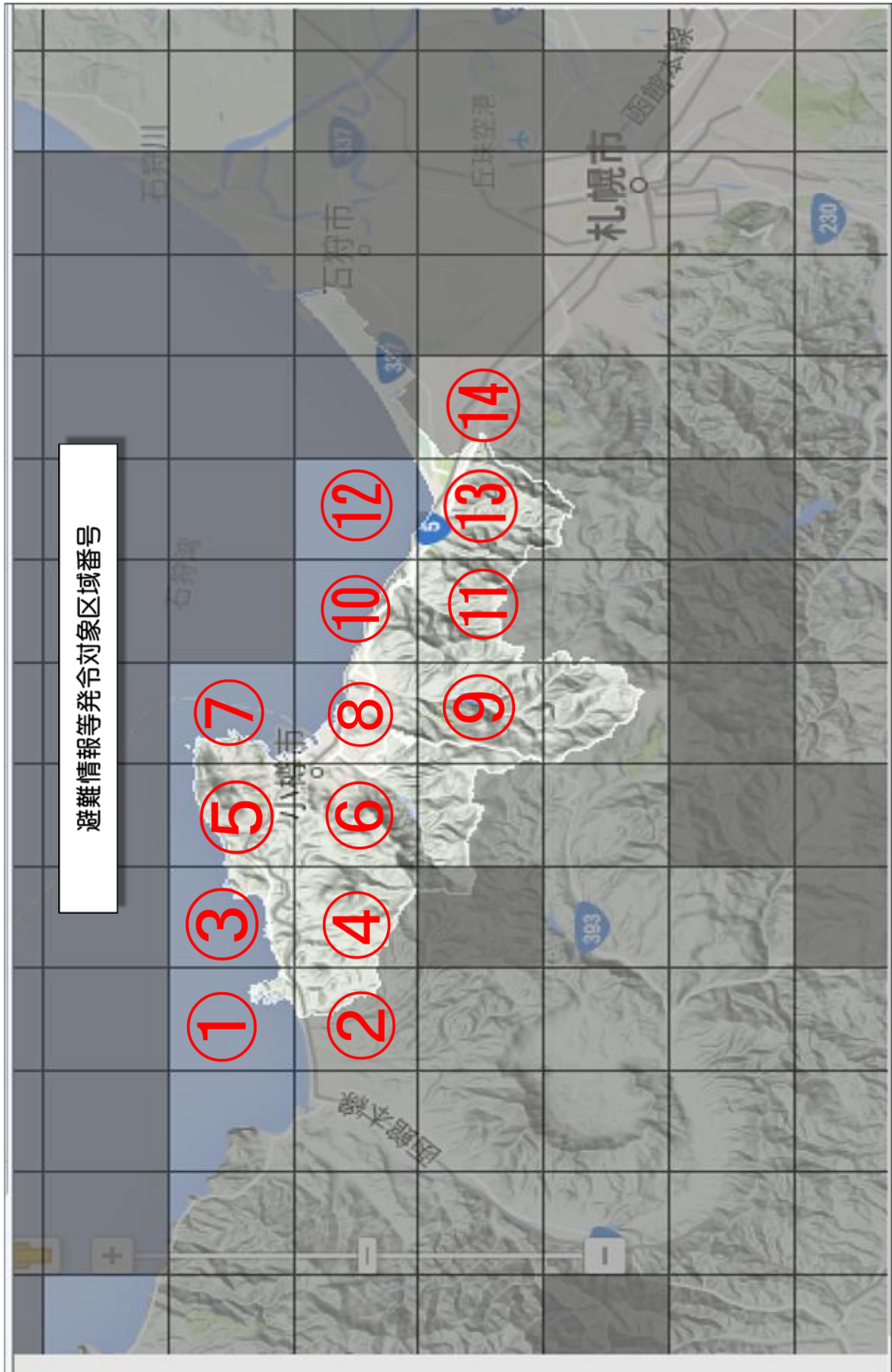
理由：土砂災害発生のおそれ

備考：○○地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

1.1 土砂災害警戒区域等及びその他区域の一覧

※ 本編 第5節 補足資料「別表2の1 急傾斜地崩壊危険区域（指定区域）」、「別表2の2 地すべり防止区域（指定区域）」、「別表2の3 土砂災害警戒区域等」参照





## 1.2 土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山 斜面 がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目が見える ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったたりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚	・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする	
嗅 覚	・腐った土の臭いがする			

※ 上記のほか、地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、直ちに避難行動をとるべきである。

## 第3章 雪害対策

### 第1節 対策の概括

#### 第1 対策の目的等

本章は、雪害から市民等の生命や身体、財産を保護するため、例年設置している市除雪対策本部及び国・北海道の冬期対策では対応きかないような異常降雪等により、予想される雪害（交通障害や住家被害、融雪期の雪崩や河川の増水等の影響によるもの）又は、発生するおそれがある場合において、予防・応急対策について定めたものである。

#### 第2 想定の被災

本計画の「第1編 総則」で想定した雪害の想定は次のとおりである。  
過去の降雪の深さ日合計値の観測史上最高値84cmを基準に約90cmとした。

#### 第3 災害予防計画の概要

本項では、雪害時でも迅速・的確に対応ができるよう、平時から雪害に備えることが重要と考えるため、以下の項目で災害予防計画を取りまとめており、詳細は第2節に記載している。

#### 第4 災害応急計画の概要

本項では、被災後の市民生活の早期回復と地域経済の復興支援のために必要な措置について取りまとめており、詳細は第3節に記載している。

## 第2節 災害予防計画

市（除雪対策本部）及び国道、道道、高速道路の道路管理者は、冬期間に備えて毎年除排雪計画を定めるとともに、特に異常降雪等においては、除排雪体制の連携強化を図りながら、円滑な交通を確保するため、必要な対策を講ずるものとする。

また、通常の除排雪体制では対応できない等の雪害が発生した場合は、小樽市雪害対策実施要綱に基づき、緊急雪害対策室を設置する。

### 第1 除排雪実施路線の延長

各道路管理者は、冬期間前までに除排雪が必要な路線を定め、幹線道路を中心に補助幹線道路、生活道路においても交通を確保するため、出動基準等に基づき除排雪を実施する。

区分	単位	国道	道道	市道	高速
車道除雪延長	km	53.5	48.1	518	47.6
歩道除雪延長	km	66.3	47.4	114	—
排雪路線延長	km	35.1	22.9	270	—

### 第2 除排雪車両体制

各道路管理者は、上記の路線の除排雪を円滑に実施するため、冬期間前までに必要な除排雪車両の確保に努めるものとする。

なお、令和6年度の体制は下記のとおりである。

区分	単位	国道	道道	市道	高速
グレーダ	台	4	8	18	—
ロータリ除雪車	台	4	8	38	11
除雪トラック	台	9	3	7	31
歩道除雪車	台	5	9	—	—
除雪（タイヤ）ドーザ	台	2	15	111	—
凍結防止剤(砂) 散布車	台	5	3	7	15
トラクターショベル	台	—	—	—	15
ホイールドーザ	台	—	—	—	—
ハンドガイド	台	—	6	3	—
タイヤ式バックホウ	台	—	—	—	3
合計		29	52	184	75

### 第3節 災害応急対策計画

#### 第1 緊急時体制への移行

異常降雪等により、交通障害、積雪荷重による建物破損及び二次災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、状況に応じて下記に定める「小樽市雪害対策実施要綱」に基づき対処するものとする。

#### 第2 小樽市雪害対策実施要綱

##### 1 目的

この要綱は、異常降雪による交通の途絶、荷重による建物破損、及び二次災害等の雪害に対処するため、雪害関係部局が行う業務及び連携体制を定め、迅速かつ総合的な雪害応急対策を実施することを目的とする。

##### 2 警戒時体制

大雪警報又は暴風雪警報が発表された場合は、建設部、総務部及び消防本部等は、お互いに連絡を取り合い、気象・積雪状況等の把握に努め、状況の変化によっては直ちに緊急時体制に移行できる体制をとる。

##### 3 緊急時体制

###### (1) 「緊急雪害対策室」の設置

市長は、異常降雪により道路交通の麻痺や公共交通機関の運休等が発生し、市民生活及び社会・経済活動に影響を及ぼすおそれがあると判断したときは、雪害関係部局で構成する「緊急雪害対策室」を設置し、「除雪対策本部」（注1）による除雪作業の円滑な実施を推進しながら、独居老人等要配慮者の安全確保、二次災害の防止等雪害に係る総合応急対策を実施する。

(注1) 「小樽市除雪対策本部」：冬期間における道路交通の確保のため、小樽市除雪対策本部規程（平成10年11月27日訓令第14号）に基づき、原則毎年11月1日から翌年3月31日まで設置するもので、市道主要路線等の除排雪を実施する。

###### ① 緊急雪害対策室の構成員

室長	副市長
副室長	総務部長、建設部長
室員	消防長、福祉保険部長、生活環境部長、総務部次長、災害対策室長、建設部次長、その他室長が必要と認める職員

なお、市長への状況報告は随時行うものとし、副市長が不在又は事故があった場合の室長は総務部長とする。

###### ② 同対策室事務局

対策室事務局は、総務部災害対策室とし、事務局員は災害対策室職員をもって充

てる。

③ 同対策室会議

対策室会議は、室長、副室長、室員及び室長が指定する職員をもって構成し、必要に応じて開催するものとする。

④ 各部局の担当業務

別表1のとおり

(2) 「市対策本部」の設置（緊急雪害対策室からの移行）

市対策本部の設置については、小樽市地域防災計画第1編第6節第2の2「市対策本部の設置及び運営等」に定めるところによるが、雪害に関しては、おおむね次によるものとする。

① 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

② 市民生活に大きな支障をきたすとともに、人命に関わる事態が発生し、その規模及び範囲が特に対策を要するとき。

(別表1) 各部局の担当業務

総務部

ア 気象情報及び雪害対策に関する各種情報の収集・伝達について

イ 各部局からの報告事項及び処理状況の把握・取りまとめについて

ウ 雪害関係機関との連絡調整及び情報交換について

エ 自衛隊の災害派遣依頼又は通報について

オ 議会及び報道機関に対する定期的な雪害情報の発表について

カ 市民に対する除雪情報、交通情報及びごみ収集情報等生活関連情報の提供並びに協力依頼広報について

(提供する情報の種類：除雪対策本部等からの情報提供を含む。)

(ア) 気象情報

(イ) 除雪状況情報

(ウ) J R 運行情報

(エ) バス ( J R , 中央バス ) 運行情報

(オ) フェリー運行情報

(カ) 都市間、郊外部道路情報

(キ) 市道・市内道路情報

(ク) 道路渋滞情報

(ケ) 公共施設情報

(コ) 電話不通情報

キ 対策室の総括及び連絡調整について

総合政策部

ア バス及び鉄道等交通機関の運行状況の調査について

## 消防本部

- ア 被害状況把握のための市内パトロールの実施について
- イ 住家の倒壊、雪崩、走行不能車等からの救助・救出について

## 建設部

- ア 「除雪対策本部」の総合調整及び総括（除排雪状況集約含む）について
- イ 気象情報の収集について
- ウ 小樽開発建設部、後志総合振興局小樽建設管理部及び警察等との総合調整について
- エ 市民からの除雪依頼の受理及び除雪相談について
- オ 市内民家等の落雪パトロールの実施、及び指導について
- カ 市営住宅の安全確保について
- キ 雪崩パトロールの実施及び住家に影響があった場合の対応について
- ク 交通事故防止のための積雪の排除に関することについて

## 福祉保険部

- ア 独居高齢者等要配慮者の安否確認調査について
- イ 独居高齢者等要配慮者住居の屋根雪の除雪対策について

## 生活環境部

- ア 除雪作業に支障を来す路上駐車、マイカー使用等の自粛等の啓発広報パトロールの実施について
- イ 一般廃棄物及びし尿の収集対策について

## その他必要な部局

雪対策庁内連絡会議のその他構成員（産業港湾部、教育部、財政部）等において必要な担当業務を実施する。

**第4節 災害復旧計画**

本節は、第2編と基本的に同様である。

## 第5節 補足資料

## 第1 雪崩危険箇所

番号	箇所名	番号	箇所名	番号	箇所名
1	銭函2	34	松ヶ枝2	67	塩谷2丁目1
2	銭函1	35	最上2丁目	68	塩谷2丁目2
3	朝里1-1	36	花園2丁目	69	塩谷2丁目3
4	朝里1-2	37	緑2丁目	70	オタモイ1丁目
5	朝里4-1	38	緑4丁目	71	忍路1丁目
6	朝里4-2	39	富岡2丁目	72	忍路1丁目1
7	朝里川温泉	40	富岡2丁目2	73	忍路1丁目2
8	新光1丁目	41	長橋1丁目1	74	忍路1丁目3
9	新光5丁目	42	長橋3丁目	75	忍路1丁目4
10	桜5丁目	43	長橋3丁目2	76	忍路1丁目5
11	阿波タウン	44	長橋4丁目	77	忍路1丁目6
12	船浜町	45	稲穂5丁目	78	蘭島1丁目1
13	若竹町	46	稲穂5丁目2	79	蘭島1丁目2
14	若竹町2	47	稲穂5丁目3	80	蘭島1丁目3
15	勝納町	48	石山町	81	蘭島2丁目1
16	潮見台	49	錦町	82	塩谷1丁目1
17	潮見台2	50	梅ヶ枝(47)	83	塩谷2丁目3
18	潮見台3	51	梅ヶ枝(48)	84	塩谷2丁目4
19	真栄1丁目1	52	末広1	85	塩谷2丁目5
20	真栄1丁目2	53	手宮1丁目	86	塩谷2丁目7
21	奥沢2丁目	54	手宮3丁目	87	塩谷2丁目8
22	奥沢3丁目	55	高島2丁目	88	オタモイ4丁目
23	天神1丁目	56	高島2丁目1	89	オタモイ3丁目
24	天神2丁目	57	高島3丁目1	90	オタモイ2丁目
25	天神3丁目	58	高島3丁目2	91	オタモイ1丁目1
26	天神3丁目2	59	高島4丁目1	92	オタモイ1丁目2
27	住吉町	60	高島5丁目	93	オタモイ1丁目3
28	東雲町	61	赤岩1丁目2	94	オタモイ1丁目4
29	入船3丁目	62	赤岩1丁目3	95	オタモイ1丁目5
30	入船4丁目	63	赤岩2丁目	96	幸4丁目
31	入船4丁目2	64	祝津	97	幸3丁目
32	入船5丁目3	65	祝津2	98	祝津3丁目1
33	松ヶ枝	66	塩谷1丁目	99	祝津3丁目2

番号	箇所名
100	祝津3丁目4
101	祝津2丁目1
102	祝津2丁目2
103	祝津2丁目3
104	祝津1丁目1
105	祝津1丁目2
106	赤岩2丁目1
107	赤岩2丁目2
108	赤岩1丁目1
109	梅ヶ枝2
110	梅ヶ枝3
111	梅ヶ枝4
112	梅ヶ枝5
113	高島4丁目4
114	高島3丁目3
115	高島3丁目4
116	高島3丁目5
117	高島3丁目6
118	手宮1丁目1
119	手宮3丁目1
120	長橋3丁目1
121	長橋3丁目3
122	長橋4丁目1
123	長橋5丁目1
124	長橋5丁目2
125	長橋5丁目3
126	長橋2丁目
127	長橋1丁目1
128	長橋1丁目2
129	長橋1丁目3
130	長橋1丁目4
131	稲穂5丁目1
132	稲穂5丁目4
133	稲穂5丁目5
134	石山2

番号	箇所名
135	石山3
136	緑3丁目1
137	緑3丁目2
138	緑3丁目4
139	花園5丁目1
140	花園5丁目2
141	花園5丁目3
142	松ヶ枝2丁目
143	入船4丁目1
144	入船4丁目3
145	入船4丁目4
146	入船2丁目
147	入船3丁目1
148	奥沢1丁目1
149	奥沢1丁目2
150	奥沢2丁目1
151	奥沢3丁目1
152	奥沢5丁目3
153	天神2丁目1
154	天神2丁目2
155	天神2丁目3
156	天神4丁目1
157	天神4丁目2
158	真栄1丁目4
159	真栄2丁目
160	潮見台1丁目1
161	潮見台1丁目2
162	潮見台1丁目3
163	潮見台2丁目
164	潮見台1
165	若竹1
166	若竹2
167	若竹3
168	若竹4
169	桜1丁目1

番号	箇所名
170	桜1丁目2
171	桜1丁目3
172	桜3丁目
173	桜5丁目1
174	桜5丁目2
175	船浜
176	新光3丁目
177	新光5丁目2
178	新光1
179	新光2
180	朝里川温泉1丁目2
181	朝里川温泉2丁目1
182	朝里川温泉2丁目2
183	張碓1
184	銭函1丁目1
185	銭函2丁目
186	桂岡1
187	桂岡2
188	桂岡3
189	桂岡4
190	桂岡5
191	桂岡6
192	星野1
193	星野2

## 第4章 海難予防・救助対策及び港湾等災害対策

### 第1節 海難予防及び救助対策

海上における人命及び財産を保護するため、次により予防・救助活動を行うものとする。

#### 1 海難防止推進機関

北海道運輸局札幌運輸支局

小樽海上保安部

小樽市（産業対策部農林水産班が、本計画の実施を担当する。）

#### 2 海難防止対策

海難の発生を防ぐため、関係機関と協力して、関係者の指導を行うものとする。

##### (1) 海事法令の違反防止

海事法令の違反は、直接海難に結びつく場合が多いため、次の事項について船主及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。

- ① 海技従事有資格者の乗船確認
- ② 無線従事有資格者の乗船確認
- ③ 救命器具、消火器具等の設備の確認

##### (2) 気象情報の常時把握

船主及び船長は、次により常に気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図るものとする。

###### ① 放送の聴取

漁業気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努めること。

###### ② 漁業無線局の放送聴取

漁業無線局の気象通報を、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるため、必ず聴取するとともに、荒天に対する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずること。

##### (3) 海難防止の指導

海難防止推進機関は、法令に定めるところにより、適切な予防対策を講ずるほか、石狩湾地区小型船舶安全協議会、その他海難防止団体等とともに、船主及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

- ① 海事法令等の違反防止指導
- ② 船体、機関、海難設備（救命用具、信号用具、消火施設等）及び通信施設の整備
- ③ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
- ④ 船舶乗組員の養成と資質の向上
- ⑤ 小型漁船の集団操業の励行指導及び相互救難体制の強化
- ⑥ 海難防止に対する意識の高揚

(4) 関係機関団体名	
北海道運輸局札幌運輸支局	0 1 1 ( 7 3 1 ) 7 1 6 6
小樽海上保安部	( 2 7 ) 6 1 6 6
小樽労働基準監督署	( 3 3 ) 7 6 5 1
北海道漁業協同組合連合会小樽支店	( 2 5 ) 9 5 9 5
日本漁船保険組合小樽湾支所	( 2 3 ) 1 0 9 6
小樽市漁業協同組合	( 2 2 ) 5 1 3 3
小樽機船漁業協同組合	( 3 4 ) 1 2 2 2
小樽漁業無線局	( 2 4 ) 0 4 1 1
日本水難救済会小樽救難所	( 2 2 ) 5 1 3 3
(社)北海道海難防止・水難救済センター	0 1 1 ( 2 2 1 ) 1 8 3 1

### 3 救助対策

#### (1) 救助実施機関

小樽海上保安部  
小樽警察署  
小樽市

#### (2) 救助の実施

##### ① 小樽海上保安部

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変、その他救済を必要とする場合における救助を行うこと。海上保安部以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者の監督を行うこと。

##### ② 小樽警察署

警察官は、救護の業務について市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその業務を行うこと。

##### ③ 小樽市

産業対策部農林水産班が各部班と協力し、関係機関と密接な連絡の下に救護措置を行うこと。

##### ④ 小樽市漁業協同組合及び小樽機船漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに関係機関に対する連絡に当たるものとする。

##### ⑤ 日本水難救済会小樽救難所

小樽海上保安部長及び市長から要請があった場合、又は自ら海難を認知した場合は、人命又は船舶を救助するものとする。

#### (3) 関係機関団体名

小樽海上保安部	( 2 7 ) 6 1 6 6
小樽警察署	( 2 7 ) 0 1 1 0
小樽市漁業協同組合	( 2 2 ) 5 1 3 3
小樽機船漁業協同組合	( 3 4 ) 1 2 2 2
小樽漁業無線局	( 2 4 ) 0 4 1 1
日本水難救済会小樽救難所	( 2 2 ) 5 1 3 3

## 第2節 港湾等災害対策の概括

### 第1 対策の目的等

本章は、港湾等災害から市民等の生命や身体、財産を保護するため、本市の港湾等で津波の発生に伴う災害のほか、事故等の影響に伴う船舶火災、タンカー等の事故による油の流出、臨港地区における危険物施設等からの発生し、又は発生するおそれがある場合において、予防・応急対策について定めたものである。

### 第2 想定の被災及び対策の区域

本計画の「第1編 総則」で想定した港湾等災害は上記（津波災害に起因するものも含む。）のとおりである。

なお、本計画に基づく港湾等防災対策の区域は、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条に定める港湾区域及び臨港地区を対象とする。

### 第3 災害予防計画の概要

本項では、災害時でも迅速・的確に対応ができるよう、平時から災害に備えることが重要と考えるため、以下の項目で災害予防計画を取りまとめており、詳細は第3節第3に記載している。

### 第4 災害応急計画の概要

本項では、被災後の市民生活の早期回復と地域経済の復興支援のために必要な措置について取りまとめており、詳細は第4節に記載している。

**第3節 港湾等災害予防計画****第1 関係機関の業務大綱**

港湾等の防災対策を推進するための関係機関の業務大綱は、次のとおりである。

## 1 小樽市

- (1) 災害予防、消火活動、災害応急対策及び災害復旧の実施
- (2) 関係機関相互の連絡調整
- (3) 港湾地域、港湾施設等の良好な状態の維持
- (4) 災害情報の収集及び伝達
- (5) 人命救出、救助及び避難の実施
- (6) 災害時における防疫活動の実施

## 2 後志総合振興局

- (1) 災害予防、災害応急活動の実施及び災害復旧の指導
- (2) 関係機関相互の連絡調整
- (3) 自衛隊の派遣要請

## 3 小樽海上保安部

- (1) 海上交通の安全を確保するため、海上における法令の励行及び船舶交通に関する規制
- (2) 災害時における救助、救援、消火活動及び船舶の避難誘導並びに救援物資、人員等の海上輸送
- (3) 災害情報の収集及び伝達並びに気象予報及び警報の船舶への周知
- (4) 海上犯罪の予防と治安の維持

## 4 小樽開発建設部

港湾及び航路の直轄工事並びに港湾の直轄災害復旧の実施

## 5 北海道運輸局札幌運輸支局

- (1) 災害情報の収集及び関係機関への連絡
- (2) 災害時における海上輸送の連絡調整及び港湾諸作業の調整

## 6 小樽労働基準監督署

事業所、工場等の労働災害の防止対策

## 7 北海道旅客鉄道（株）（市内各関係機関）

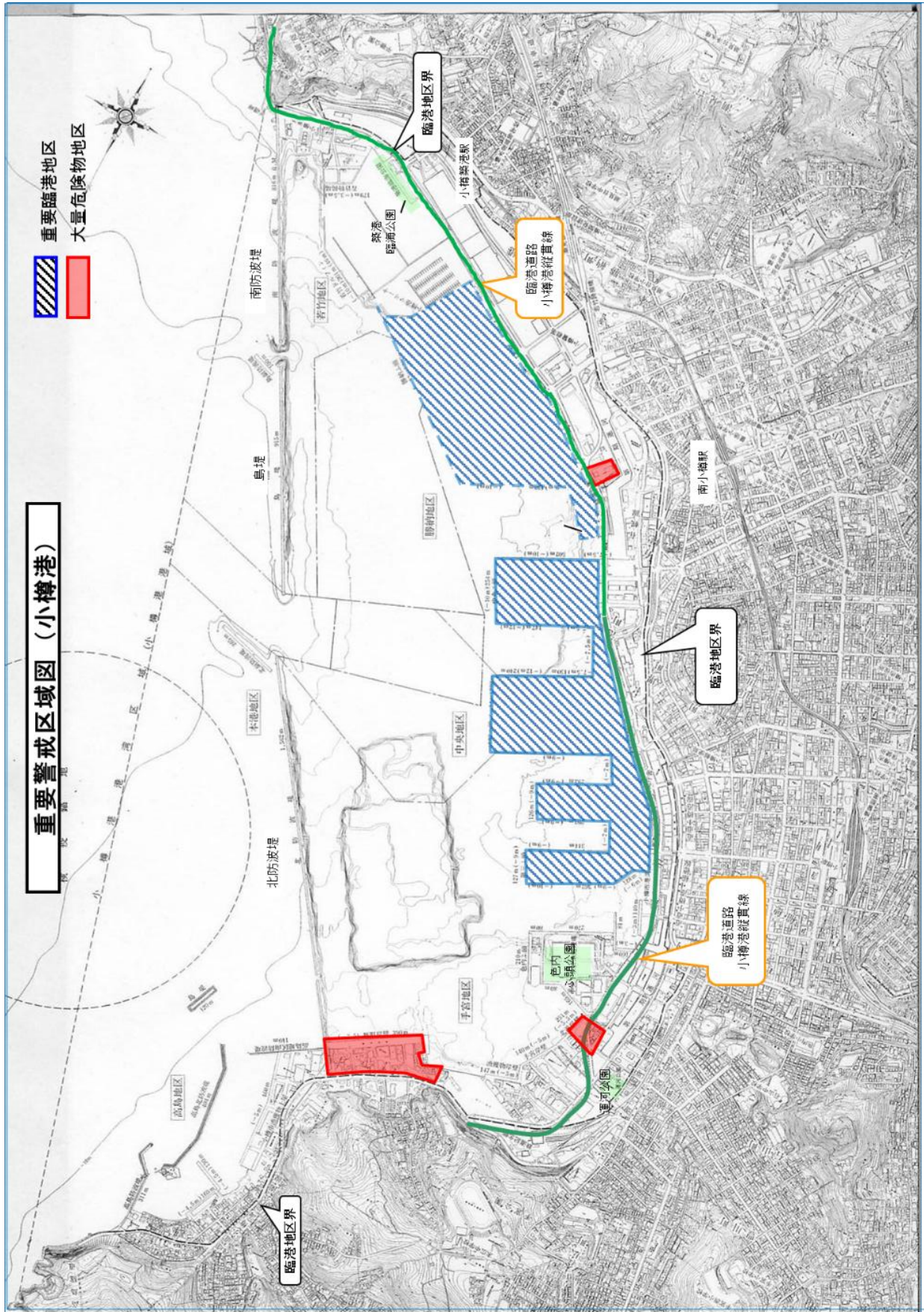
災害時における救援物資等の鉄道輸送の確保

- 8 小樽警察署
  - (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等
  - (2) 災害情報の収集及び治安維持に必要な広報
  
- 9 N T T 東日本（株）北海道事業部  
災害時における重要通信の確保に関すること。
  
- 10 N H K 札幌放送局、札幌テレビ放送(株)小樽支局、(株)エフエム小樽放送局  
災害時における地域住民への状況放送
  
- 11 北海道電力ネットワーク（株）小樽支店  
災害時における電力供給の確保
  
- 12 防災上重要な施設の管理者及び公共的団体
  - (1) 危険物関係施設の管理者
    - ① 危険物の災害予防
    - ② 災害時における危険物の保安に関する措置
  - (2) 港湾関係施設の管理者
    - ① 港湾関係施設の災害予防
    - ② 災害時における港湾関係施設の保安に関する措置
  - (3) 石狩・後志管内沿岸排出油等防除協議会  
排出油防除計画及び防除対策の推進
  - (4) 日本水難救済会小樽救難所  
港湾等防災対策に関する協力

## 第2 重要警戒区域の設定

重要警戒区域は、別図及び次のとおりとする。

- 1 重要臨港地区  
第2号ふ頭、第3号ふ頭、中央ふ頭、港町ふ頭及び勝納ふ頭
  
- 2 大量危険物地区  
厩地区、手宮・北浜地区



### 第3 予防計画

港湾等における各種災害を未然に防止するため、各機関が取るべき措置は、次のとおりとする。

#### 1 小樽市

##### (1) 係留施設の維持管理

危険物積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、係船柱等）の改修並びに岸壁水深の維持に努める。

##### (2) 火気及び立入りの禁止措置の指導

大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入りの禁止の徹底を図るよう取扱業者等を指導する。

##### (3) 危険物の荷役についての措置

- ① 荷役に関する保安の指導監督
- ② 消火器具の配備
- ③ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

##### (4) 臨港地区における危険物製造所、貯蔵所又は取扱所に対する定期立入検査及び指導取締り

- ① 施設の改善促進
- ② 適正な危険物取扱いの指導
- ③ 消火設備の維持管理の指導
- ④ 従業員の初期消火技術の向上
- ⑤ 化学消火剤等の備蓄と事業所相互の応援体制の確立及び指導

##### (5) 資料及び情報交換

入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

#### 2 後志総合振興局

- (1) 市の港湾等防災対策計画及び必要な資器材の備蓄について指導する。
- (2) 市及び関係機関の行う予防対策の連絡調整に当たる。

#### 3 小樽海上保安部

##### (1) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

- ① 災害発生状況及び災害の教訓に関する資料
- ② 災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）

- ③ 港湾状況（特に危険物の荷役場所の状況）
- ④ 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（ひき船サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業等）

## (2) 研修訓練

平常業務を通じて職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の訓練を行う。また、必要に応じ関係機関の行う訓練に参加し、又は参加を求めるものとする。

- ① 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修
- ② 非常呼集、防災、捜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練
- ③ 総合防災訓練

## (3) 指導啓発

防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

- ① 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
- ② 在港船舶に対する臨船指導

## (4) 海事関係法令の励行

海事関係法令違反は、海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において、一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

- ① 船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく安全基準の励行
- ② 船舶職員法及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）、船員法（昭和22年法律第100号）等乗組員に関する法令の遵守
- ③ 港則法（昭和23年法律第174号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）等に関する法令の遵守

## 4 小樽開発建設部

港湾及び航路の直轄工事の計画、施行に関しては、防災上留意すべき事項については十分配慮する。

## 5 小樽労働基準監督署

臨港地区に所在する事務所、工場等の産業災害の防止について監督指導する。

## 6 防災上重要な施設の管理者及び公共的団体

### (1) 危険物関係施設の管理者

#### ① 係留施設の維持管理

危険物積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、係船柱等）の改修並びに岸壁水深の維持に努める。

- ② 火気及び立入禁止の措置  
大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
  - ③ 危険物の荷役に関する措置
    - ア 荷役に関する保安の指導監督
    - イ 消火器具の配備
    - ウ 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
    - エ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
  - ④ 消火設備の充実強化
  - ⑤ 従業員の初期消火技術の研修訓練
- (2) 港湾関係施設の管理者
- ① 係留施設の維持管理  
船舶の接岸、荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、係船柱等）の改修並びに航路、泊地の水深維持に努める。
  - ② 消火設備の充実強化
  - ③ 従業員の初期消火技術の研修訓練
- (3) 石狩・後志管内沿岸排出油等防除協議会
- ① 排出油の防除計画
  - ② 排出油防除に必要な資器材の整備
- (4) 日本水難救済会小樽救難所
- 水難救助技術の研修訓練

## 第4節 港湾等災害応急対策計画

### 第1 各関係機関が実施する応急対策

港湾等における各種災害に対処するため、各関係機関が実施する応急対策は、次のとおりとする。

#### 1 小樽市

##### (1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害の状況を把握するとともに、関係機関に連絡する。

##### (2) 救助、救出及び避難

ア 災害による人命の救助及び救出を行う。

イ 災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立退きを勧告し、急を要する場合は、これらの者に対して、避難のための立退きを指示する。

##### (3) 警戒区域の設定

危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止

し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(4) 消防活動

ア 陸上施設の消火及び延焼の防止を行う。

イ 船舶の消火活動は、海上保安部と連絡を密にして行う。

ウ 火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、法令で定める以外の者に対してその区域から退去を命じ、又は、その区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。

(5) 応急資器材の調達輸送

消火剤、オイルフェンス、油処理剤その他の応急資材の調達輸送を行う。

(6) 流出油対策

小樽海上保安部と連絡を密にして、流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油処理剤の散布等の応急措置をとる。

(7) 危険物施設に対する保安

火災発生のおそれのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送搬出を行う。

(8) 防疫活動

災害によって汚染され、又は、汚染が予想される地域の防疫を行う。

(9) 広報活動

災害の状況、住民の避難、立入禁止等適時適切な広報を行う。

(10) 応援要請等

ア 災害の状況に応じ、住民に応急措置の業務の従事を要請する。

イ 状況により事故船の移動について、関係機関に要請するとともに、移動のためのひき船の手配及びえい航を行う。

ウ タンカー、バージ等による残油瀬取りを関係機関に要請する。

エ 関係機関と協力して危険水域付近及び通航禁止付近に船艇を配置して、海上交通の禁止制限、避難等の措置をとる。

オ 災害の状況に応じ、相互応援協定締結の事業所、又はほかの市町村に対して応援を要請する。

カ 災害の状況に応じ、自衛隊の派遣を後志総合振興局長に依頼する。

2 後志総合振興局

(1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害の状況を把握するとともに、関係機関に連絡する。

(2) 連絡調整

港湾防災対策が円滑に推進するよう、関係機関相互の連絡調整を行う。

(3) 市に対する指示

被害の拡大防止等応急対策措置のため、市に対し必要な指示を行い、又はほかの市町村の応援を指示する。

(4) 自衛隊の派遣要請

災害の状況により、又は、市の依頼により自衛隊の派遣を要請する。

## 3 小樽海上保安部

## (1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害状況を迅速、適確に把握するとともに、その情報を関係機関に連絡する。

## (2) 救助、救出及び避難

ア 事故船に対し、必要な応急措置を講ずるとともに、り災者の救援を行う。

また、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は指導する。

イ 必要により船舶に対する避難勧告指示及び避難救助を行う。

## (3) 消防活動

消防機関と連絡を密にして、巡視船艇により消火及び延焼の防止を行う。

## (4) 油の拡散防止及び回収除去

ア 関係船舶、船主、代理店、臨海工場等に対し、流出防止措置、拡散防止措置及び除去について指導し、又は海洋汚染防止法等の定めるところにより除去を命ずる。

イ 流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油処理剤の散布等の応急措置をとる。

ウ 油回収船による流出油の回収指導に当たる。

エ 事故船からの油の抜取り指導に当たる。

オ 流出油の漂着が予想される沿岸港湾にオイルフェンス又は応急オイルフェンスの展張指導を実施する。

カ 市及び民間業者に対する自衛措置の指導に当たる。

キ 状況により事故船を移動させ、付近地域の安全を図るとともに、災害の拡大防止の措置をとる。

ク 必要かつ状況により船体及び流出油の非常処分を考慮する。

## (5) 応急資器材の調達輸送

消火剤、オイルフェンス、油除去剤その他の応急資材の調達輸送に当たる。

## (6) 残油瀬取りの指導

タンカー、バージ等による残油瀬取りの指導を行う。

## (7) 広報活動

ア 民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について、適時適切に広報を行う。

イ 船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ、巡視船艇による巡回等により、その状況を周知する。

## (8) 海上交通規制

ア 巡視船艇によりガスの検知等を行い、危険海域の警戒整理に当たる。

イ 危険物積載船舶等に移動を命ずるほか、危険物荷役の制限又は禁止を行う。

ウ 船舶交通の制限又は禁止を行うほか、必要に応じ出入港を規制する。

## (9) その他

- ア 必要に応じ、他管内の巡視船艇、航空機の応援派遣を要請する。
- イ 臨港地区における災害で、海上からの応援が可能なときは、巡視船艇により協力する。

## 4 北海道運輸局札幌運輸支局

## (1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害の状況を把握するとともに、関係機関に連絡する。

## (2) 海上輸送の連絡調整

災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、運航事業者に航路、船舶又は輸送すべき人・物資を指定して、航海命令を発する。

## (3) 港湾諸作業の調整

災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、港湾運送事業者に公益命令を発し、緊急貨物取扱いの運送を行わせる。

## (4) 陸上輸送の連絡調整

災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、自動車運送事業者に対し、輸送体制の連絡調整を行う。

## 5 北海道旅客鉄道（株）（市内各関係機関）

災害時における救助救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等につき、関係機関の支援を行う。

## 6 小樽警察署

## (1) 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害警備措置上必要な情報を収集するとともに関係機関と連絡を密にして、必要と認める場合は、その情報を積極的に通報する。

## (2) 救助及び救出

- ア 災害による危険箇所、避難立退き地域などを巡視して、避難に遅れた者の発見及び救助に努める。また、負傷者に応急措置をし、状況により救難所に搬送する。
- イ 関係機関の行う船舶り災者の救助及び救出について、その作業に必要な地域の確保、交通規制、整理などを行い協力する。

## (3) 避難

- ア 災害の発生により人の生命、身体を災害から保護し、その他、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは関係地域の居住者に対し、早期に自主避難を行うよう勧告する。
- イ 急を要する場合においては、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを指示する。立退きの指示をした場合は、市長に通知する。また、市長が立退きを指示した場合は、これに協力する。

## (4) 警戒区域の設定

災害の発生により生命、身体に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、その区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。警戒区域を設定した場合は、市長に通知するものとし、市長又は消防吏（団）員が警戒区域を設定した場合は、これに協力する。

## (5) 道路交通規制

災害の発生により、道路における交通に危険が生ずるおそれがあるときは、一時歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限する。

## (6) 犯罪の予防、鎮圧

ア 避難したり災者の留守家族及び避難者収容所に対して、必要により警戒員を派遣するほか、重点的なパトロールを行う。また、復旧物資をめぐる経済事犯の取締り、物資集積所の盗難などの予防に当たり、被災地域の治安を維持する。

イ 被災地における補償その他利害関係に基づく対立紛争事案に対しては、その情報を収集し、関係機関に通報し事故防止に当たる。

## (7) 危険物施設に対する治安

ア 石油類、アルコール類等危険物については、災害を拡大するおそれ大きいことから、その施設周辺の立入禁止、住民の避難その他危険防止について措置する。

イ 関係機関の行う保安措置について、積極的に協力する。

## (8) 広報活動

警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入禁止、交通規制等その他治安維持に必要な事項について広報を行う。

## 7 N T T 東日本（株）北海道事業部

災害時において、必要に応じて一般電話の利用を制限し、重要通信を確保する。

## 8 N H K 札幌放送局、札幌テレビ放送(株)小樽支局、(株)エフエム小樽放送局

民心安定のため、災害時における災害救助、復旧の状況を適時放送する。

## 9 北海道電力ネットワーク（株）小樽支店

災害時における港湾関係施設等への電力の供給を図る。

## 10 防災上必要な施設の管理者及び公共的団体

## (1) 危険物関係施設の管理者

ア 災害時における危険物の保安に万全を期す。

イ 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって初期消火に努める等適切な措置を講ずる。

ウ 災害時において、相互応援協定締結の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応ずる。

**(2) 港湾関係施設の管理者**

- ア 災害時における港湾関係施設の保安に万全を期す。
- イ 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに自衛消防力をもって初期消火に努める等適切な措置を講ずる。
- ウ 災害時において、ほかの事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応ずる。

**(3) 石狩・後志管内沿岸排出油等防除協議会**

災害による排出油事故が発生した場合、排出油防除活動の推進と拡大防止を講ずる。

**(4) 日本水難救済会小樽救難所**

災害時において、自ら又は関係機関の求めに応じて水難者の救助に協力する。

**第2 災害に対処する体制**

港湾等における災害に対処する体制は、次のとおりとする。

- 1 港湾区域及び臨港地区において大規模な船舶火災等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、市対策本部が中心となり災害対策を推進するものとする。

この場合、災害に関係ある機関（民間企業も含む。）の代表者をもって組織する連絡機関を設け、防災に対する連絡調整を行うものとする。

- 2 港湾区域内における船舶の火災については、昭和43年3月29日海上保安庁長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、小樽海上保安部と小樽市消防本部との間に締結された業務協定により対処するものとする。

**第3 相互応援計画**

- 1 災害時においては、各関係機関相互又は企業間相互で必要に応じて応援し合うものとし、応援協定のある場合は、それに従うものとする。
- 2 自衛隊の派遣は、第2編第3節第6の1 自衛隊への派遣要請に基づき要請するものとする。
- 3 防災上重要な施設の管理者及び公共団体は、港湾等防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資器材等をもって協力を行うものとする。

**第4 防災訓練**

港湾等における災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と協力して港湾等防災訓練を行うものとする。

## 第5節 港湾等災害復旧計画

本節は、第2編と基本的に同様である。

## 第6節 港湾等災害補足資料

## 1 港湾施設

小樽港の主要港湾施設は、資料1のとおりである。

## 2 資器材等の整備

- (1) 港湾等における防災対策を円滑に推進するため、関係機関は、消防艇、化学消火剤、オイルフェンス等の資器材を整備するよう努めなければならない。
- (2) 市内の消防車、巡視船艇、化学消火剤、オイルフェンス等の資器材の整備状況は、別添資料3のとおりである。

## 資料1

## 小樽港主要港湾施設

施設名	地区名	名 称		延長 (m)	エプロン幅 (m)	水深 (m)
岸壁等	中央	港町ふ頭	堺町岸壁南側基部	130	20.0	7.5
			港町1番 南側	130	20.0	7.5
			港町2番 南側	240	20.0	12.0
			港町3番 南側	280	20.0	13.0
			港町4番 南側	150	7.6	9.0
			港町5番 南側	143	7.6	9.0
		第2号ふ頭	6番 南側基部	128	9.0	7.0
			7番 南側	143	9.0	9.0
			8番 南側	150	9.0	9.0
			9番 突端	108	9.0	9.0
			10番 北側	180	9.0	9.0
			11番 北側	113	9.0	9.0
		第3号ふ頭	12番 南側基部	128	9.0	7.0
			13番 南側	157	10.5	9.0
			14番 南側	187	15.0	9.0
			15番 突端	127	15.0	10.0
			16番 北側	194	15.0	10.0
			17番 北側	168	10.8	9.0
			18番 北側	128	9.0	5.0
		中央ふ頭	中央1番 南側	130	20.0	7.5
			中央2番 南側	182	20.0	10.0
			中央3番 南側	185	20.0	10.0
			中央4番 南側	247	20.0	12.0

	勝納	勝納ふ頭	中央5番 南側	130	20.0	7.5	
			勝納1番 突端	260	26.0	13.0	
			勝納2番 突端	169	20.0	10.0	
			勝納3番 突端	201	20.0	10.0	
			勝納4番 突端	185	20.0	10.0	
	手宮	色内ふ頭	勝納5番 突端	251	20.0	9.0	
			色内1番 南側	343	12.0	5.5	
			色内2番 突端	128	11.0~12.0	5.5	
			色内3番 北側	236	9.0~9.5	5.5	
			厩町-7.5m 岸壁	厩町1番	123	20.0~27.3	7.5
				厩町2番	141	27.3	7.5
	厩町3番	126		23.0~27.3	7.5		
	高島	高島地区-5m 岸壁	高島地区-5m 岸壁	462	10.0	5.0	
			高島-4.5m 岸壁	130	10.0	4.5	
			南高島岸壁	160	9.7	4.5	
	手宮	北浜岸壁	北浜岸壁	241	15.0	4.1~ 5.5	
			手宮岸壁	136	15.0	5.0	
手宮さん橋			132	5.7	5.0		
係船杭	若竹	若竹地区-10m 係船杭		301		10.0	
防波堤	本港	北防波堤	混成堤	施設延長	1,560m		
		南防波堤	混成堤		816m		
		島堤	混成堤		915m		
		その他防波堤			2,785.21m		
臨港道路	臨港地区	小樽港縦貫線		施設延長	5,028m		
		その他臨港道路			13,480m		
緑地	若竹	築港臨海公園		施設延長	12,663 m <sup>2</sup>		
	勝納	かつない臨海公園			12,800 m <sup>2</sup>		
	手宮	運河公園			7,762 m <sup>2</sup>		

資料2 事業所別危険物貯蔵・取扱量

(令和7年8月1日現在)

地区名	事業所名称	所在地	電話番号	危険物									
				屋外タンク貯蔵所		屋内貯蔵所		船舶用給油取扱所		一般取扱所		計	
				数	量(kℓ)	数	量(kℓ)	数	量(kℓ)	数	量(kℓ)	数	量(kℓ)
手宮一丁目地区	アヅマ石油荷役サービス(株)	手宮1-4-2	24-0341	4	3,790	1	23			2	230	7	4,043
	六光石油(株)	〃1-4-3	23-7215	3	1,160					1	100	4	1,260
	アヅマ石油荷役サービス(株)	〃1-6-4	24-0341	14	10,321	1	100	1	50	2	1,219	18	11,690
色内三丁目地区	河辺石油(株)	色内3-11-1	22-3581	2	697	1	12			2	40	5	749
築港地区	新日本海フェリー(株)	築港8-2	34-2301	4	3,920			1	400	2	580	7	4,900
計	5事業所			27	19,888	3	135	2	450	9	2,169	41	22,642

資料3 港湾等防災対策資材等現有状況

(令和7年8月1日現在)

資機材等	合計	小樽海上保安部	小樽市	企業体名			
				六光石油(株)	アヅマ石油荷役サービス(株)	河辺石油(株)	新日本海フェリー(株)
巡視船	隻	3	3				
巡視艇等	〃	4	2	1	1		
小型動力ポン	台	46	7	39			
ラインプロポーション	本	15	5	10			

エアフォーム ノズル	〃	33	3	15	2	8	1	4	
化学消火剤	消火原液 (3%)	ℓ	10,880	800	4,080	500	3,300	600	1,600
	〃 (6%)	〃	0						
流出油防除資材	オイル フェンス	m	1,080	200	180		300	100	300
	油処理剤	ℓ	6,172.70	2,910	港湾 774 消防 30.7	100	1,422	540	396
	油吸着剤	kg	725.7	101	港湾 170 消防 24.7	10	220	50	150
空気呼吸器	台	82	17	65					
耐熱服	着	10	6	6					
ガス検知器	台	8	4	3		1			

資料4 小樽港ひき船一覧表

所有者	小樽市
船名	たていわ丸
トン数	196
馬力	4,000
乗組員数	5
無線機	国際VHF無線、AIS
消火放水口数	5
放水量(毎時)	360m <sup>3</sup>
曳航索	60m/m 200m 65m/m 200m
備考	

## 第5章 原子力災害対策

### 第1節 対策の概括

#### 第1 対策の目的等

本章は、原子力災害から市民等の生命や身体、財産を保護するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、予防・応急対策について定めたものである。

##### 1 目的

市は、北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）から約32km～65kmに位置し、北海道が北海道地域防災計画（原子力防災計画編）（以下「道計画」という。）において定める、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）とはならないが、泊発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生じる原子力災害（以下「原子力災害」という。）に備え、本計画において、あらかじめ、防災対策に関して取るべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の執行により、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

##### 2 基本方針

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないことや、被ばくの程度についても自ら判断することができないことなどの特殊性を有しており、原子力災害に対処するためには、放射線等に関する知識が必要となることから、本計画では、原子力災害の特殊性に鑑み、市民に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、防災関係従事者に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制を確立するとともに、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、所要の措置を定める。

##### 3 計画の位置付け

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となるものであるが、この章に定めのないものについては、本計画の各項に定めるところにより応急対策活動を実施する。

また、原子力災害と地震、津波など、ほかの災害が同時に発生（以下、「複合災害」という。）した場合には、該当する項と併せて運用する。

なお、本計画の各項目の具体的な実施要領等については、別途定めるものとする。

## (1) 指針で定める原子力災害対策重点区域

区分	原子力施設からの距離	説明
P A Z	おおむね半径5 kmを目安	<p>予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone）</p> <p>緊急時活動レベル（E A L：Emergency Action Level）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域</p> <p>※E A L：原子力施設の状況に応じた緊急事態区分と緊急時活動レベルを示したもの（第5節 補足資料 資料1）</p>
U P Z	おおむね半径30 kmを目安	<p>緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective action planning Zone）</p> <p>E A L、運用上の介入レベル（O I L：Operational Intervention Level）に基づき、避難及び一時移転（以下「避難等」という。）、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用などを実施する等、緊急防護措置を準備する区域</p> <p>※O I L：空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度に基づき防護措置の実施を判断する基準を示したもの（第5節補足資料 資料2）</p>

## (2) 道計画で定める原子力災害対策重点区域

P A Z：泊発電所から半径5 km以内の即時避難区域

U P Z：泊発電所から半径30 km以内の緊急防護措置を準備する区域

地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村：

泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）



## 第2節 災害予防計画

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制については、第1編第6節第5の「災害通信手段の整備」に定めるほか、次のとおり体制等を整備しておくものとする。

#### (1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、国、北海道、原子力事業者、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備・充実のため、情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

#### (2) 通信手段・経路の多様化

市は、北海道と連携し、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、防災行政デジタル無線、衛星携帯電話等の整備、維持及びその操作・運用方法の習熟に努め、有線・無線（地上系・衛星系）による伝送路の多ルート化及び通信連絡設備の二重化の推進を図るものとする。

#### (3) 非常用電源の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備の整備に努めるものとする。

#### (4) 空間放射線量の測定

平時から北海道との連携の元、モニタリング機器を維持し、不測の事態に備えるものとする。

### 2 避難収容活動体制の整備

#### (1) 避難所の整備

避難等における市民等の収容施設は、第1編第7節の「共通的な補足資料」に定めるところによる。

#### (2) 避難所における設備等の整備

市は、北海道と連携し、避難所において、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等のほか、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備や災害情報の入手のためのラジオ等の機器の配備に努める。

#### (3) 物資の備蓄

市は、北海道と連携し、避難所での用に供するため、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄や備蓄のための施設等の確保に努める。

#### (4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の避難収容活動においては、第1編第6節第4の「避難行動要支援者等の支援対策の推進」に定めるところとするが、市は北海道の協力の下、要配慮者及び一時滞在者への対応を万全とするため、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等の避難にも十

分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、避難誘導等の体制整備に努める。

### 3 防護資機材等の整備

#### (1) 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備

市は、北海道と協力し、市民等に対する広報、避難誘導等の応急対策を行う職員の安全確保のため、防護服、防護マスク、線量計等の資機材整備に努めるものとする。

### 4 市民等への的確な情報伝達体制の整備等

災害時における市民等への情報伝達体制については、第2編第3節第2の「災害関連情報の広報対策」に定めるほか、次のとおり体制等を整備しておくものとする。

#### (1) 情報伝達体制の整備

① 市は、北海道と連携し、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた正確で分かりやすい具体的な内容を整理しておくものとする。

② 市は、複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、市民等への的確な情報を伝達できるよう、防災行政デジタル無線、広報車両等の伝達手段の整備に努める。

③ 市は、北海道と連携し、原子力災害に係る市民相談窓口の設置について、あらかじめその方法、体制等について定めるよう努めるものとする。

#### (2) 原子力防災等に関する市民に対する知識の普及

市は、北海道及び原子力事業者と協力して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動の実施に努めるものとする。

### 5 防災業務関係者の人材育成

市は、北海道と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、北海道等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修等を積極的に活用するなど、人材育成に努めるものとする。

### 6 原子力施設の緊急事態区分

指針では、第5節補足資料資料1に示すとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つ（以下「警戒事態等」という。）に区分しており、概要については、次のとおりである。

指針で定める 緊急事態区分	概要
警戒事態 EAL(AL) ※ (AL) = Alert	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（災害時要援護者等）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態 EAL(SE) ※ (SE) = Site area Emergency	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階（原災法第10条）
全面緊急事態 EAL(GE) ※ (GE) = General Emergency	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階（原災法第15条）

なお、防災基本計画、道計画では、泊村（立地村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態を情報収集事態と定めている。

## 7 原子力災害に至らない事故への対応

市は、原子力災害に至らない事故についても、事故に対する市民等の不安や動揺を招かないよう、平時からの放射線監視体制の整備や「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」（平成25年1月16日締結）第10条に定める原子力事業者からの異常時における連絡があった場合、北海道と連携し事故の状況を踏まえ、市民等に対し適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

## 8 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、小樽市防災会議の構成機関、その他の防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編 第3節の「市、防災関係機関等の業務の大綱（行政等の役割）」に定めるほか、次のとおりとする。

### (1) 小樽市

- ① 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- ② 原子力防災業務についての研修に関すること。
- ③ 原子力防災訓練の実施に関すること。
- ④ 通信連絡設備の整備に関すること。
- ⑤ 防災資機材の整備に関すること。
- ⑥ 防災対策資料の整備に関すること。
- ⑦ 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。
- ⑧ 市対策本部の設置に関すること。
- ⑨ 市民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- ⑩ 市民等の屋内退避及び避難等並びに立入制限及び飲食物摂取制限等に関すること。

- ⑪ 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。
  - ⑫ 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。
  - ⑬ 放射性物質に汚染された物資の除去及び除染作業に対する協力に関すること。
  - ⑭ 各種制限措置の解除に関すること。
  - ⑮ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること。
  - ⑯ 関係自治体からの避難者受け入れに関すること。
- (2) 小樽市教育委員会
- ① 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。
  - ② 避難等に係る公立学校施設等の使用に関すること。
- (3) 小樽市消防本部
- ① 市民等に対する広報及び避難等に関すること。
  - ② 消防職員に対する原子力防災の教育訓練に関すること。

### 第3節 災害応急対策計画

北海道から警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報があった場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

#### 第1 基本的対応事項

##### 1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

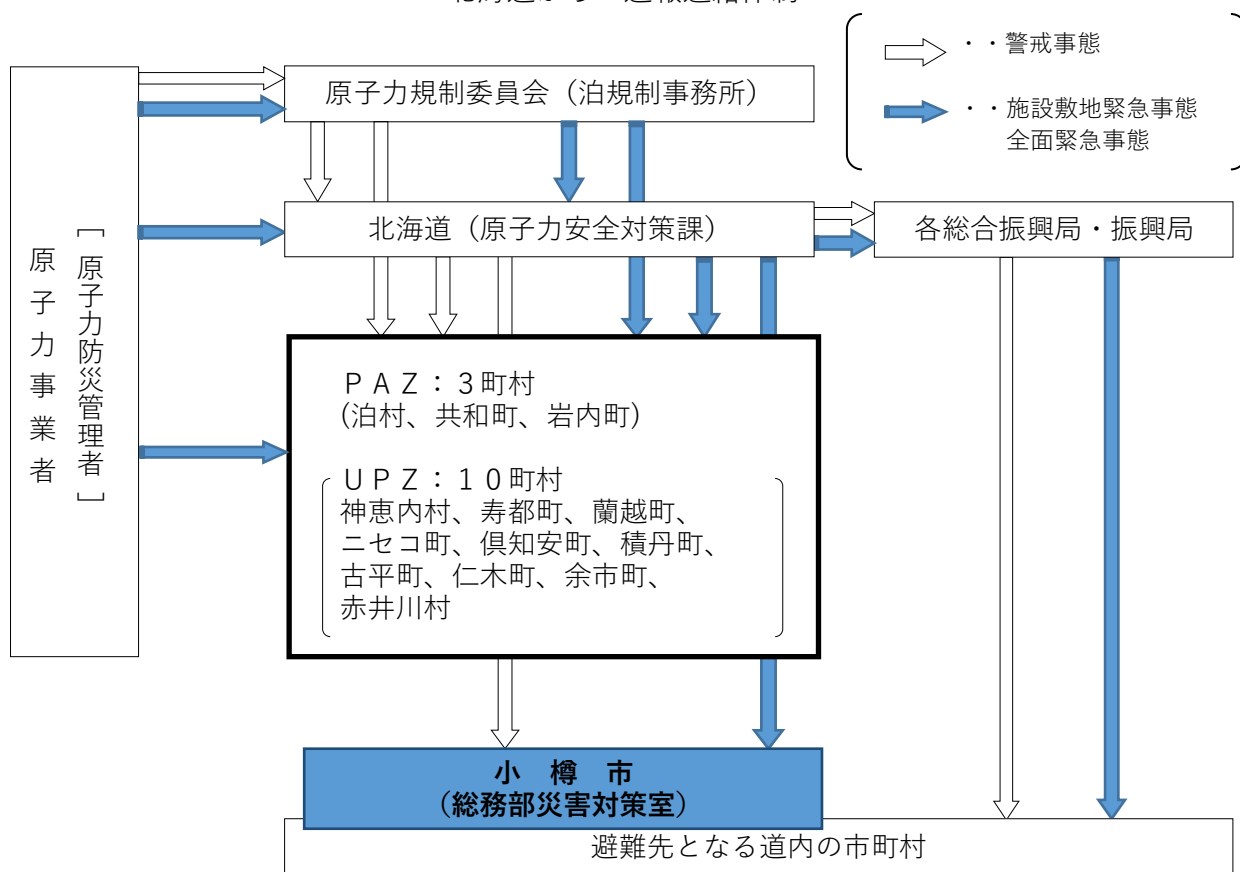
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保については、第2編第3節第2の「災害関連情報の広報対策」に定めるほか、次のとおりとする。

##### (1) 警戒事態等発生情報の連絡

###### ① 警戒事態等発生情報の連絡体制

北海道から本市への警戒事態等発生情報の連絡体制は次のとおりである。

<北海道からの通報連絡体制>



② 防災会議構成機関等への連絡

市は、北海道から警戒事等発生連絡があった場合は、連絡を受けた事項について、必要に応じて防災会議構成機関及び防災関係機関・団体等へ連絡するものとする。

(2) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 市は、北海道から原子力施設の状況や国、北海道及び原子力事業者等の応急対策活動の状況及び被害状況等の情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

② 市は、北海道から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を防災会議構成機関及び防災関係機関・団体等へ随時連絡する等相互の連絡を密にするものとする。

(3) 一般回線が使用できない場合の対処

複合災害の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備する衛星通信回線や防災行政デジタル無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

(4) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、北海道が実施する緊急時モニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。また、市域内の放射線の状況を把握するため、市で所有する測定機器により、空間放射

線量の測定を行うものとする。

## 2 活動体制

原子力災害における市の活動体制については、第1編第6節第2の「小樽市災害対策本部の組織」の定めるところによるほか、次のとおりとする。

### (1) 市対策連絡室

#### ① 設置

警戒事態発生の連絡を受けたときは、市対策本部に移行できる準備組織として、関係部局で構成する市対策連絡室を設置し、北海道からの事故状況やモニタリング結果等の情報の迅速かつ正確な把握に努めるものとする。

#### ② 廃止

市対策連絡室の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

ア 市対策連絡室長が施設敷地緊急事態に至る可能性がないと認めた場合

イ 市対策本部を設置した場合

### (2) 市対策本部

① 設置：施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の連絡を受けたときは、直ちに設置する。

② 廃止：市対策本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した場合、又は災害対策活動の必要がなくなったと認めたとき。

### (3) 職員の動員・非常配備体制

#### ① 職員の動員

第2編第3節第2の「災害関連情報の広報対策」に定めるところによる。

#### ② 非常配備体制

原子力災害における各非常配備体制の配備時期は次のとおりとする。

種 別	配 備 時 期
第1非常配備	北海道から警戒事態発生の連絡を受けたとき
第2非常配備	北海道から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けたとき
第3非常配備	内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき

### (4) 市対策本部業務分担

第1編第6節第2の「小樽市災害対策本部の組織 別表2 市対策本部における主な業務分担」のほか、次のとおりとする。

部・班		分 担 業 務
総括部	総括班	災害の状況、対策措置状況等の収集及び報告について
住民対策部	住民総括班	一時滞在場所の設定について
		災害地域市民等の記録について
衛生対策部	防疫班	飲食物の摂取制限について
	医療班	緊急被ばく医療活動について

環境対策部	廃棄物・ 環境対策班	空間放射線量の測定について
産業対策部	農林水産班	海産物の採取及び出荷について 農畜産物・林産物の収穫、採取及び出荷について
上下水道対策部	総務班	上水道の摂取制限について

(5) 緊急事態区分における応急対策活動及び体制

泊発電所の状況に応じた応急対策活動等は、次のとおりとする。

緊急事態 区 分	活 動 内 容	活 動 体 制
警戒事態	・情報収集（事故状況・北海道モニタリング結果等） ・北海道、関係町村、市内関係機関情報交換 ・市内空間放射線量測定	第1非常配備 （市対策連絡室）
施設敷地 緊急事態	上記のほか ・市民等広報（事故状況・国モニタリング結果等・今後の情報についての注意喚起） ・関係町村が実施する広域避難への支援準備（避難者受入施設の開設準備等）	第2非常配備 （市対策本部）
全面緊急 事態	上記のほか ・市民等広報（必要に応じて屋内退避等の防護措置を行う可能性がある旨の注意喚起）	第3非常配備 （市対策本部）

3 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、市は、国及び北海道と連携し、UPZ圏内を中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置（第5節補足資料資料2）を実施するものとする。

4 屋内退避、避難収容等の防護措置

(1) 屋内退避、避難誘導等の防護措置の実施

市が実施する、屋内退避、避難誘導の防護措置については、次のとおりとする。

- ① 市は、PAZ内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国や北海道から、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うよう指示があった場合は、第2編第3節第2の「災害関連情報の広報対策」に定める広報方法により、市民等に対し注意喚起を行うものとする。

ただし、複合災害が発生した場合で、自然災害による人命への直接的リスクが極めて高い場合等には、人命最優先の観点から、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

- ② 市は、次の場合、市民等に対する屋内退避又は避難等のための立退きを指示し、（以下、「避難指示等」という。）をするとともに、避難等の支援が必要な場合には、北海道と連携し国に要請するものとする。

なお、市は、屋内退避、避難等に係る国からの指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

ア 事態の規模、時間的推移に応じて、国から避難等の予防的措置を講じるよう指示された場合

イ 国及び北海道と連携し、緊急時モニタリング結果、指針によるOILの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合

③ 市が避難指示等を行う場合の指示事項は、おおむね次のとおりである。

○屋内退避

ア 対象となる地域

イ 屋内退避勧告・指示の理由

ウ 災害の現況及び今後の予想

エ 実施上の注意点

- ・原則として住民等が自宅等の屋内にとどまるものとする。
- ・全ての窓、扉等の開口部を閉鎖する。
- ・全ての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止する。
- ・できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、広報車、緊急速報メール等による国、北海道及び市からの指示、情報に注意する。
- ・食料品の容器にフタをする。なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えない。
- ・帰宅した人は顔や手を洗い、着替えた衣服をビニール袋に保管し、ほかの衣服と区別をする。
- ・貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に必要となるものをあらかじめ用意する。

○避難

ア 対象となる地域

イ 避難等指示の理由

ウ 避難場所

エ 避難経路（集合場所・避難方法）

オ 災害の現況及び今後の予想

カ 実施上の注意点

- ・避難後の戸締り
- ・避難する前の火の元の確認
- ・ガスの元栓を閉める。
- ・携帯品は、必要最小限のものにする。

④ 市は、北海道と連携し、避難等に当たっての避難場所として、避難等の対象となる地域外に避難所を開設するものとする。

また、屋内退避については、市民等が自宅内にとどまることを原則とするが、外出中で帰宅ができない場合や複合災害の影響などにより自宅が使用できない場合に備え、避難所を開設するものとする。

- ⑤ 市は、避難指示等を行った場合は、北海道と連携し、戸別訪問、避難所における確認などにより市民等の屋内退避及び避難等の実施状況を確認するものとする。

(2) 広域避難者への支援

市は、本章 第3節 第3の「広域避難者受入計画」に基づき、関係町村の市民等が指針で定めるEALやOILに基づき避難等を行う際の支援を行うものとする。また、要配慮者に対しては、第1編第6節第4の「避難行動要支援者等の支援対策の推進」及び第2編 第5節の「補足資料」に準じて支援を行い、避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分に配慮するものとする。

5 市民等への情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、情報伝達活動は第2編第3節第2の「災害関連情報の広報対策」に定めるほか、次のとおり適切な対応を行える体制を整備する。

(1) 市民等への情報伝達活動

- ① 市は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を避けるため、的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

- ② 市は、市民等への情報提供に当たっては、北海道と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとし、広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 事故の概要

イ 泊発電所における対策状況

ウ 災害の現況及び今後の予測

エ 市及び北海道並びに防災関係機関の対策状況

オ 市民等の取るべき措置

カ その他必要と認める事項

・交通規制 ・避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ情報等

(2) 市民等からの問合せに対する対応

市は、北海道及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問合せに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うよう努めるものとする。

## 第2 原子力災害中長期対策計画

原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

### 1 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 2 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び北海道と協議のうえ、状況に応じて避難区域の見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

### 3 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、北海道、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行うものとする。

### 4 災害地域市民等に係る記録等の作成

(1) 市は、屋内退避及び避難の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

(2) 市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

### 5 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び北海道と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

### 6 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や指針に基づき、国及び北海道とともに、市民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施するものとする。

## 第3 広域避難者受入計画

原子力災害時において、EALやOILに基づき関係町村の市民等が広域避難を行う際の支援に関し、本市における受け入れに必要な体制整備、業務等を中心に定めるものである。

1 広域避難実施の判断基準

原子力災害時においてP A Z及びU P Z圏内等では、事態の状況により次のとおり、緊急時における避難、屋内退避等の防護措置が準備、実施される。

	緊急事態区分	P A Z	U P Z
	事故・事象の例		
原子力発電所の事故事象の段階に応じた予防的防護対策	警戒事態 EAL(AL) 原子力事業所所在市町村で震度6弱以上の地震発生	・要配慮者避難準備	—
	↓		
	施設敷地緊急事態 EAL(SE) 発電所に外部から電気を供給できない	・避難準備 ・要配慮者避難の実施	・屋内退避準備
	↓		
	全面緊急事態 EAL(GE) 原子炉に注水（冷やすこと）ができない	・避難の実施	・屋内退避 ※泊発電所の状況悪化に応じて段階的に避難を実施
	↓		
放射性物質が環境中に放出された場合の防護対策	空間放射線量率 500 μSv/h以上の区域 (O I L 1)	—	・避難の実施
	空間放射線量率 20 μSv/h以上の区域 (O I L 2)	—	・一時移転の実施

2 広域避難者の受入れ

市は、北海道又は関係町村から広域避難受入れの依頼があった場合には、受入体制の状況を踏まえ、広域避難に対する支援を行う。

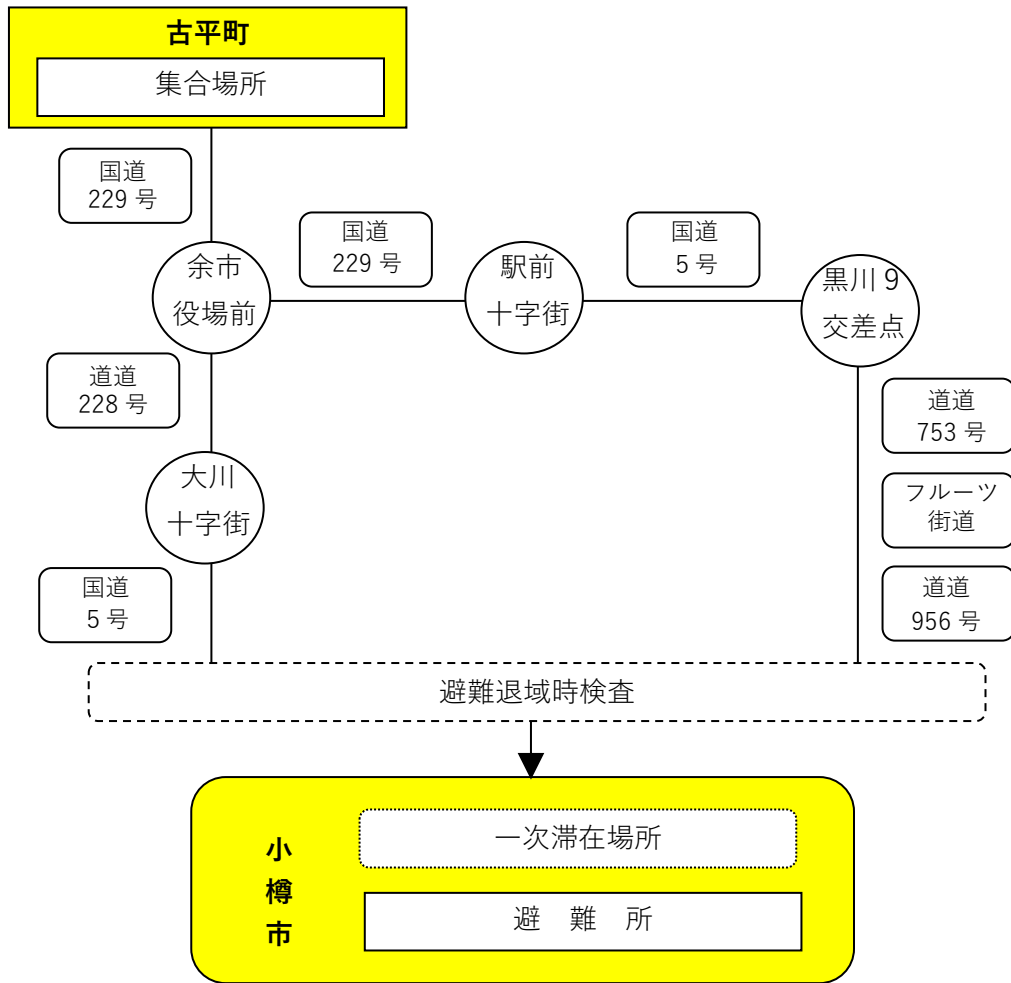
なお、関係町村において、退避等避難計画で本市を避難先としているのは古平町であり、避難所、避難経路等は次のとおりである。

- (1) 避難所 市内の旅館又はホテル等
- (2) 避難手段 バス・自家用車を原則とする  
(道路状況等により船舶、ヘリコプター、鉄道も利用)

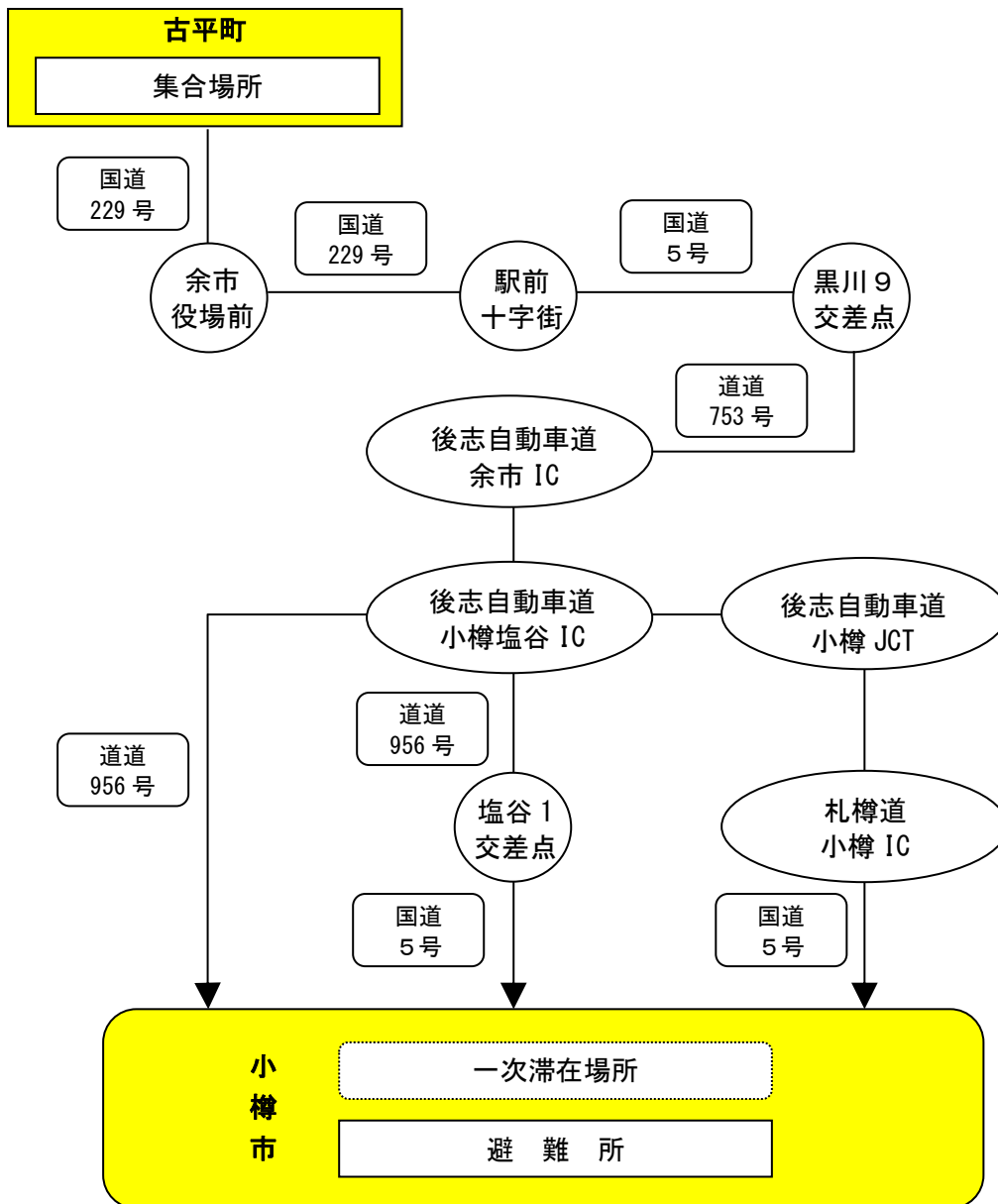
- (3) 避難経路

<古平町からの避難経路>

①一般道を通る避難経路



②高速道路を通る避難経路



3 避難者の滞在場所

道計画では、広域避難における避難所を旅館又は、ホテル等とすることとしているが、市公共施設等を一時滞在場所として活用し、避難者の受付や旅館又は、ホテル等の受入体制が整うまでの間、避難者の受入れを行う。

4 一時滞在場所

(1) 一時滞在場所の開設

市は、北海道又は古平町から住民の避難準備を行う旨の連絡を受けた場合、一時滞在場所の開設準備を行う。

なお、市は一時滞在場所及び一時滞在場所だけでは避難者を収容できない場合の予備滞在場所（以下「一時滞在場所等」という。）として開設を行う施設を古平町と協議の上、あ

らかじめ指定しておくものとする。

また、指定した施設が利用できない場合は、ほかの市指定避難所を充てることとする。

(2) 一時滞在場所等への職員の派遣

市は、一時滞在場所等を開設した場合は、その運営に必要な資機材を配備し、古平町職員の到着まで職員を派遣し業務の協力を行うこととする。

なお、派遣する職員は、市対策本部の下記の各班の人員とする。

(3) 一時滞在場所等での業務

一時滞在場所等は、避難所での受入体制が整うまでの滞在のほか、当該施設を中心に避難者の把握や生活支援を行う機能を有するものとなることから、市は、一時滞在場所等で次の業務を行うこととする。

※業務分担

部・班	担 当 業 務
総 括 部 総括班	・ 関係町村、市対策本部及び各班との連絡調整について
広報班	・ 避難者への事故状況などの情報提供・問合せ対応について
住民対策部 住民総括班・避難所 運営班・物資支援班	・ 避難者の受付及び避難者名簿の作成について ・ 避難所（旅館又はホテル等）の空き状況の把握及び避難者の割り振りについて ・ 避難所（旅館又はホテル等）で受け入れることができない避難者への宿泊の提供について ・ 自主避難者（避難所以外への避難者）からの連絡受付について ・ 一時滞在場所等周辺の交通整理、誘導について ・ 避難者の介護について ・ 寝具等の生活必需品の提供について
衛生対策部 医療班	・ 傷病者の救護について
産業対策部 商工班	・ 避難者の食事の提供について

5 業務の引継

避難町村職員が到着し、一時滞在場所での業務を開始することとなった場合は、関係書類のほか、口頭、文書にて業務を引き継ぐものとする。

なお、避難町村職員のみで、業務の遂行が困難な場合等、必要に応じ引き続き協力を行うものとする。

6 受入れができない場合

本市で地震等の災害が発生し、次の事態が生じた場合は、受入れの体制がとれない旨、北海道及び古平町に速やかに連絡するものとする。

(1) 一時滞在場所等となる施設が被災し使用できない場合

(2) 一時滞在場所等となる施設で市民等の収容を行わなければならない場合

(3) そのほか、本市において、甚大な被害が生じ、災害対応等のため受入体制の確保が困難と判断した場合

第4節 災害復旧計画

本節は、第2編と基本的に同様である。

第5節 補足資料

資料1 緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵層内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。

警戒事態を判断するEAL（AL）	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL（SE）	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL（GE）	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL（AL）	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

⑭ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
--	--

施設敷地緊急事態を判断するEAL（SE）	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL（GE）	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以外の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

※泊発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、「1」に該当する。

資料2

O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			アルミニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。  
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA(国際原子力機関)のGSG-2(原子力又は放射線緊急事態の準備と対応に用いられる判断基準)におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※10 O I Lとは、原子力施設において異常事象が発生した際、オフサイトの放射線量率等に基づき住民等の防護措置を実施する判断基準。

## 第6章 林野火災対策

### 第1節 対策の概括

#### 第1 対策の目的等

本章は、大規模火事災害から市民等の生命や身体、財産を保護するため、死傷者が多数発生する等大規模な火災災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、予防・応急対策について定めたものである。

#### 第2 災害予防計画の概要

本項では、林野火事災害時でも迅速・的確に対応ができるよう、平時から同災害に備えることが重要と考えるため、以下の項目で災害予防計画を取りまとめており、詳細は第2節に記載している。

#### 第3 災害応急計画の概要

本項では、被災後の市民生活の早期回復と地域経済の復興支援のために必要な措置について取りまとめており、詳細は第2編第3節に記載している。

### 第2節 災害予防計画

林野の火災においては、本計画の定めるところにより、その発生を予防するものである。

#### 第1 予防組織

市内のあらゆる国有、公有及び民有の林野を対象として、石狩森林管理署、後志総合振興局、消防本部、消防団、その他の関係機関及び団体と密接な連携の下に予消防に万全を期する。

#### 第2 予防計画

##### 1 林野火災予消防対策協議会の開催

融雪後直ちに関係機関を招集し協議会を開き、特に火入許可と山野草採取者の取扱いについて遺憾なきを期する。

##### 2 林野入口要所に山火予防のため、山火事注意旗等を掲示し注意を喚起するとともに、一般市民の関心を高める。

##### 3 危険期間中、関係機関に周知し、巡回監視を実施する。

#### 第3 消防体制の整備

##### 1 林野火災に即応する体制の整備を図り、消防対策に万全を期する。

##### 2 関係機関は、林野火災の発生や空中消火の実施に備え、迅速な情報の収集や伝達、

消火資機材及び薬剤の円滑な使用に向けた体制を整備するものとする。

## 第4 火災警報の発令

市長は、林野火災を未然に防ぐため、消防法第22条に基づく火災気象通報が気象台長から北海道を通じて本市に通報され、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令する。

なお、火災警報の発令は、北海道及び気象台と連携を密にして行うものとする。

### 第3節 災害応急対策計画

第2編第3節によるほか、防災関係機関との連携の下、次のとおり迅速・的確に対処を進め、被害を最小限にとどめるものとする。

#### 1 指揮体制の確立

消防の応援が必要となる林野火災が発生した際は、市対策本部を設置する。また、市対策本部において火災や活動に関する情報の収集や防御方針、戦術の立案、各部隊への伝達・運用を適切に実施するため、現地指揮本部を設置することとし、消防署長を現地指揮本部長とする。

#### 2 消防活動

##### (1) 地上・空中消火の連携

- ① 地上消火は、重要防御地点等への延焼を阻止するために目標となる線（以下「延焼阻止線」という。）を設定し、延焼阻止線外への延焼防止を主眼として行う。
- ② 空中消火は、延焼阻止線内の地上消火が困難な地域に対する消火活動を行う。

##### (2) 速やかな応援要請による部隊の増強

###### ① 事前の通報

林野火災を覚知した場合、必要な消防応援が速やかになされるよう、覚知後速やかに後志総合振興局、北海道防災航空室及び隣接する市町村に連絡する。

###### ② 応援の要請

第2編第3節第6第3項によるほか、次による。

ア 日没までの活動可能時間に配慮してできるだけ早期に応援を要請する。

イ 空中消火に必要なヘリコプターの機数については、給水場所、活動空域、予想活動時間、離着陸場の場所等を考慮しながら判断する。

ウ 自衛隊ヘリコプターの要請は、住民等の生命に被害が及ぶおそれがあり、かつ、消防防災ヘリコプターだけでは消火困難が見込まれる場合にするものとする。

#### 3 鎮火後の対応等

火災発生から消火までの記録を産業対策部及び消防部において協議し、現場における状況を的確に把握し、関係機関に報告するとともに、事後指導の強化を図る。

#### 第4節 災害復旧計画

本節は、第2編と基本的に同様である。

#### 第5節 補足資料

※現時点で特になし

## 第7章 大規模停電災害対策

### 第1節 対策の概括

#### 第1 対策の目的等

本章は、大規模停電災害から市民等の生命や身体、財産を保護するため、当該災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における予防・応急対策について定めたものである。

#### 第2 想定の被災

本計画の「第1編 総則」で想定した大規模停電災害は次のとおりである。

#### 第3 災害予防計画の概要

本項では、大規模停電災害時でも迅速・的確に対応ができるよう、平時から同災害に備えることが重要と考えるため、以下の項目で災害予防計画を取りまとめており、詳細は第2節に記載している。

#### 第4 災害応急計画の概要

本項では、被災後の市民生活の早期回復と地域経済の復興支援のために必要な措置について取りまとめており、詳細は第3節に記載している。

### 第2節 災害予防計画

#### 第1 事前対策

市及び北海道電力ネットワーク(株)は、大規模な停電が発生した場合、円滑に応急対策を実施できるよう、平常時から次の事項の整備、確認に努めるものとする。

- 1 情報収集・集約体制
- 2 連絡体制及び通信方法
- 3 非常用電源等の資機材確保
- 4 優先復旧すべき重要施設の所在
- 5 感電事故や電気火災の防止に関する市民等への広報
- 6 その他防災、応急対策に必要なこと。

### 第3節 災害応急対策計画

市域において、大規模停電により多くの市民等の生活に多大な支障を来たす、又は来たすおそれがあるとき、市及び北海道電力ネットワーク(株)小樽支店（以下、この節において「北海道電力ネットワーク(株)」という。）が行う応急対策等は、次のとおりとする。

## 1 小樽市

### (1) 市民等への応急対策

市は、長期にわたる停電が予想される場合、必要に応じて、次の対策に努める。

- ① 避難所の開設
- ② 食料、支援物資の供給
- ③ 非常用電源及び燃料の確保
- ④ 生命の維持に必要な医療機器の充電対応
- ⑤ 災害情報収集に必要な携帯端末機器等の充電対応
- ⑥ 市の対応が必要と認められる対策

### (2) 応急対策要請

市は、被害状況により、北海道電力ネットワーク(株)の応急対策に対し、次のことについて要請を行う。

- ① 医療機関、避難所施設等の重要施設の優先復旧
- ② 電源車配置等による重要施設の電源確保
- ③ 情報連絡員の確保
- ④ その他災害対応に必要なこと。

### (3) 大規模災害時における相互協力

市は、大規模災害時、北海道電力ネットワーク(株)自らだけでは対応が困難な場合にあって、市に支援要請があったときは、次のことについて、可能な限り支援を行う。

- ① 電線などに掛かる倒木や市道上に倒れた電柱等の除去作業
- ② 双方が所有する施設、敷地、資機材などの資源の相互提供

### (4) 災害広報

市は、北海道電力ネットワーク(株)から定期的に収集した情報については、ホームページ、SNS、FMおたる、広報車等を通じて、市民等への広報を実施する。

## 2 北海道電力ネットワーク(株)

### (1) 応急対策

北海道電力ネットワーク(株)は、電力供給の確保のための応急対策を同社が定める「防災業務計画」に基づいて実施する。

なお、応急対策の実施において、市からの要請があったときには、北海道電力ネットワーク(株)は、その実現に努めるものとする。

### (2) 情報伝達

北海道電力ネットワーク(株)は、次の事項について、事前に定めた通信手段により、市や関係機関へ定期的に報告する。

- ① 停電発生日時
- ② 停電原因
- ③ 停電地域
- ④ 停電規模
- ⑤ 被害状況

- ⑥ 応急対策実施状況
  - ⑦ 復旧見込み
  - ⑧ その他必要と認められる事項
- (3) 大規模災害時における相互協力
- 北海道電力ネットワーク(株)は、大規模災害時、自らだけでは対応が困難な場合、次の事項について、市に支援要請を行うことができる。
- ① 電線などに掛かる倒木や市道上に倒れた電柱等の除去作業
  - ② 双方が所有する施設、敷地、資機材などの資源の相互提供
- (4) 災害広報
- 北海道電力ネットワーク(株)は、停電状況や復旧見込みなどの情報について、次に示す広報媒体を利用して市民等に対し広報を実施するものとする。
- ① インターネットホームページ、X、Facebook
  - ② ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関
  - ③ 広報車

#### 第4節 災害復旧計画

本節は、第2編と基本的に同様である。

#### 第5節 補足資料

※現時点で特になし

## 第8章 その他事象の災害対策

### 第1節 対策の概括及び災害予防、災害応急対策、災害復旧計画

#### 第1 対策の概括

本章は、その他事象の災害（下記を想定）から市民等の生命や身体、財産を保護するため、下記のその他事象災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、災害予防・応急対策について定めたものである。

<その他事象の災害>

- 1 道路災害、2 鉄道災害、3 危険物等災害、4 火山災害、5 航空災害
- 6 武力攻撃事態等災害・・・国民保護計画で別途定めるもの、7 その他災害

#### 第2 災害予防、応急対策、復旧計画

##### 1 道路災害

道路構造物の罹災等に伴い、大規模な救助・救護、消火活動が必要とされる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、該当する箇所を所管する道路管理者を中心に早期に初動体制を整え、速やかに災害情報の収集を行いながら、防災関係機関としっかりと連携をした上で、必要な災害予防・応急対策を実施し、その後必要な復旧対策を進める。

##### 2 鉄道災害

鉄道における列車の衝突等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、鉄道事業者は早期に初動体制を整え、速やかに災害情報の収集を行いながら、防災関係機関としっかりと連携をした上で、必要な災害予防・応急対策を実施し、その後必要な復旧対策を進める。

##### 3 危険物等災害

臨港地区等以外の危険物等の災害対策は、第2編の大規模震災の予防・応急対策によるものとする。また、市及び防災関係機関は、近年の社会情勢の変化に伴い発生する大規模な火災や爆発、その他危険物（火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）が周辺に与えるリスクに対して迅速・的確に対処することとし、今後必要に応じて詳細を検討するものとする。

##### 4 火山災害

現時点では、近隣での火山活動が見当たらず災害の可能性がきわめて低いため、概括的な対処は定めていないが、今後必要に応じて詳細を検討するものとする。

## 5 航空機災害

現時点では、近隣に飛行場がなく災害の可能性が極めて低いため、概括的な対処は定めていないが、今後必要に応じて詳細を検討するものとする。

## 6 武力攻撃事態等災害

当該事象は、小樽市国民保護計画で別途定めるものとし、本計画に記載はしないものとする。

## 7 その他

その他、想定していない災害が生じた場合は、その都度対策を検討するものとする。

**小樽市地域防災計画**  
**(令和8年2月)**

編集・発行 小樽市防災会議  
事務局 小樽市総務部災害対策室  
小樽市花園2丁目12番1号  
電 話 0134-32-4111 内線 441,442,489  
E - m a i l saigai-taisaku@city.otaru.lg.jp